

虚飾を去り、實素實用を專一として精々用度を節略し、以て概ね官廳の費六千圓、因懲役場の費用四千圓、合せて壹萬貳千圓にして全く整頓仕度、就ては廢置縣以後贅官を省き、月給定額を節減し、他に積年配慮貯蓄の金凡壹萬貳千圓餘有、他に遺拂の道も無御座候、就ては是を以て右經營の費用に供し、官舎營繕定規の如く別段官費を仰がず、亦民政を要せず、悉皆右貯蓄の金を以落成に及び度、然るときは統治の道一層行届可申に付、前述の事状御諒察の上、具申の通移應新卒の儀御聽届被成下度、此機會に乘じ經營着手に及び候時は、民心狐疑の憂も無御座、福要機節々見込申候間、何卒至急御許可相成度、此段奉伺候、以上

但廢縣事務引繼の上は、指向便宜の爲め奈良表へ出張所置候見込に御座候

明治九年四月廿九日

堺縣參事 吉田 豐文

堺縣令 稅 所 篤

太政大臣 三條實美殿

指令

書面正院へ伺之趣者、詮議の次第有之難聞届候事

明治九年五月十日

内務卿 大久保利通

第十八節 大阪府管地西成・島上・住吉三郡の飛地を收む

明治七年八月四日大阪府管地攝津國西成郡北大道村・南大道村・橋寺村・同村新田地先六町壹反七畝

貳拾步貳厘を河内國茨田郡に、同國島上郡磯島村の參拾六町壹反貳畝壹步壹厘を同交野郡に、同國住吉郡七道領の五町貳反八畝拾七步を和泉國大島郡に編入し、本縣管地に屬せしめられたるを以て、翌九月二十四日大阪府より之が引渡を受け、合計四拾七町五反八畝八步參厘の地を收む。蓋し以上の土地は淀川及び大和川を隔て、本縣管内に飛地となり、官民共に種々不便を感ずるが爲め、大阪府と協議連名にて内務省に具狀する所ありしが、此に至り此の達を發せられしものなり。

● 本年八月四日を以て御達御座候（通稱は大阪府下に記載す）大阪府管下攝津國村々土地人民共、今般同府より受取、被仰出の通國郡組替仕候、此段御届申上候、以上

明治七年九月廿八日

堺縣令 稅 所 篤

太政大臣 三條實美殿

● 本年八月四日ん以て御達御座候大阪府管下攝津國村々土地人民共、今般同府より受取、被仰出の通國郡組替仕候、此段御届申上候、以

明治七年十月十四日

堺縣令 稅 所 篤

内務卿 伊藤 博文殿

● 本年太政官第百四號御達中、北大道村の中狼島・橋寺村地先同新田・南大道村地先、今般河内國茨田郡守口町へ編入、右名稱相應し、自今守口町と改稱候條、此旨布達候

明治七年十二月三日

堺縣 廳

第一篇 大阪府管地の分合 第四章 堺縣 第十八節 五三七

第十九節 奈良縣の管地を收む

明治九年四月十八日奈良縣を廢し、其の管地たりし大和全國を擧げて本縣管轄に屬せしめられ、五月一日土地人民・六月二十六日金穀租稅其の他全部の引渡を受け、大和全國を支配に收む。是に於て本縣管地は非常に膨脹して河内・和泉・大和の三國となる。依て差向き人民便宜の爲め、五月三日奈良に假出張所を設けて事務を取扱はしめしが、因に懲役の者多人數あるのみならず、事務の便益上同地に本縣出張所を置くの要あるを以て、内務卿に上申して其の許可を得、八月五日假出張所を廢して更に奈良出張所を置きしも、後郡區編成法發布せられて郡役所の設置せらるゝに及び、復た之を存するの要なきに至りしを以て、明治十三年四月三十日限り之を廢止せり。

明治九年四月十八日太政官第五十三號布告

足柄縣始左之通廢合並管轄被仰付候條、此旨布告候事

足柄縣を廢し、伊豆國は靜岡縣へ、相模國は神奈川へ合併

奈良縣を廢し堺縣へ合併 (頁下略)

明治九年四月十八日太政官達 堺縣へ

奈良縣被廢其縣へ被併候條、土地人民同縣より可受取、此旨相達候事

● 今般奈良縣被廢其縣へ合併被仰出候に付、事務受取の儀別紙規則に照準可取計、此旨相達候事

明治九年四月二十一日

内務卿 大久保利通

● 今般當縣被廢御縣へ被併候に付ては、此迄取扱來候事務の儀者、尙取調追て諸般成規の通御引渡可申候得共、差向土地人民別紙之通及御引渡候也

明治九年五月一日

舊奈良縣權令 藤井千尋

堺縣令 稅 所 篤 殿

(別紙)

一、大和國全圖 壹部

明治八年一月一日調

一、家 數 九萬九千四拾四軒

一、人 口 四拾參萬七百參拾四人

内 男 貳拾壹萬六千四百貳十八

内 學徒 貳拾貳人

大和國郡數 拾五郡

内 土旗 五千七百七拾八人

一、反 別 參萬五千貳百九拾九町六反七畝貳拾五步參厘

町數 千四百七拾ヶ村

但地租帳上を記す

内反別 百五拾壹町七反八畝拾參步參厘

大繩場

第一篇 大阪府管地の分合

第四章

堺縣

第十九節

此 高 五拾萬貳千六百八拾六石貳斗參升六合七勺六才四撮

此 貢米 貳拾萬貳千貳百六拾貳石貳升九合

一、大樋反別 貳百四町貳反六畝貳拾貳步

社寺土地

此 貢 米六百壹石六斗五合
金拾九圓拾壹錢

一、反 別 六百四拾五町壹反七畝五步

十津川郷 五拾六ヶ村

此地租 金六百七拾圓八拾五錢四厘

但百分の三稅

郡山 町數 貳百八拾五ヶ町

一、反 別 百貳拾七町貳反六畝四步貳厘

此 貢 金八百貳拾六圓拾八錢五厘

但百分一稅

右之通御座候也

明治九年五月一日

舊 奈 其 縣

● 今般奈其縣被廢當縣へ被併候に付、本年五月一日別紙寫之通土地人民受取申候、此段御届申上候、以上

明治九年五月三日

堺縣令 稅 所 篤

太政大臣 三 條 實 美 殿

別 紙 (前記舊奈其縣廢令の別紙を
添付のものと同じに付屬す)

明治九年五月四日堺縣甲第十六號達

令般奈其縣被廢當縣へ合併相成候に付、本月一日土地人民引繼相濟候條、此旨布達候事

● 今般奈其縣被廢當縣へ被併候に付ては、租稅出納金穀並警察金開路補助錢等、別冊之通去る六月廿六日請取申候、依て日錄寫四冊相添此段御届申候也

明治九年七月五日

堺縣令 稅 所 篤

別 冊 署

● 今般奈其縣被廢當縣へ被併候に付ては、本月一日土地人民受取渡仕候、依之差向人民便宜の爲め奈其表に於て一時假出張所を置き、判任の内派出爲致、別紙之件々事務爲取扱申候、此段御届申上候也

明治九年五月三日

堺縣令 稅 所 篤

内務卿 大久保利通 殿

追て支廳を廢置するは、伺を經施行可致管に候得共、本文之儀廢縣の際目今難關事件も有之候に付、一時便宜の爲め取設申候、尤事務引繼相濟候上は別段相伺可申、此段御断申上候

(別 紙) 假出張所取扱事務

一、民有地内建物類 一、諸興行類

一、縣郷村社神官・平寺の住職・陸墓掌了他行類 一、士族寄留届

一、士族・平民改名類 一、日覆類

一、士族・平民改印届 一、説教届 一、官私有地の社寺境内枯

木根覆り風折伐木類 一、棄兒届

一、區戸長身分に付て請届 一、警保事務

右之通御座候也

明治九年六月二十一日堺縣出張所達

大和國第一大区會議所に於て事務取扱候處、本日舊奈其縣廳へ移轉候條、明二十二日より諸願伺所等伺所へ可差出候、此旨、達

第一篇 大阪府管地の分合

第四章 堺縣

第十九節

五四一

候事

● 今般舊奈良縣事務引繼相濟候處、囚獄懲役の者多人數有之、本縣に於て處分難相成、其他事務の便宜に依り、當分の内奈良表へ本縣出張所を設け、左の課員派出、別紙之權限處分爲仕度候に付、早々御許可被下度、此段相伺候、以上

明治九年七月十八日

堺縣令 稅 所 篤

内務卿 大久保利通殿代理

内務少輔 林 友 幸 殿

課 員 (附す)

別 紙 (出張所取扱事務五月三日の上申と大同小異に付附す)

指令

書面伺之通

明治九年七月三十一日

内務卿 大久保利通

● 當出張所今六日より警察出張所へ移轉、同所に於て事務取扱候條、此段及御届候也

九年十二月六日

奈良出張所

本 縣 御 中

追て當出張所所轄へは其の旨相達置候、此段申添候也

明治十三年四月二十四日堺縣達

大 和 國

今般郡役所設置に付、本月三十日限奈良出張所相廢候條、此旨相達候事

第二十節 司法事務を大阪裁判所に引渡す

同年十二月大阪裁判所支廳を堺に置き、區裁判所を奈良に設置せられ、從來本縣に於て取扱ひ來りし司法事務は、同月十二日大阪裁判所に之が引渡を了せり。蓋し是れより先、訴訟日に増加し、定額の官員にて受理し能はざるに至りしを以て、明治八年十一月二十四日司法事務を大阪裁判所に合併するか、又は別に裁判所を設置せられたき旨を正院に申請して容れられざりしも、分離の機運や熟しけん、大阪裁判所は其の支廳を堺に置き、區裁判所を奈良に設くるに決し、其の場所を調査して支廳を寺地町東三丁の經阿彌陀寺に、區裁判所を舊奈良縣廳舎(當時本縣奈良出張所たりしを以て、同)に定めければ、同年十二月八日司法事務を同裁判所に引渡し、翌九日を以て大阪裁判所堺支廳・奈良區裁判所設置の旨を布達せり。是に於て從來久く執り來りし司法事務は、分れて同裁判所の取扱ふ所となる。

● 當縣民利兩務の儀、近年訴訟多々相増、毎日裁決指濟、定額の官員にて之を受理するに暇あらず、等外吏等相加へ從事爲致居候得共、日々數十の詎答に涉り、私共に於ても逐一審理を不盡事件出來、大審院御設置以來は罪人にも上告御指許相成居候處、一縣中行政司法の事務混淆致候に付、自然檢閲も行届兼、民權抑制に可至と此段甚甚慮仕候、就ては縣地の儀大阪裁判所へ接近にて、下々不便にも不相成繕奉存候間、當縣民利兩課の事務は同所へ合併受理相成候條可被仰付歟、又は別に裁判所御設置相成度、即今追々審判事務御擴張之際、前陳の事情具狀仕候條、宜御評議被成下度、此段上申仕候

第一篇 大阪府管地の分合

第四章 堺縣

第二十節

五四三

明治八年十一月二十四日

堺縣參事兼

七等判事 吉田 豐文

堺縣令 稅 所 篤

太政大臣 三條 實美 殿

追て本年一月以來民刑の訴數御見合の爲の錄呈仕候、以上

民事 十一月二十三日迄 八千九百八件

刑事 同日迄 千八百五件

指 令 (十三日付)

上申の趣難聞届候條、精々勉勵従事可致事

● 御管下五條又は舊奈良出張所其他官用の家屋等にて、當裁判所支廳或は區裁判所に可相用場所存之候は、致承知度候、乍御手數至急御取調の上御申越有之度候也

明治九年十月十三日

大阪裁判所長

清岡五等判事

吉田 堺縣參事 殿

● 兼て及御引合置候御縣裁判事務、來る十二月八日出院受取可申候、此段爲御心得申進候也

明治九年十一月廿四日

大阪裁判所長

清岡五等判事

吉田 堺縣參事 殿

明治九年十一月三十日堺縣達

● 明治九年十二月八日當縣裁判所事務大阪裁判所へ引渡候に付、調査の儀有之候條、來る五日より民刑事務不取扱候條、此旨布達候事

但急訴の儀は此限に非らず、尤大阪裁判所支廳・區裁判所等、當管内へ開設の節は更に可及布達候事

● 大阪裁判所管内泉州堺に支廳を設け代理官を置き、當分府縣裁判所章程に照し、堺縣管内に係る裁判事務取扱候條、此旨管下無洩相達候事

明治九年十二月九日

大阪裁判所長

五等判事 清岡 公 張

右之通申來候條此旨布達候事

明治九年十二月九日

堺 縣 廳

● 今般堺支廳管内奈良に區裁判所設置候條、勸解並裁判乞ふ者に別紙假規則 照準 可願出、此旨管下無洩相達候事

明治九年十二月九日

大阪裁判所長

五等判事 清岡 公 張

右之通申來候條此旨布達候事

明治九年十二月九日

堺 縣 廳

別 紙 (附 三)

● 當縣裁判所事務去る十二日悉皆大阪裁判所へ引渡相濟申候條、此段御届申上候、以上

明治九年十二月二十五日

● 堺縣參事兼七等判事 吉田 豊文

太政大臣 三條 實美 殿

第二十一節 廢縣せらる

明治十四年二月七日日本縣を廢し、其の管地を大阪府に合併せらる。顧れば明治元年六月二十二日の立縣以來、年を閱すること十有四年、内政の改革急激を極むるに際し、上は政府の施設に遵ひて適應處理し、下は管内民衆の秩序維持に努め、苦心經營將に漸く諸般施設の發展を見んとするに至れるの折柄、廢縣の報に接したる在縣當局者の心裏の如何なるものありしかを推測すると共に、其の廢縣の筆を執るに臨みては、一片惋惜の感なくんばあらず。

奉命書

堺 縣

今般其縣を廢し、大阪府に合併候條、引渡方可取計、此旨相達候事

明治十四年二月七日

右御達之趣奉敬承候、以上

元堺縣大書記官 吉田 豊文

太政大臣 三條 實美 殿

堺縣高等官歴代表

氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日
知事			判事			權判事		
小河彌右衛門	明治元年六月廿二日	同三年八月二十日	岡本 恭平	明治元年七月七日	同二年八月			
税所長 長藏	明治三年八月二十日		山田 勘解由	明治二年三月九日				
縣令			大參事					
税所長 長藏	明治四年七月廿二日	同十四年一月廿九日	清原真由美	明治二年八月	同三年九月廿七日	權大參事		
			藤井 千尋	明治四年二月十四日	同同 年七月廿二日	權參事		
			吉田 豊文	明治八年七月廿二日	同同 年一月二十日	權參事		
			大書記官					
			吉田 豊文	明治六年七月十九日	同同 年七月廿二日			

第貳篇 大阪府制度の變遷

第壹章 大阪府

第一節 大阪市街地を四大組に分ち町組を定む

明治二年五月四日日本府は其の管轄せる大阪市街地に於ける從來の三郷、即ち北組・南組・天満組の稱を廢して東西南北の四大組に分ち、大組の内諸町を組みて町組とし、且舊來の職制を改正せり。蓋し本府設置以來制度改善着手の第一步にして、諸般の改正は是れより漸次行はるゝに至れり。しかも此の明治維新以後に於ける改革を記せんとするには、勢ひ徳川氏時代に於ける市政の一斑より記せざるべからず。徳川氏は大坂市街地を其の直管とするや、大坂城代を置き、京橋口・玉造口の兩定番及び東西の兩大番頭ありて之が副となり、山里・青屋口・中小屋・雁木坂四加番の兩大番頭に屬するものありしも、此等は衛戍の局面に當り、其の専ら市政の衝に當りしは大坂町奉行なり。町奉行は老中の配下に屬し、訴訟の裁斷を初め其の他總ての政務を處理せる重任にして、元和五年九月十四日久貝政俊の東町奉行・島田直時の西町奉行に任せられたるものは其の初めなり。身分は麾下の士にして持高

壹千石以上參千石以下の者より選任し、役料は元祿四年以來壹千五百俵を給せらる。大坂三郷及び町
 續を管せしが、享保七年九月より攝津・河内・和泉・播磨の四ヶ國を新に管理せしめられて、其の地
 方に於ける公事訴訟は寺社共に其の支配となり、寛政八年更に鹽飽島を其の支配に屬せしめらる。事
 務所は京橋門外なる今の借行社の西より谷町一丁目に至る所にありて、東なるを東町奉行所といひ、
 西なるを西町奉行所といひ、後元祿九年正月奉行の定員は三名となり、内一名は在府し、二名は大坂
 に居りて大坂及び堺を併管したるも、同十五年十二月に至り復た二名となりて再び堺奉行を置き、享
 保九年三月の大火災後西町奉行所は本町橋東詰の鹽噌春屋の跡に移轉し、東町奉行所は舊の如くなり
 しが、慶應三年七月東西兩町奉行對立の制を廢して、舊東町奉行所表方を以て大坂町奉行所と爲し、
 舊東町奉行所奥向及び舊西町奉行所全部を役宅となし、八月堺町奉行を廢して大坂町奉行の所管とせ
 らる。其の兩町奉行の歴代氏名を擧ぐれば左の如し。

東町奉行

勤務年代	氏名
自元和五年九月十四日 至慶安元年二月二日	久貝因幡守正俊
自慶安元年二月二日 至寛文三年四月十六日	松平隼人正重綱
自寛文三年四月十六日 至延寶七年五月十一日	石丸石見守定次

西町奉行

勤務年代	氏名
自元和五年九月十四日 至寛永五年十月七日	島田越前守直時
自寛永五年十月七日 至萬治元年三月十九日	曾我丹波守古祐
自萬治元年三月十九日 至寛文元年九月十三日	曾我又左衛門近祐

自延寶七年六月十四日 至貞享三年五月八日	設樂肥前守貞政
自貞享三年五月八日 至元祿五年七月十日	小田切土佐守直利
自元祿五年七月十日 至同十三年十月廿六日	松平玄蕃頭忠周
自元祿十三年十月廿六日 至正徳元年四月廿二日	太田和泉守好敬
自正徳元年四月廿二日 至同二年六月一日	桑山甲斐守一慶
自正徳二年六月一日 至享保十四年二月十五日	鈴木飛騨守利雄
自享保十四年二月十五日 至元文五年三月十九日	稻垣淡路守種信
自元文五年三月十九日 至延享三年四月廿八日	松浦河内守信正
自延享三年四月廿八日 至寶曆四年一月十一日	小濱周防守隆品
自寶曆四年一月十一日 至同七年八月廿七日	細井安藝守勝爲
自寶曆七年八月廿七日 至同十二年九月六日	岡部對馬守元良
自寶曆十二年九月六日 至天明五年二月十五日	鶴殿出雲守長達
自天明五年二月十五日 至安永八年三月十九日	室賀山城守正之
自安永八年三月十九日 至天明三年四月十九日	土屋駿河守守直
自天明三年四月十九日 至寛政四年一月十九日	小田切土佐守直年

自寛文元年十一月十一日 至延寶五年九月十三日	彦坂壹岐守重紹
自延寶五年九月十三日 至天和元年六月十九日	島田越中守重頼
自天和元年六月十九日 至元祿元年四月九日	藤堂伊勢守良直
自元祿元年四月九日 至同三年十二月廿三日	能勢出雲守頼寛
自元祿三年十二月廿三日 至同八年十一月十四日	加藤大和守泰堅
自元祿八年十一月十四日 至同十四年八月十八日	永見甲斐守重直
自元祿十四年八月十八日 至寶永元年十月一日	松野河内守助義
自寶永元年十月一日 至同五年十二月十五日	大久保大隅守忠香
自寶永五年十二月十五日 至享保九年三月七日	北條安房守氏英
自享保九年三月七日 至元文三年二月廿八日	松平日向守勘敬
自元文三年二月廿八日 至延享元年九月廿八日	佐々美濃守成意
自延享元年九月廿八日 至寛延三年三月十一日	久松筑後守定郷
自寛延三年三月十一日 至寶曆五年七月廿二日	中山遠江守時庸
自寶曆五年七月廿二日 至同七年八月廿七日	櫻井丹後守政甫
自同七年八月廿七日 至天明二年九月十九日	興津能登守忠通

第二篇 大阪府制度の變遷 第一章 大阪府

第一節 五五一

勤務年代	氏名	勤務年代	氏名
自寛政四年一月十八日 至同七年六月廿八日	坂部能登守廣高	自明和二年十二月七日 至同六年八月十五日	曲淵甲斐守景漸
自寛政七年七月十六日 至同十年二月八日	山口丹波守直清	自安永四年二月廿一日 至同四年三月一日	神谷大和守清俊
自寛政十年三月廿一日 至文化三年八月十二日	水野若狭守忠通	自天明元年四月廿八日 至同元年五月廿六日	京極伊豫守高稟
自文化三年八月十二日 至同十三年四月廿四日	平賀式部少輔貞愛	自天明七年十月廿六日 至同七年十月廿六日	佐野備後守政親
自文化十三年五月十一日 至文政三年十月十七日	彦坂和泉守紹芳	自天明九年三月十四日 至寛政九年四月十四日	松平石見守貴強
自文政三年十月十七日 至天保元年十一月十五日	高井山城守實徳	自寛政九年四月十四日 至享和元年四月三日	成瀬因幡守正定
自天保元年十一月十五日 至同三年六月廿八日	曾根日向守次孝	自享和元年四月七日 至文化五年八月廿四日	佐久間備後守信近
自天保三年六月廿八日 至同五年七月八日	戸塚備前守忠榮	自文化五年八月廿四日 至同十年七月廿四日	齋藤伯耆守利通
自天保五年七月八日 至同七年三月八日	大久保讃岐守忠實	自文化十年七月廿四日 至同十二年八月二日	水野因幡守正篤
自天保七年三月八日 至同十年九月十日	跡部山城守良弼	自文政三年八月十二日 至文政三年三月十七日	荒尾但馬守成章
自天保十年九月十日 至同十三年八月六日	徳山石見守秀起	自文政三年三月十七日 至同十二年四月一日	内藤隼人正矩佳
自天保十三年八月六日 至弘化四年九月三日	水野若狭守忠一	自文政十二年四月一日 至天保二年九月十日	新見伊賀守正路
自弘化四年九月三日 至嘉永四年五月廿六日	柴田日向守康直	自天保二年九月十日 至同四年六月二十日	久世伊豫守廣正
自嘉永四年五月廿六日 至同五年九月十日	川路左衛門尉聖謨	自天保四年六月二十日 至同七年七月八日	矢部駿河守定謙

自嘉永五年十月八日 至安政四年二月廿四日	佐々木信濃守顯發	自天保七年十一月八日 至同十二年六月二十日	堀 伊賀守利堅
自安政四年二月廿四日 至同五年八月廿一日	戸田伊豆守氏榮	自天保十二年六月二十日 至同十四年二月廿四日	阿部遠江守正藏
自安政五年八月廿一日 至文久元年正月二十日	一色山城守直温	自天保十四年二月廿四日 至弘化元年十月廿四日	久須美佐渡守祐明
自文久元年正月二十日 至同三年正月廿三日	川村壹岐守修就	自弘化元年十月廿四日 至嘉永二年十一月廿七日	永井能登守尙徳
自文久三年正月廿三日 至元治元年五月六日	有馬出雲守則篤	自嘉永二年十一月廿七日 至同三年五月十六日	中野石見守長風
自元治元年五月六日 至同元年七月廿九日	堀 伊賀守利孟	自嘉永三年五月十六日 至同五年四月廿四日	本多加賀守安英
自元治元年七月廿九日 至同元年八月十三日	竹内下野守保徳	自安永五年四月廿四日 至安政元年五月十九日	石谷因幡守穆清
自元治元年八月十三日 至同元年九月十三日	古賀謹一郎増	自安政元年五月十九日 至同二年五月二十日	川村對馬守修就
自元治元年九月十三日 至慶應元年七月十七日	松平駿河守乘撲	自安政二年五月二十日 至文久元年七月十五日	久須美佐渡守祐雋
自慶應元年七月十七日 至同二年四月十七日	井上備後守義斐	自文久元年七月十五日 至同三年五月二日	鳥居越前守忠善
自慶應二年四月十七日 至同二年五月七日	中川備中守忠道	自文久三年五月二日 至慶應三年正月十三日	松平大隅守信敏
自慶應二年五月七日 至同三年五月廿二日	竹内日向守□□	自慶應三年正月十三日 至同三年正月廿七日	平岡 和泉守準
自慶應三年五月廿二日 至明治元年二月十九日	大久保筑後守忠恒	自慶應三年正月廿七日 至明治元年二月十九日	小笠原伊勢守長功

東西兩町奉行には與力・同心之に隸屬し、與力の役料は初め知行貳百石を與へられしが、元祿四年より藏米八拾石を給せられ、同心は現米拾石三人扶持たり。與力・同心には種々の職名ありて、時代に依りて多少の變動ありしならんも、與方に同心支配・目附・盜賊役・牢扶持あり、同心に組頭・筆頭・物書役・牢屋敷取締・同詰合役・町目附・盜賊方・御役所定詰役・盜賊捕方あり、兩者共に諸御用調役・遠國役・寺社役・川浚役・地方役・吟味役・御金役・御普請役・目安證文役・御小買物役・御藏目附・御鹽增勘定役・極印役・鐵砲役・絲割符唐物取締役・定町廻等ありて、一切の庶務を取扱ひ官吏の地位に立ちしが、其の人民の地位にありて町方の支配を爲すものは、三郷に於ける總年寄・各町に於ける町年寄等なり。

總年寄は松平忠明の市街整理を爲すに際し、町人の信用厚きものを選び、之を元締衆と稱して町割を爲さしめ、後更に水帳を制定し、地子銀を徴收せしめしが、元締衆はまた配下の各町に於て自己の信任せる人物を擧げて之に年寄を命じけるに、徳川氏の直管となりて兩町奉行の就職するに及び、新に總年寄と名づけて町方の支配を爲さしめ、北組拾人・南組六人・天滿組五人、計貳拾壹人なりしも、其の後増減ありて明治の初年には北組五人・南組四人・天滿組參人、計拾貳人となれり。總年寄は三郷中に發布せらるべき觸書口達類を町奉行より受けて町年寄に傳達するの外、町年寄を監督し、其の他民刑事に關せざる總ての市政事務を取扱ひ、現時に於ける區長に似たるものあり。純然たる名譽職にし

て官より手當として初めは一軒役を免せらるゝに過ぎざりしも、安永二年八月に至り五軒役を免せらる。其の出勤する所を總會所といひ、三郷に各一ヶ所宛を置き、北組の總會所は平野町八丁目(東區平野町八丁目)、南組の總會所は初め本町十丁目(東區本町十丁目)にありしが、享保九年の大火に罹りて南農人町一丁目に移り、天滿組の總會所は天滿七丁目(北區河内町七丁目)に設けらる。總年寄の下にありて總年寄を補助するは總代なり、總代はもと町代より出づ、町代は初め町奉行所に出頭して郷内の用務を承り、町奉行所にて之を總代と呼びしが、町代の用務繁多となるに及び、郷々より別に雇人を加へて公用を處理せしめしに、次第に事務に熟達しければ、單に雇人のみをして執務せしめ、之を總代と稱するに至れり。されば初め總會所内に起臥し、郷中より扶持銀を給せらるゝ一個の雇人に過ぎざりしも、子孫其の職を世襲して漸次官選の姿を爲し、其の人員は初め北組三人、南組・天滿組は各二人なりしも、後増加して北組は七人・南組は六人・天滿組は四人となり、毎年四月・十月の兩度に扶持銀を受け、北組總代は一人一年分家役一軒につき銀參分六厘四毛、此銀貳貫七百目餘、南組總代は同銀四分、此銀參貫貳百目餘、天滿組總代は同六分六厘六毛、此銀貳貫四百目餘なりしといふ。總代の外總會所にあるは若者・物書・小使等なり、若者の數は每郷總代の數に等しく、物書は初め每郷壹人宛なりしも後參人宛となり、給料は二ヶ月銀貳百目以内、小使は幕末には南北兩組各貳拾壹人・天滿組拾七人にして日給たり。

町年寄は各町にあり、任命は官選民選を併用したるものにして、其の手續は其の町内に於ける町人

家持壹人貳票宛投票し、町會所に立會開票の上高點者より順次氏名と得票數とを記載し、此中何人に町年寄を任せらるゝも一切苦情なき旨を連署して月行司に呈し、月行司は此書面と候補者の年齢・職業・財産・役數・履歷等を調査したる書類をも併せて之を總年寄に送り、總年寄は更に之を調査し、又人柄見と稱して候補者を總會所に召喚し、諸事を諮問して其の材を試み、兩三日を経て町中一統を召喚し、候補者中町奉行の許可を得たる一人に町年寄を命じ、請書を徴し、又誓書を出さしめしと。職務は總年寄より傳へられたる觸書口達類の町中通達を初めとし、其の他町内の諸事に干與し、一町一人の通則なるに拘らず、時には二町以上を兼帶せしことあり。給料なく手當として一軒役を免せられ、町中より袴摺料と稱して銀貳參百目を與ふるの例なり。其の出勤する所を町會所といひ、町會所に町代ありて總會所に總代あるが如し。町代は町人中の協議に依りて進退するものにして、其の人員は毎町壹人或は貳人なるも、小町に至りては兼勤するものあり、町年寄の使役するものにして、町中の公用に係る一切の事務を取扱ひ、給料は二ヶ月錢參拾貫文内外なりといふ。雇人に過ぎざるも、後遂に世襲の姿を爲せり。又月行司あり、毎町二人を置き、其の町の町人中より選出し、町年寄を輔け、町年寄の關員あるときは之が代理をも勤む、無給にして毎月交代せり。又町代の下に下役と稱するあり、一にあるきと呼び、小使の義にて給料は二ヶ月錢貳拾貫文内外なり。此外夜番あり、木戸番あり、垣外番あり、垣外番は町内の結婚・宮參・葬式等に際し、隨從して諸事を辨じて祝儀銀を受け、長吏

の配下に屬す。長吏は俗に四ヶ所天王寺・露田・道頓堀・天滿と稱し、同心の手先にして探偵のことを主り、別に給料を支給せず、各町家に就て年々秋冬の兩度に米を集め、また年末に至り節季候・大黒舞・鳥追と書したる板行を以て金を集め糊口を資く、役木戸と稱し、即ち芝居木戸方なる者之と同く出役せり。尙五人組あり、五人組は豊臣氏時代に於ける十人組の徳川氏時代に至りて五人組となりしものにして、必ずしも五戸に限れるにはあらず、四戸或は六戸を以て一組とせるものあり、土地家屋の賣買・家督相續には必ず五人組の連印を要し、連印なきものは法廷にて曲直を争ふの効力なかりしと。

徳川氏時代に於ける大坂市街の制度は此の如くにして行はれ來りしが、其の末造に至り慶應三年十月十四日將軍徳川慶喜政權を奉還し、翌明治元年正月幕府の兵と薩長兵と伏見鳥羽に衝突し、幕府の兵潰走し、將軍慶喜は海路江戸に去り、城兵退去し幕吏悉く遁走せしかば、此の虛に乗じて暴徒は市街の各所に出沒し、放火横奪人心恟々たりしが、同月十日征討將軍仁和寺宮着阪、三郷總年寄を牙營に召し、大政更始の令を市中に傳達せしめられ、總年寄以下の役を勤めしものは都て是迄の通りたらしめ、市中の取締は薩長兵に命せられ、ついで藝州兵來り、岸和田藩兵も來りて戍せり。翌二月二日公事訴訟等は大阪裁判所に申出でしめ、總年寄また日々出勤して諸布令の傳達及び市中諸般の公務を取扱ひ、市中の理治初めて緒に就き、閏四月總代の中三人は本廳詰となり、扶持銀一郷より一人に付一貫目宛、節季毎に公役掛を以て裁判所に於て支給せらるゝ旨を命せられ、十月更に七人を選び、日々府

廳内詰所に於て町人の願伺等書記のことを爲さしめられ、月給は當分の内金拾兩と定めらる。蓋し訴訟諸願の爲め出廳する者あるときは、數人附添來り、町人溜所或は下宿等にて酒食を爲し、其の冗費を本人に辨せしむるの弊ありしを以て、該附添人を禁ずるの意に出でしものならん。

かくて同年は經過せしが、政府は其の基礎の定まるに及び、漸次地方制度の改善を企圖し、明治二年二月五日府縣をして議事の制を建てしめ、又府縣施行順序を定めて戸籍を編制し戸伍を組立てしめられしかば、地區を定め戸口を詳にし、更に市制を定めたるもの即ち本項の改革是れなり。蓋し大阪市街地に於ける三郷地區の計畫は、元和以降鼎峙して動かす、後新開等に依り三郷各一區の地域を分管するあり、或は他區中に入りて若干町を管理するあり、又兩役地と稱へ市郡に兩屬するの地あり、頗る錯綜して施政上不便なるものあるを以て、該布告の發布を機として、一は地區を改正して以て齊整に歸せしめ、一は市制に改善を加へたるものならん。而して其の四大組の制は、現今に於ける四區制の基となるものなり。

四大組の區域は、大川筋土佐堀川以北・安治川南北町を北大組とし、長堀川・空堀筋以南を南大組とし、西横堀川以東を東大組とし、其の以西を西大組とせり。即ち東大組は舊北組南組の上町・船場と北組の玉造、南大組は舊南組の島之内・道頓堀及び玉造、西大組は舊三郷分管の堀江一圓と堀江以北古川以南の北組南組の地、北大組は舊天滿組と北組の中の島一圓にして、大組の内町數凡十ヶ町内外を組合

せて町組と爲し、東大組は一番組より二十六番組迄にて町數二百六十四、西大組は一番組より十四番組迄にて町數一百五十二、南大組は一番組より八番組迄にて町數八十八、北大組は一番組より十五番組迄にて町數一百二十八、合計四大組・六十三番組・六百三十二ヶ町なり。而して地區の改正と共に市中職制等にも大改正を行はれ、後漸次追加する所ありたれば、舊制は全く一新して左記の如くなれり。

一、大年寄 三郷制を破りて四大組と爲したる爲め、從來の三郷總年寄を廢し、新に各大組に大年寄一人を置きて、其の大組内の諸町組中年寄を監督せしむ。任期は八月より翌年七月迄とし、官選官給にして月給は初め十五兩を支給せられしが、後には貳拾兩となる。

一、助役 各大組毎に助役一人を置きて大年寄を輔佐せしむ、任期は八月より翌年七月迄とし、官選官給にして月給は拾兩を支給せられしが、明治三年五月に至り廢止せらる。

一、中年寄 大組の下に町組を置きたる爲め、各町組に中年寄一人を置きて、町組内の諸町年寄を監督せしむ。同年八月議事者の廢せらるゝに及び、町年寄と共に議事者と心得、町組會所に於て議事せしめらる。任期は八月より翌年七月迄とし、其の町組中の入札を以て、向後三年毎に七月下旬公選の上進退せしむるも、公選の上永續することを得せしむ。給額不明なるも、管理の廣狹公務の繁閑に従ひ、組内入費より支辨せり。然るに東大組の内十九人・西大組の内九人・南大組の内五人・北大組の内十二人、計四十五人は翌三年五月十三日廢せられ、又同年二月東大組第二十六番組

玉造に破格を以て添中年寄一人を置きしも之を廢して、四大組中年寄の數を定めて東大組六人・西大組四人・南大組三人・北大組三人、計十六人と爲し、且東大組六人の内三人は會議所・三人は勸業方、西大組四人の内二人は會議所・二人は勸業方、南大組三人の内一人は會議所・二人は勸業方、北大組三人の内一人は會議所・二人は勸業方とせり。蓋し經費を節して定員四分の一に減せられたるものなり

一、町年寄 各町には舊來の如く町年寄一人を置きて町内を支配せしめ、時に依りては一町内の總代に立つものとせり。同年八月議事者の廢せらるゝに及び、中年寄と共に議事者と心得、町組會所に於て議事せしめらる。任期は八月より翌年七月迄とし、其の町中の入札を以て向後三年毎に七月下旬公選の上進退せしむるも、公選の上永續することを得せしむ。給額は實費に依り町入費より支辨せり。

一、町行司 明治二年六月十九日從來の總代を廢して町行司を置き、給料は舊總代扶持の如く公役より支辨せり。

一、書役 明治二年六月四日從來の町代を廢して各町毎に書役一人を置き、給料は舊町代の如く町役に依りて之を支辨せり。其の町代を廢せしは從來町年寄は事務を自らせず、擧げて之を町代に委するの慣習ありしに依れりといふ。

一、五人組 明治三年六月八日初めて五人組の制度を定む。蓋し町組の編成に際し之が制を設けざりしを以て、此に至りて之を設けられたるものならん。而して舊來の組合を改め、向三軒兩隣都合六軒を以て一組とし、最後に於て定數に足らざるときは、七軒又は五軒たりとも一組とせり。組中月番を立て御布令等を組中に報告し、非常相救護し、組中親戚同様親密にし、他よりの移住者は五人組に加へ、若し不審あるときは早速町年寄に告げ、隱蔽することなからしむ。

一、議事者 明治二年二月府縣施行順序の規定に基き、同年三月三十日設置せられたる市政を議せしむるの議員にして、本府に於ける議事の機關なり。初めは各町組毎に一人を差出さしめしが、町組毎に一人を出すは頗る多人數に上るを以て、後には一大組幾人と改めらる。四月二十八日議事假法則を定め、本願寺難波別院内に假會議所を設け、立法布令豫め之が商議に下し、以て上下相戻らず諸事公議に決せしむ。任期は八月より翌年七月迄とし、其の組中の入札を以て向後三年毎に七月下旬公選の上進退せしむるも、公選の上永續せしむることを得せしむ。然るに同年八月之を廢し、中年寄及び町年寄をして議事者と心得しめ、會議日を一ヶ月三度と定め、組々會所に於て會議せしむることとなる。

一、町組會議所 町組の制を立てしを以て、明治二年五月四日各町組毎に其の中央の地に町組會議所を設置して、其の町組内の集議・御布令其の他傳達の事件を取計らふ所とせり。尙府よりも時々

出張して其の町組の事を尋ね、救助撫育或は盜賊防禦・非常保護等に手を下す事を計りて、上下隔絶の弊を除くこととせり。然るに明治三年五月七日町組會議所の内、其の大會議所のみを存して其餘は悉く之を廢止せらる。此の會議所は行政の一局にして、其の名稱妥當ならざるが如きも、議事者の設けありしより中年寄・町年寄を以て議員に代へ、各町組會所を以て議事所と爲せしより、轉じて聯合事務所の公稱となり、後日區戸長の事務所に會議所の名稱を付するに至りしも、實に此に原由せり。

一、町會所 町會所は從來存置せるものなりしも、町組會議所を設置せられたるを以て、明治二年六月四日一旦之を廢せられ、同三年五月七日町組會議所の内大會議所のみを存して其餘を廢せらるゝに及びて之を再立せらる。蓋し初め之を廢せられしは町費節減の主旨に出でたるも、爾後各町の用務は私に場所を設けて辨理し、町費を以て之に充て却て負擔を重くするものあるに依り、復舊せしめられしものなり。

東大組 (二十六番組・二百六十四ヶ町)

一番組 (八ヶ町)

- 伏見町 吳服町 四軒町 大豆葉町 尼ヶ崎町二丁目
- 七郎右衛門町二丁目 梶木町 大川町

二番組 (十一ヶ町)

- 濱町 津村東の町 津村西の町 津村中の町 津村北の町
- 淡路町切丁 龜井町 善左衛門町 道修町五丁目 古手町
- 七郎右衛門町二丁目

三番組 (九ヶ町)

- 南本町五丁目 南渡邊町 北渡邊町 雛屋町 本町五丁目
- 淨覺町 長濱町 津村南の町 御堂前町

四番組 (九ヶ町)

- 上難波町 北久寶寺町五丁目 源左衛門町 傳馬町 南久太郎町五丁目
- 同六丁目 西笹町 樵木町 北久太郎町五丁目

五番組 (九ヶ町)

- 長堀 心齋町 車町 長堀十丁目 南勘四郎町 平右衛門町
- 北勘四郎町 五幸町 初瀬町 淨國寺町

六番組 (八ヶ町)

- 今橋二丁目 北濱二丁目 本天満町 高麗橋二丁目 同三丁目

過書町 尼崎町一丁目 上人町

七番組 (九ヶ町)

百貫町 三郎右衛門町 中船場町 北鍋屋町 平野町二丁目

同三丁目 道修町二丁目 同三丁目 同四丁目

八番組 (八ヶ町)

本町三丁目 同四丁目 安土町二丁目 同三丁目 備後町四丁目

同五丁目 升屋町 南鍋屋町

九番組 (十ヶ町)

南久太郎町三丁目 同四丁目 北久太郎町三丁目 同四丁目 唐物町三丁目下半

唐物町三丁目上半 同三丁目下半 同四丁目 南本町三丁目 同四丁目

十番組 (七ヶ町)

北久寶寺町三丁目 同四丁目 南久寶寺町三丁目 同四丁目 同五丁目

茨木町 博勞町

十一番組 (九ヶ町)

順慶町三丁目 同四丁目 同五丁目 安堂寺町三丁目 同四丁目

同五丁目 鹽町三丁目 同四丁目 長 治郎兵衛町

十二番組 (七ヶ町)

北濱一丁目 今橋一丁目 高麗橋二丁目 本 鞆 町 道修町一丁目

平野町一丁目 東堀新築地

十三番組 (九ヶ町)

淡路町一丁目 同二丁目 瓦町一丁目 同二丁目 備後町一丁目

同二丁目 同三丁目 安土町一丁目 上魚屋町

十四番組 (九ヶ町)

本町一丁目 同二丁目 南本町二丁目上半 同二丁目 唐物町一丁目

同二丁目上半 北久太郎町二丁目 同二丁目 南本町二丁目

十五番組 (七ヶ町)

南久太郎町二丁目 同二丁目 北久寶寺町二丁目 同二丁目 南久寶寺町一丁目

同二丁目 金田町

十六番組 (九ヶ町)

金 澤 町 順慶町一丁目 同二丁目 安堂寺町一丁目 同二丁目上半

同二丁目下半 鹽町一丁目 同二丁目 橋本町

十七番組 (十ヶ町)

京橋二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目 同六丁目
彌兵衛町 釣鐘町 船越町 近江町 内兩替町

十八番組 (十ヶ町)

内淡路町二丁目 同二丁目 内平野町二丁目 内平野町 折屋町
内骨屋町 與左衛門町 豊後町 北新町三丁目 大澤町

十九番組 (十四ヶ町)

南新町三丁目 松江町 大津町 内本町太郎左衛門町 内本町橋詰町
内本町二丁目 小倉町 常盤町三丁目 同四丁目 伏見兩替町三丁目
同四丁目 農人橋二丁目 農人橋詰町 西下宿請所

二十番組 (十二ヶ町)

北谷町 南農人町二丁目 同二丁目 藤森町 江戸町
和泉町 農人橋材木町 松山町 粉川町 聚樂町
追手町 内久寶寺町

二十一番組 (十三ヶ町)

神崎町 駿河町 尾張坂町 住吉屋町 具足屋町
丹波屋町 松屋町表町 同裏町 播磨町 内安堂寺町
玉木町 萬年町 新瓦屋町

二十二番組 (八ヶ町)

谷町一丁目 同二丁目 島町一丁目 同二丁目 釣鐘上の町
北革屋町一丁目 同二丁目 石町

二十三番組 (九ヶ町)

龜山町 内淡路町三丁目 錦町一丁目 同二丁目 松尾町
南革屋町 北新町一丁目 同二丁目 谷町三丁目

二十四番組 (十一ヶ町)

南新町一丁目 同二丁目 徳井町 内本町上三丁目 鍋屋町
鍵屋町 常盤町二丁目 同二丁目 伏見兩替町一丁目 同二丁目
農人橋一丁目

二十五番組 (十三ヶ町)

立賣堀南裏町 立賣堀中の町 助右衛門町 藤右衛門町 孫左衛門町

七番組 (十六ヶ町)

幸町一丁目 同 二丁目 湊^{道頓堀}町 新難波中の町 新難波東の町
釜屋^{道頓堀}町 橋通一丁目 同 二丁目 南堀江一丁目 同 二丁目
北堀江一丁目 同 二丁目 御池通一丁目 同 二丁目 同 三丁目
吉野屋町

八番組 (十ヶ町)

南濱町 京町堀四丁目 同 五丁目 同 六丁目 兩國町
小右衛門町 坂本町 新淡路町 道空町 江戸堀四丁目

九番組 (十ヶ町)

三右衛門町^{立賣堀} 鐵^{立賣堀}町 阿波橋町 釘屋町 阿波町
岡崎町 海部町 劔先町 敷屋町 海部堀川町

十番組 (十一ヶ町)

立賣堀三丁目 同 四丁目 吉田町 西國町 阿波堀町
納屋町 薩摩堀中筋町 薩摩堀東の町 百間町 船坂町

中橋町

十一番組 (十一ヶ町)

御池通六丁目 宮川町 西濱町 二本松町 高橋町
清兵衛町 新平野町 出口町 上博勞町 立賣堀西の町
山本町

十二番組 (十五ヶ町)

幸町三丁目 新難波西の町^{道頓堀} 徳^{道頓堀}壽町 橋通三丁目 同 四丁目
同 五丁目 同 六丁目 南堀江三丁目 同 四丁目 同 五丁目
北堀江三丁目 同 四丁目 同 五丁目 御池通四丁目 同 五丁目

十三番組 (十四ヶ町)

葭屋町 松島町 船津町 幸町四丁目 同 五丁目
新^{道頓堀}戎町 新^同大黒町 松本町 伏見屋四郎兵衛町 下博勞町
桑名町 橋通七丁目 同 八丁目 玉手町

十四番組 (十ヶ町)

梅本町 江の子島東の町 江の子島西の町 崎吉町 山田町

南大組 (八番組・八十八ヶ町) 雜喉場町 兵庫町 石津町 江戸堀五丁目 土佐堀二丁目

一番組 (七ヶ町)

田島町 神崎町 生駒町 柏原町 立半町
高津五右衛門町 南瓦屋町

二番組 (十一ヶ町)

長堀 茂左衛門町 鱧谷一丁目 卜半町 小西町 九之助町一丁目
石灰町 道仁町 南問屋町 南竹屋町 高津町
道頓堀 大和町

三番組 (十ヶ町)

關町 九之助町三丁目 鱧谷二丁目 鍛冶屋町一丁目 同丁目
中津町 油町一丁目 同二丁目 同三丁目 道頓堀 宗右衛門町

四番組 (十二ヶ町)

高間町 南綿町 白銀町 山崎町 綿袋町
常珍町 玉屋町 南笠屋町 南米屋町 南塗師屋町

道頓堀 御前町 酒邊町

五番組 (十一ヶ町)

銚屋町 柳町 尾上町 菊屋町 木挽町北の町
木挽町中の町 木挽町南の町 道頓堀 布袋町 南壘屋町 南紺屋町
岩田町

六番組 (八ヶ町)

西横堀新築地 炭屋町 道頓堀 久左衛門町 三津寺町 南毛綿町
周防町 松原町 大寶寺町

七番組 (十五ヶ町)

西高津町 四高津新地一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目
同五丁目 同六丁目 同七丁目 同八丁目 同九丁目
日本橋五丁目 長町六丁目 同七丁目 同八丁目 同九丁目

八番組 (十四ヶ町)

日本橋一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 道頓堀 立慶町
道頓堀 吉左衛門町 道頓堀 九郎右衛門町 元伏見坂町 元堺町 元京橋町

元相生町 難波新地一丁目 同二丁目 同三丁目
北大組 (十五番組・二百二十八ヶ町)

一番組 (五ヶ町)

備前島町 網島町 野田町 相生東町 同西町

二番組 (六ヶ町)

今井町 白屋町 天満一丁目 同二丁目 同三丁目

同四丁目

三番組 (五ヶ町)

金屋町 信保町 天満五丁目 同六丁目 同七丁目

四番組 (十ヶ町)

東寺町前 鐵砲同心屋敷 岩井町 龍田町 農人町

河内町 壺屋町 高島町 瀧川町 天満八丁目

五番組 (七ヶ町)

鳴尾町 菅原町 天神筋町 宮の前町 市の町

天満九丁目 同十丁目

六番組 (五ヶ町)

天満船大工町 老松町 樋の上町 天満十二丁目 同下半

七番組 (十一ヶ町)

西信町 常安町 同裏町 本五分一町 宗是町

白子島町 久保島町 肥後島町 築島町 中の島上の鼻

上中の島町

八番組 (五ヶ町)

湊橋町 鹽屋六左衛門町 庄村新四郎町 小倉屋仁兵衛町 次郎兵衛町

九番組 (十四ヶ町)

安治川北一丁目 同二丁目 同三丁目 安治川梓ヶ鼻 安治川南二丁目

同二丁目 同三丁目 同四丁目 安治川上一丁目 同二丁目

富島一丁目 同二丁目 古川一丁目 同二丁目

十番組 (八ヶ町)

地下町 東樽屋町 南森町 越後町 堀川町

旅籠町 魚屋町 又次郎町

十一番組 (十ヶ町)

砂原屋敷 檜村屋敷 北富田町 南富田町 北木幡町
南木幡町 伊勢町 源藏町 小島町 西樽屋町

十二番組 (十ヶ町)

堂島裏二丁目 同二丁目 堂島船大工町 堂島新地中二丁目 同二丁目
同三丁目 堂島新地二丁目 曾根崎新地二丁目 同二丁目 曾根崎川上の口

十三番組 (十ヶ町)

堂島新地二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目 堂島新地裏町
堂島新地北町 堂島新船町 堂島彌左衛門町 堂島永來町 曾根崎新地三丁目

十四番組 (八ヶ町)

鈴鹿町 空心町 友古町 源八町 板橋町
唐崎町 典藥町 長柄町

十五番組 (十四ヶ町)

棕橋町 大工町 大鏡寺前 観音寺屋敷 五ヶ所助成地
夫婦町 堀川堤 三郷家請人引取小屋 池田町 綿屋町

夫婦池 攝津國町 北森町 有樂町

● 先般王政御一新に付而者、舊來之滋弊御洗除衆庶各其志を得生業を安からしむべきの厚き御趣意に候處、擾亂の益語事繁忙、奥羽之地漸く平定すると雖も、殘賊猶東隅に潛謀し諸民を苦しめ、王化未だ行届かず、恐多くも度々御東幸、玉體を勞し給ふ程之儀、特に當府は知事交代等にて、庶民撫育舊弊改正等其功を奏することを得ず、御仁慈の御趣意未だ下々へ貫徹せず、不得已次第とは乍中、速に御趣意を奉行すること能はざるは遺憾之事なり、依て自今以後府下之衆庶と公議を盡し、弊事を除き善制を取り、永世不朽之良法を建て、衆庶各其志を得生業を安じ、永く府下之繁榮安詳なるべき事を謀り、速に奉安、宸機度候條、衆庶能く此旨を體し、一致の御奉行を遂ぐべき事

一、府下は人家數萬舊來三郷に分つと雖も、人員日に増し家戸年に多く、更に區分を建て其の管轄を付するに非ざれば、下民の情實知れ難く、貧窮無告のもの救助方、善人孝子の賞應筋、盜賊惡黨の糺方、急變非常之警衛、凶年飢饉之平當向等何れも以て其手を下さ可き哉、隨て御仁慈の御趣意も貫徹し兼、敦厚誠實の御教化も行れがたし、依て諸町を組で町組を製し、府下を分て大組を製せざることを得ざるなり、其方法左の如し

一、大川筋土佐堀安治川より北を北大組とし、長堀筋空堀生駒町之場通より南を南大組とし、西横堀より東を東大組とし、西を西大組とす

一、大組の内町數凡十町内外を組合せ町組とす、家數土地の廣狭により其の宜を製し、必ず町數に拘泥すべからず
一、町毎に年寄役一人を置き、町内を支配し、時によりては一町内の總代に立つべし

一、町組毎に中年寄一人を置き、町組内の諸町年寄を管轄せしむ、又議事者一人を差出させ、下情を上達し、立法布令豫め之を商議に下し、以て上下相戻らず諸事公議に決することを要す、時によりては町組内の總代に立つべし

一、大組に大年寄役一人を置き、其の組内の諸町組中年寄を管轄せしむ、助役一人宛をも置くべし、依て是迄之三郷總年寄の名は廢止せり

一、町年寄以上何れも所勤方は、八月より翌年七月迄を一限と定む可し

一、中年寄・議事者は其の町組中の入札、町年寄等其町中の入札を以て、向後三年毎七月下旬公撰の上役儀進退すべし

但公撰の上永役之儀は不苦、役落病氣死去等にて不時交代は制外なり

一、町々諸入用之義は、年寄役明細に相記し、毎年町中へ可觸知、且一年の勘定帖惣高毎年八月より翌年七月迄を一限と定め、勘定濟之上帖當府へ差出し、且町方へも不洩様相示す可し

一、町組内の諸町は、盜難火災其外非常等有之節は互に相救ひ、共に渡世の安穩を計る可し

一、町組毎に凡そ中央の地にて會所を設け、町組内の集議御布令其外傳達之事件を取計ふ所とす可し、當府より時々出張、其町組之事を問尋れ、救助撫育或は盜賊防禦非常保護等に手を下す事を計りて、上下隔絶の弊を除く可し

一、町内饑寒孤獨廢疾無告之窮民は申すに不及、火災盜難に罹り、又は産業を失ひ、渡世難澁に立至るものあるときは、速に申出べきは勿論なれども、大年寄を始め町役人共も精々申合、平生扶助の道を盡すべき事

但組内之者必至困窮に迫り、非命の死を遂げ、或は乞食に零落し、又は悪心を生じ、盜賊に陥る者あるは、畢竟平生世話不行届の故なれば、其町内役方之者も越度たるべし

一、善行奇特人有之時は、町組内は謂ふに及ばず、他町組たりとも互に穿鑿し、早速申出べし、善人の出るは兼て示し方の宜き

故にて其町組内の美事たり、常人は勿論品に依り其町組内役方之者迄も褒美及ぶべし

一、町組内放蕩無賴之者有之時は、其組町内役方之者、其父兄並親戚共に厚く教諭を加へ善道に導くべし、萬一異見を用ひず尙ほ惡行相募るに於ては申出べし

一、町組内諸願事訴訟又は難澁之筋申出る節は、其町組内役方之者篤と聞糺し、速に取次申出べし、萬一彼是故障を生じ、町役人之許に沈滞せしめ、又は不正の取計振有之に於ては曲事たるべし

一、町組寄合之節は自分辨當たるべし、飲食雜談に長じ町方の妨を爲すべからず、猶又家屋敷買得・借家々替振舞・名前切替其外何事によらず、歩一祝酒等差出す事一切禁之、若し品々名目を付け過當の軒役取立るもの有之に於ては皆方可申付候條、總て無益の入費を省き、正路之取捌肝要たる可し

右町組を製する事、第一には市街端々に至る迄難澁無告之窮民は素より、不仕合にて産業差開零落に及ぶもの、類、明細に相分け救助撫育速に被行度、或は善人孝子其事實詳に相分り無洩褒美被行、諸人の模範とし風儀を善に導き度との義、第二には無賴の暴害を禁じ、各安穩に渡世をせしめん爲め、第三には比隣相親み、隣町互に助け、永く府下安靜各職業盛大ならしめんとの儀に付、衆庶厚く此旨を體し、御仁政を奉戴す可し、別而諸町役々之者は職務無怠誠實に力盡し、上は王化の宣布を助け奉り、下は諸民永世の潤益を謀るべき心懸肝要たるべき者也

右之趣三郷町中無洩相達するもの也

巳五月四日

大阪府

演 舌

一、此度市中取締の爲め布令書之通改革いたし候間、其意を辨別いたし、混同不致諸町々年寄共へ厚く及説諭、右年寄共より一

町限町人其外へ申論候様可取計事

- 一、是迄一郷限借入金之儀、假令一郷内相離れ他組に加里候とも、右借入金之儀は従前之姿を以て引受候助に可有之候共、猶大年寄・中年寄輿論を遂げ、公平の所置いたし、其段可申出候事
- 一、丁代之儀廢止致候得共、舊弊取締書夜に召仕候儀は差支無之候間、其段町々年寄共へ申合候様可致候事
- 一、布令書町々相違候儀は、前體年寄へ申論之節相渡候様可致候事

- 此度諸町番組左之通被相定候、右は諸組の稱呼相違候迄にて、全番組を以て大々等級相定候儀には無之候條、此旨相心得甲乙を争ひ候様之儀有之間敷事

巳五月四日

大阪府

左記 (天文部議の通に付録す)

- 此度府下を分て大組を製し、大組之内諸町を組で町組とし、其中央に會議所取立に付、是迄町々會所之儀を悉く廢止、尙町代も唱ふるもの廢し、更に書役一人を可置、尤町年寄自身御用事町用諸世話等可取計は勿論之事

但書役之儀是迄町代之如く、町内の諸用も更恣に致し候様不相成、専ら年寄引請可申候事

巳六月四日

大阪府

- 上下情實暢いたし、下々鬱滞之患なき爲め議事者を設置候處、元來それ爲の大年寄以下役々設置候事にて、特に此度中年寄を設候儀に付、一旦申付置候得共以後々の名義を廢し候、尤中年寄・町年寄共則議事者と相心得、時々組々於會所議事いたし、心得之廉々無伏藏可申出候事

右に付會議日一ヶ月に三度立置、組々於會所會議可致、其節心付申出度もの、勝手次第同所へ可罷出もの也
右之趣四町々無洩相違するもの也

巳八月

大阪府

明治三年六月八日大阪府達

府下市中五人組の儀、此度従來の組方改革致、向後借屋人に到迄五人組の名義を以、向ひ三軒兩隣都合六軒を一組とし、割残り右數に不至節は、七軒又は五軒に割付可申候事

- 一、五人組の儀親戚同様親しく可相交候事
 - 一、五人組の内月番相立、御布令等は其町年寄より月番へ相渡、月番より組内へ無洩可通事
 - 一、他所他町より引越來候者も五人組へ相加へ可申、引越人出生等は家主より可相糺候得共、若不審なる者に候は、早速町年寄へ可申候、自然右體の者含を以住居被致置相糺候は、可爲曲事候事
 - 一、火災盜難非常の節相互に救ひ合、不實薄情の仕向致同敷候事
- 右之趣四組町々へ無洩可相違、尤年寄共承知之段刻付下札可致もの也

改正當時に於ける四大組の區域は前記の如くなりしが、翌三年九月に至り、順慶町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・淨國寺町・初瀬町・五幸町・安堂寺町一丁目・同二丁目上半・同二丁目下半・同三丁目・同四丁目・同五丁目・北勘四郎町・鹽町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・南勘四郎町・長堀橋本町・同治郎兵衛町・同心齋町・車町・長堀十丁目・長堀平右衛門町・

尾張坂町・丹波屋町・松屋町表町・松屋町裏町・播磨町・内安堂寺町・玉木町・萬年町・新瓦屋町・山家屋町・櫻町・坂田町・上本町四丁目北半・同四丁目南半・札の辻町・玉造平野口町・同稻荷新町・同上木綿町・同上清水町・同撞木町・同仁右衛門町・同菱屋町・同岡山町・同稻荷門前町・同禰宜町・同稻荷中の町・同下清水町・同伏見坂町の五十四ヶ町を割きて南大組に編入せられしかば、其の番組等に異動を生じたるなるべしと思惟せられしも、公文・公簿其の他の書類中之に關する文字に接せざるを以て、其のまま處理するの已むを得ざりしに、印刷間近くなりて一枚の木版刷を得たり。大阪四組町名一覽を題し、明治三年十二月大阪堺筋大寶寺町角豊田屋宇左衛門の出版にして、同年十二月町々組替再刻と記せり、即ち東大組の内を南大組に編入したる爲め、明治二年五月の番組及び町組に改正の加へられたるものと知らる。然れども前記の如く公文・公簿其の他の書類中に改正の行はれしことの文字に接せざるを以て、其の果して實施せられたるものなるかに就ては俄に其れと斷定するに苦む。しかも之を記せざるに於ては此の組替のありしこと永く不明に終らざるかを恐る。依て今參考として左に之を掲記し以て精査を後賢に望む。尙此の改正は東大組の五十四ヶ町を南大組に編入の結果、東大組は二十二番組・二百十ヶ町、南大組は十五番組・二百四十二ヶ町となる。西・北兩大組は何れも町組に變更せしのみにて番組の數に異動なし、即ち西大組は十四組・一百五十二ヶ町、北大組は十五組・二百二十六ヶ町なり。依て四大組の總計は六十六番組・六百三十ヶ町にして、明治二

年五月の其れに比すれば、番組に三を増して町數に二を減す。其の町數に二を減するは、北大組に於て中の島上の鼻と三郷家請人引取小屋の記せられざるに依る。

東大組 (二十二番組・二百十ヶ町)

一 番組 (八ヶ町)

伏見町 吳服町 四軒町 大豆葉町 尼ヶ崎町二丁目
 梶木町 七郎右衛門町二丁目 大川町

二 番組 (十一ヶ町)

濱町 津村東の町 津村西の町 津村中の町 津村北の町
 淡路町切丁 龜井町 善左衛門町 道修町五丁目 古手町
七郎右衛門町二丁目

三 番組 (九ヶ町)

南渡邊町 北渡邊町 雛屋町 南本町五丁目 本町五丁目
 淨覺町 長濱町 津村南の町 堂前町

四 番組 (九ヶ町)

上難波町 北久寶寺町五丁目 源左衛門町 傳馬町 西笹町

南久太郎町五丁目 同 六丁目 樫木町 北久太郎町五丁目

五番組 (八ヶ町)

今橋二丁目 北濱二丁目 本天満町 高麗橋二丁目 同 三丁目

過書町 上人町 尼ヶ崎町一丁目

六番組 (九ヶ町)

百貫町 三郎右衛門町 中船場町 北鍋屋町 平野町二丁目

同 三丁目 道修町二丁目 同 三丁目 同 四丁目

七番組 (八ヶ町)

本町三丁目 同 四丁目 安土町二丁目 同 三丁目 南鍋屋町

升屋町 備後町四丁目 同 五丁目

八番組 (十ヶ町)

南久太郎町三丁目 同 四丁目 北久太郎町三丁目 同 四丁目 唐物町三丁目上半

同 三丁目下半 同 四丁目 同 二丁目下半 南本町三丁目 同 四丁目

九番組 (七ヶ町)

北久寶寺町三丁目 同 四丁目 南久寶寺町三丁目 同 四丁目 同 五丁目

茨木町 博勞町

十番組 (七ヶ町)

北濱一丁目 今橋一丁目 高麗橋二丁目 本鞆町 道修町一丁目

平野町一丁目 東横堀新築地

十一番組 (九ヶ町)

淡路町一丁目 同 二丁目 瓦町一丁目 同 二丁目 備後町一丁目

同 二丁目 同 三丁目 安土町一丁目 上魚屋町

十二番組 (九ヶ町)

本町一丁目 同 二丁目 南本町一丁目上半 同 一丁目下半 唐物町一丁目

同 二丁目上半 北久太郎町一丁目 同 二丁目 南本町二丁目

十三番組 (八ヶ町)

南久太郎町一丁目 同 二丁目 北久寶寺町二丁目 同 二丁目 南久寶寺町一丁目

同 二丁目 金田町 金澤町

十四番組 (十ヶ町)

京町二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 同 六丁目

彌兵衛町 釣鐘町 船越町 近江町 内兩替町

十五番組 (十ヶ町)

内淡路町二丁目 同二丁目 内平野町二丁目 内平野町 折屋町
内骨屋町 與左衛門町 豊後町 北新町三丁目 大澤町

十六番組 (十四ヶ町)

南新町三丁目 松江町 大津町 内本町支那左衛門町 内本町橋詰町
内本町二丁目 小倉町 常盤町三丁目 同四丁目 伏見兩替町三丁目
同四丁目 農人橋二丁目 農人橋詰町 百下宿請所

十七番組 (十ヶ町)

和泉町 南農人町二丁目 材木町 内久寶寺町 住吉屋町
具足屋町 松山町 駿河町 神崎町 粉川町

十八番組 (十三ヶ町)

南農人町二丁目 藤森町 江戸町 追手町 聚樂町
南谷町 龍造寺町 上堺町 上本町二丁目 同二丁目
同三丁目 鈴木町 北谷町

十九番組 (八ヶ町)

谷町一丁目 同二丁目 島町一丁目 同二丁目 釣鐘上の町
石町 北革屋町二丁目 同二丁目

二十番組 (九ヶ町)

龜山町 内淡路町三丁目 錦町一丁目 同二丁目 松尾町
南革屋町 北新町一丁目 同二丁目 谷町三丁目

二十一番組 (十一ヶ町)

南新町二丁目 同二丁目 徳井町 内本町上三丁目 鋸屋町
鍵屋町 常盤町二丁目 同二丁目 伏見兩替町二丁目 同二丁目
農人橋一丁目

二十二番組 (十三ヶ町)

紀伊國町 越中町二丁目 同三丁目 左官町 同拐屋町
同柏木町 同大和橋町 同森町 同國分町 同八尾町
同丸葉町 同西伊勢町 同半入町

西大組 (十四番組・一百五十二ヶ町)

一番組 (十三ヶ町)

齋藤町 船町 玉水町 白子町 布屋町
 白子裏町 土佐堀二丁目 同二丁目 江戸堀二丁目 同二丁目
 同三丁目 同四丁目 同五丁目

二番組 (十三ヶ町)

京町堀二丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目
 同六丁目 權屋町 麴町 茶染屋町 家根屋町
 籠屋町 福井町 玉澤町

三番組 (七ヶ町)

油掛町 信濃町 奈良屋町 海部堀川町 新鞆町
 新天満町 瀬戸物町

四番組 (十二ヶ町)

權右衛門町 神田町 伊達町 衞町 箱屋町
 豊島町 立賣堀^{立賣堀}古金町 帶屋町 讚岐屋町 口向町
 立賣堀二丁目 同二丁目

五番組 (七ヶ町)

新京橋町 新堀町 九軒町 佐渡屋町 吉原町
 佐渡島町 瓢箪町

六番組 (十ヶ町)

孫左衛門町 藤右衛門町 立賣堀^{立賣堀}助右衛門町 立賣堀中の町 立賣堀南裏町
 小濱町 橋町 白髮^{長堀}町 富田屋町 宇和島町

七番組 (十七ヶ町)

吉野屋町 御池通一丁目 同二丁目 同三丁目 北堀江一丁目
 同二丁目 南堀江一丁目 同二丁目 橋通一丁目 同二丁目
 新難波東の町 同中の町 釜屋^{道頓堀}町 徳壽町 幸町一丁目
 同二丁目 湊町

八番組 (十三ヶ町)

新淡路町 坂本町 道空町 山田町 石津町
 兵庫町 小右衛門町 兩國町 雜喉場町 崎吉町
 江の子島東の町 同西の町 梅本町

九番組 (十ヶ町)

南濱町 劔先町 敷屋町 岡崎町 海部町
阿波町 三右衛門町 釘屋町 鐵立賣堀町 阿波橋町

十番組 (十一ヶ町)

中橋町 立賣堀三丁目 同四丁目 船坂町 薩摩堀東の町
吉田町 西國町 百間町 納屋町 薩摩堀中筋町
阿波堀町

十一番組 (十一ヶ町)

新平野町 山本町 立賣堀西の町 出口町 御池通六丁目
宮川町 高橋町 二本松町 西濱町 上博勢町
清兵衛町

十二番組 (十四ヶ町)

御池通四丁目 同五丁目 北堀江三丁目 同四丁目 同五丁目
南堀江三丁目 同四丁目 同五丁目 橋通三丁目 同四丁目
同五丁目 同六丁目 幸町三丁目 新難波西の町

十三番組 (十四ヶ町)

松島町 伏見屋四郎兵衛町 松本町 玉手町 桑名町
葎屋町 橋通七丁目 同八丁目 新大黒町 同新戎町
幸町四丁目 同五丁目 船津町 下博勢町

十四番組

松島廓

南大組 (十五番組・一百四十二ヶ町)

一番組 (七ヶ町)

田島町 宮崎町 生駒町 柏原町 立半町
南瓦屋町 新瓦屋町

二番組 (十一ヶ町)

長堀 茂左衛門町 鱸谷一丁目 卜半町 小西町 九之助町二丁目
石灰町 道仁町 南問屋町 南竹屋町 高津町
道頓堀 大和町

三番組 (十ヶ町)

關 町 九之助町三丁目 鱧谷二丁目 中津町 鍛冶屋町一丁目
道頓堀 同 二丁目 油町一丁目 同 二丁目 同 三丁目 宗右衛門町
 四 番 組 (十二ヶ町)
 高間町 南綿町 白銀町 山崎町 綿袋町
 常珍町 玉屋町 南笠屋町 南米屋町 南塗師屋町
道頓堀 御前町 酒邊町
 五 番 組 (十一ヶ町)
 銚屋町 柳町 松原町 菊屋町 木挽町北の町
 同 中の町 同 南の町 布道頓堀袋町 南疊屋町 南紺屋町
 岩田町
 六 番 組 (八ヶ町)
 西横堀新築地 炭屋町 久左衛門町 三津寺町 周防町
 南毛綿町 尾上町 大寶寺町
 七 番 組 (十ヶ町)
 西高津町 西高津新地二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目

八 番 組 (十一ヶ町)
 高津五右衛門町 立道頓堀慶町 同 吉左衛門町 九同耶衛門町 元堺町
 元伏見坂町 元京橋町 元相生町 難波新地一丁目 同 二丁目
 同 三丁目
 九 番 組 (九ヶ町)
 日本橋一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 長町六丁目 同 七丁目 同 八丁目 同 九丁目
 十 番 組 (九ヶ町)
長堀 心齋町 車町 長堀十丁目 南勘四郎町 平右衛門町
 北勘四郎町 五幸町 初瀬町 淨國寺町
 十一 番 組 (九ヶ町)
 順慶町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 安堂寺町三丁目 同 四丁目
 同 五丁目 鹽町三丁目 同 四丁目 治郎兵衛町
 十二 番 組 (八ヶ町)

長堀 橋本町 鹽町一丁目 同二丁目 安堂寺町一丁目 同二丁目上半

同二丁目下半 順慶町一丁目 同二丁目

十三番組 (八ヶ町)

内安堂寺町 播磨町 尾張坂町 丹波屋町 松屋町表町

同 裏町 萬年町 玉木町

十四番組 (六ヶ町)

山家屋町 櫻町 上本町四丁目北半 同 南半 札之辻町

坂田町

十五番組 (十三ヶ町)

玉造 平野口町 同 稻荷新町 同 上木綿町 同 上清水町 同 撞木町

同 仁右衛門町 同 菱屋町 同 稻荷門前町 同 彌宜町 同 稻荷中の町

同 下清水町 同 伏見坂町 同 岡山町

北大組 (十五組・一百二十六ヶ町)

一番組 (五ヶ町)

備前島町 網島町 野田町 相生東町 同 西町

二番組 (六ヶ町)

天満一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 白屋町

今井町

三番組 (六ヶ町)

天満五丁目 同六丁目 同七丁目 龍田町 信保町

金屋町

四番組 (四ヶ町)

高島町 農人町 河内町 壺屋町

五番組 (九ヶ町)

天満八丁目 同九丁目 同十丁目 宮の前町 天神筋町

鳴尾町 菅原町 市之町 瀧川町

六番組 (五ヶ町)

天満十一丁目 同 下半 樋の上町 老松町 天満船大工町

七番組 (八ヶ町)

西信町 本五分一町 宗是町 白子島町 久保島町

肥後島町 築島町 上中の島町

八番組 (七ヶ町)

常安町 同 裏町 次郎兵衛町 小倉屋仁兵衛町 湊橋町

鹽屋六左衛門町 庄村新四郎町

九番組 (十四ヶ町)

安治川上二丁目 同二丁目 同北一丁目 同二丁目 同三丁目

同南一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 富島一丁目

同二丁目 古川一丁目 同二丁目 安治川粹ヶ鼻

十番組 (八ヶ町)

越後町 堀川町 東樽屋町 地下町 旅籠町

魚屋町 又次郎町 南森町

十一番組 (十二ヶ町)

西樽屋町 小島町 南木幡町 北木幡町 砂原屋敷

北富田町 南富田町 伊勢町 源藏町 檜村屋敷

五ヶ所助成地 堀川堤

十二番組 (十ヶ町)

堂島船大工町 堂島裏一丁目 同二丁目 堂島永來町 堂島彌左衛門町

堂島新船町 曾根崎新地二丁目 同二丁目 同三丁目 曾根崎川上の口

十三番組 (十ヶ町)

堂島新地一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目

堂島新地中二丁目 同二丁目 同三丁目 堂島裏町 堂島北町

十四番組 (十二ヶ町)

長柄町 鈴鹿町 友古町 源八町 空心町

板橋町 典藥町 唐崎町 岩井町 觀音寺屋敷

東寺町前 元鐵砲同心屋敷跡

十五番組 (十ヶ町)

棕橋町 大工町 攝津國町 綿屋町 夫婦町

池田町 北森町 有樂町 大鏡寺前 夫婦池

第二節 大阪市街地のいろは組分畫

明治四年五月八日戸籍法施行の趣旨に基き、四大組中の街區改正と共に從來の町組を廢し、更にいろは別を以て五十八組に分ち、其の組内に於ては町數一二ヶ町より五六ヶ町迄、人口戸數の平均を取りて内割を爲し、順次番號を附し、何組何番と唱呼して混雜せざらしむ。即ち東大組はいよりねまでの二十組にして番數六十八、西大組はいよりぬ迄の十組にして番數五十四、南大組はいよりた迄の十六組にして番數五十七、北大組はいよりを迄の十二組にして番數三十三、合計五十八組・番數二百二十二なり（左記の本府達、五十四組・番數二百十四、見ゆるものに符合せず、又舊市制記に東大組二十組・番數六十八、西大組十一組・番數五十九、南大組十六組・番數五十七、北大組十二組・番數三十二、計五十九組・番數二百十六とせるものにも符合せず、後賢の精査を俟）。町組の改正に伴ひ、従前の町年寄は廢せられて新に少年寄を置き、各一番號に一人を配置し、月給金拾圓と定めらる。蓋し前項制度の下に於ては、四大組の各町に町年寄一人宛を置きしが爲め、報酬を多く要するのみにて事務の實績之に伴はざるを以て、其の管轄の區域を廣くし給料を豊かにし、才能の者を擇ばんとの主旨に出でしものなりといふ。而して古來一切の公事に預るものは、其の町内に土地家屋を所有せる町人、及び其の町以外に住して其の町内に土地家屋を有せる者の代理即ち家守のみにして、借家人は毫も權利なかりしが、九月十九日少年寄の撰擧法を定めて、當器のものは借家人たりとも推擧すべき旨を命じて此の舊慣を打破せり。又書役及び町行司は従前の通り存したりしも、

書役は種々の弊害を認められしかば、十月十二日之を廢し、町行司は翌五年二月十三日亦廢止せられたり。

東大組 (二十組・番數六十八・二百九ヶ町・附屬地十一ヶ所)

い組 (番數四・十一ヶ町・附屬地一)

- 一 番 谷町一丁目 京橋二丁目 同 三丁目
- 二 番 京橋四丁目 同 五丁目 同 六丁目
- 三 番 石 町 彌兵衛町 附屬 座摩社旅所
- 四 番 島町一丁目 同 二丁目 内 兩替町

ろ組 (番數四・十一ヶ町・附屬地二)

- 一 番 谷町二丁目 御鐵砲屋敷跡 釣鐘上の町 釣鐘町 附屬 御弓町
- 二 番 近江町 北葎屋町一丁目 同 二丁目
- 三 番 龜山町 大澤町
- 四 番 船越町 内平野町二丁目 附屬 平野町神明社

は番 (番數三・十ヶ町)

一 番 内淡路町二丁目 同二丁目 同三丁目
 二 番 錦町一丁目 同二丁目 折屋町 内骨屋町
 三 番 豊後町 與左衛門町 内平野町

に 組 (番數三・十二ヶ町)

一 番 谷町三丁目 松尾町 南草屋町
 二 番 北新町一丁目 同二丁目 同三丁目 南新町一丁目
 德井町

三 番 南新町二丁目 同三丁目 大津町 松江町

ほ 組 (番數三・八ヶ町)

一 番 内本町上の町 内本町太郎左衛門町 内本町二丁目

二 番 内本町橋詰町 西下宿請所

三 番 鍵屋町 小倉町 鍋屋町

へ 組 (番數二・八ヶ町)

一 番 常盤町一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目

二 番 伏見替町一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目

と組 (番數三・十ヶ町・附屬地一)

- 一 番 農人橋二丁目 同 二丁目 同 詰町 附屬 宮橋家屋敷
- 二 番 南農人町二丁目 北谷町 藤森町 江戸町
- 三 番 和泉町 材木町 南農人町二丁目

ち組 (番數三・十四ヶ町・附屬地一)

- 一 番 北堺町 鈴木町 追手町 内久寶寺町
- 二 番 上本町三丁目 南谷町 龍造寺町 聚樂町
- 三 番 粉川町 松山町 駿河町 神崎町
- 具足屋町 住吉屋町 朝日神社

り組 (番數四・十三ヶ町・附屬地一)

- 一 番 紀伊國町 越中町二丁目 同 三丁目 同 左官町
- 二 番 玉造 玉造 柏木町 同 半入町 玉造稻荷社
- 三 番 大和橋町 同 森町 同 國分町
- 四 番 玉造 尾町 丸葉町 同 西伊勢町

ぬ組 (番數四・十ヶ町)

一 番 北濱一丁目 同二丁目 東横堀新築地
 二 番 過書町 梶木町 大川町

三 番 今橋一丁目 同二丁目
 四 番 尼ヶ崎町一丁目 同二丁目

る 組 (番數三・十ヶ町)

一 番 高麗橋一丁目 同二丁目 同三丁目
 二 番 上人町 四軒町 大豆葉町
 三 番 本鞆町 本天満町 伏見町 吳服町

を 組 (番數四・十一ヶ町)

一 番 道修町一丁目 同二丁目 同三丁目
 二 番 道修町四丁目 同五丁目 古手町
 三 番 平野町一丁目 同二丁目
 四 番 平野町三丁目 善左衛門町 龜井町

わ 組 (番數六・十四ヶ町・附屬地一)

一 番 淡路町一丁目 同二丁目

二番 北鍋屋町
御^{附屬}靈社

三番 中船場町 淡路町切丁 津村北の町
四番 瓦町一丁目 同二丁目 百貫町

五番 南鍋屋町 三郎右衛門町
六番 津村東の町 同中の町 同西の町

か組 (番數三・九ヶ町)
一番 備後町一丁目 同二丁目 同三丁目
二番 備後町四丁目 同五丁目
三番 升屋町 御堂前町 津村南の町 北渡邊町

よ組 (番數四・十一ヶ町・附屬地二)
一番 上魚屋町 安土町一丁目 同二丁目
二番 安土町三丁目 淨覺町

た組 (番數三・十三ヶ町)
三番 本町一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目
四番 本町五丁目 南渡邊町 座^{附屬}摩社 西本願寺掛所

一番 南本町一丁目上半 同 下半 同 二丁目 同 三丁目
 二番 南本町四丁目 同 五丁目 雑屋町
 三番 唐物町一丁目 同 二丁目上半 同 下半 同 三丁目上半
 同 下半 同 四丁目

れ 組 (番數四・十一ヶ町)

一番 北久太郎町一丁目 同 二丁目 同 三丁目
 二番 北久太郎町四丁目 同 五丁目
 三番 南久太郎町一丁目 同 二丁目 同 三丁目
 四番 南久太郎町四丁目 同 五丁目 同 六丁目

そ 組 (番數三・八ヶ町・附屬地二)

一番 北久寶寺町一丁目 同 二丁目 同 三丁目
 二番 北久寶寺町四丁目 同 五丁目 傳馬町 源左衛門町
 三番 上難波町 附屬 上難波社 同 東本願寺掛所

つ 組 (番數三・九ヶ町)

一番 南久寶寺町一丁目 同 二丁目 金澤町

ね 組 (番數二・六ヶ町)

二 番 南久寶寺町三丁目 同 四丁目 同 五丁目

三 番 金田町 茨木町 博勞町

西大組 (十組・番數五十四・一百五十二ヶ町・附屬地十ヶ所)

い 組 (番數四・十一ヶ町)

一 番 七郎右衛門町二丁目 同 二丁目

二 番 濱町 長濱町 榎木町 西笹町

一 番 玉水町 船町 齋藤町

二 番 白子町 白子裏町 布屋町 土佐堀二丁目

同 二丁目

三 番 北江戸堀一丁目

四 番 北江戸堀二丁目 同 三丁目

ろ 組 (番數九・二十六ヶ町・附屬地一)

一 番 南江戸堀一丁目

二 番 南江戸堀二丁目 同 三丁目

三番	玉澤町	麴町	權屋町
四番	道空町	山田町	茶染屋町
五番	籠屋町	家根屋町	新淡路町
六番	坂本町	小右衛門町	兵庫町
七番	北京町堀二丁目	同二丁目	同三丁目
八番	兩國町	雜喉場町	崎吉町
九番	江の子島東の町	同西の町	梅本町
は組 (番數五・十二ヶ町)			
一	南京町堀一丁目	同二丁目	
二	南京町堀三丁目	海部堀川町	
三	新鞆町	新天満町	
四	瀬戸物町	油掛町	信濃町
五	海部町	岡崎町	敷屋町
に組 (番數十・二十九ヶ町・附屬地二)			
は組 (番數五・十二ヶ町)			
一	奈良屋町	衞町	
二	阿波町	阿波堀町	
三	伊達町	權右衛門町	神田町
四	箱屋町	豊島町	釘屋町
五	三右衛門町	薩摩堀東の町	同中筋町
六	立賣堀 古金町	讚岐屋町	帶屋町
七	阿波橋町	立賣堀 鐵坂町	船坂町
八	日向町		中橋町
九	立賣堀一丁目	同二丁目	同三丁目
十	立賣堀四丁目	吉田町	納屋町
百間町			
は組 (番數六・十六ヶ町)			
一	藤右衛門町	孫左衛門町	立賣堀 助右衛門町
二	立賣堀南裏町	同中の町	
三	山本町	立賣堀西の町	

へ 組 (番數七・十九ヶ町・附屬地一)

四番 北宇和島町 北富田屋町 小濱町

五番 北白髮町 橋町 出口町

六番 新平野町 清兵衛町 上博勞町

一 番 南富田屋町 南宇和島町 南白髮町 吉野屋町

二 番 西濱町 二本松町 高橋町 宮川町

三 番 御池通二丁目 同二丁目

四 番 御池通三丁目 同四丁目 附屬 和光寺

五 番 御池通五丁目 同六丁目 北堀江五丁目

六 番 北堀江二丁目 同二丁目

七 番 北堀江三丁目 同四丁目

と 組 (番數九・二十五ヶ町・附屬地一)

一 番 南堀江二丁目 同二丁目

二 番 南堀江三丁目 同四丁目

三 番 南堀江五丁目 下博勞町

四 番 橋通一丁目 同二丁目 同三丁目 道頓堀 釜屋町

同 德壽町 附屬 上難波宮旅所

五 番 橋通四丁目 同五丁目 同六丁目

六 番 橋通七丁目 同八丁目 桑名町

七 番 松島町

八 番 玉手町 葭屋町 松本町

九 番 新難波町 新道頓堀 戎町 新大黒町 伏見屋四郎兵衛町

ち 組 (番數二・六ヶ町)

一 番 幸町一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目

二 番 幸町五丁目 船津町

り 組 (番數二・七ヶ町)

一 番 佐渡屋町 九軒町 新京橋町 新堀町

瓢箪町

二 番 佐渡島町 吉原町

ぬ 組 松島廓

外に西大組附屬地

南町一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目
同 五丁目 同 六丁目

南大組 (十六組・番數五十七・一百四十五ヶ町・附屬地五ヶ所)

い組 (番數四・八ヶ町)

一番 順慶町一丁目 同 二丁目
二番 順慶町三丁目 同 四丁目
三番 順慶町五丁目 淨國寺町
四番 初瀬町 五幸町

ろ組 (番數三・七ヶ町)

一番 安堂寺町二丁目 同 二丁目 上半 同 下半
二番 安堂寺町三丁目 同 四丁目
三番 安堂寺町五丁目 北勘四郎町

は組 (番數三・六ヶ町)

一番 鹽町一丁目 同 二丁目

に組 (番數三・六ヶ町)

一番 長堀本町 同 茂左衛門町
二番 長堀治郎兵衛町 同 心齋町
三番 長堀平右衛門町 長堀十丁目

ほ組 (番數二・七ヶ町)

一番 鱧谷一丁目 小西町 九之助町一丁目 卜半町
二番 南問屋町 南竹屋町 道頓堀大和町

へ組 (番數三・八ヶ町)

一番 鱧谷二丁目 九之助町二丁目
二番 石灰町 道仁町 高津町
三番 關町 鍛冶屋町二丁目 同 二丁目

と組 (番數四・十ヶ町)

一番 南米屋町 白銀町

二番 油町一丁目 同二丁目 同三丁目
 三番 中津町 常珍町 南綿町
 四番 酒邊町 宗右衛門町
 ち組 (番數三・七ヶ町)
 一番 高間町 山崎町 綿袋町
 二番 玉屋町 南塗師屋町
 三番 南笠屋町 御前町

り組 (番數五・十一ヶ町)

一番 南紺屋町 岩田町
 二番 南疊屋町 道頓堀布袋町
 三番 尾上町 銚屋町 木挽町北の町
 四番 柳町 木挽町中の町
 五番 木挽町南の町 菊屋町
 む組 (番數五・七ヶ町・附屬地二)
 一番 大寶寺町 松原町

る組 (番數四・十一ヶ町)

二番 周防町 附屬 三津八幡宮
 三番 南毛綿町 三津寺町
 四番 炭屋町 附屬 西横堀流末新築地
 五番 久左衛門町

を組 (番數三・九ヶ町)

一番 湊町 同 九郎右衛門町 同 吉左衛門町
 二番 難波新地二丁目 同 三丁目
 三番 元堺町 元京橋町 元相生町
 四番 立慶町 元伏見坂町 難波新地二丁目
 を組 (番數四・十一ヶ町・附屬地二)
 一番 日本橋二丁目 同 二丁目 同 三丁目
 二番 日本橋四丁目 同 五丁目
 三番 長町六丁目 同 七丁目 同 八丁目 同 九丁目

二 番 西高津新地七丁目 同八丁目 同九丁目
 三 番 西高津新地四丁目 同五丁目 同六丁目
 四 番 高津五右衛門町 西高津町 生玉社地 高津社地
 か 組 (番數四・十一ヶ町・附屬地二)

一 番 南瓦屋町五丁目 同四丁目 同三丁目
 二 番 南瓦屋町二丁目 同一丁目 新瓦屋町
 三 番 田島町 宮崎町 生駒町
 四 番 萬年町 立半町 柏原町
 よ 組 (番數四・十三ヶ町)

一 番 松屋町表町 同裏町 丹波屋町
 二 番 尾張坂町 播磨町 内安堂寺町 玉木町
 三 番 坂田町 櫻町 山家屋町
 四 番 上本町四丁目北半 同南半 札之辻町
 た 組 (番數三・十三ヶ町)
 一 番 上清水町 同撞木町 仁右衛門町 菱屋町

二 番 岡山町 同伏見坂町 同福宜町 同稻荷中の町
 三 番 下清水町 同伏見坂町
 玉造
 上木綿町 同稻荷新町 同平野口町
 北大組 (十二組・番數三十三・一百十五ヶ町・附屬地十六ヶ所)

い 組 (番數一・五ヶ町)
 一 番 野田町 網島町 備前島町 相生東町
 相生西町

ろ 組 (番數三・十一ヶ町・附屬地二)
 一 番 天満一丁目 同二丁目 白屋町 今井町
 二 番 長柄町 鈴鹿町 友古町 源八町
 三 番 天満三丁目 空心町 板橋町 同附屬 觀音寺屋敷
 同 鐵砲同心屋敷

は 組 (番數二・八ヶ町)
 一 番 天満四丁目 金屋町 典藥町 唐崎町
 二 番 壺屋町 岩井町 天満五丁目 信保町

に 組 (番數三・十ヶ町・附屬地四)

- 一 番 龍田町 天満六丁目 高島町 河内町
- 二 番 天満七丁目 同 八丁目 瀧川町 同 附屬 正寺
- 三 番 農人町 棕橋町 大工町 東寺町前 附屬
- 天神社地 同

ほ 組 (番數三・九ヶ町・附屬地二)

- 一 番 市の町 天満九丁目 同 十丁目
- 二 番 宮の前町 又次郎町 攝津國町 附屬 大鏡寺前
- 三 番 綿屋町 夫婦町 池田町 附屬 夫婦池

へ 組 (番數三・十一ヶ町)

- 一 番 菅原町 東樽屋町 鳴尾町
- 二 番 地下町 天神筋町 魚屋町 南森町
- 北森町
- 三 番 旅籠町 越後町 有馬町

と 組 (番數三・九ヶ町・附屬地四)

- 一 番 樋の上町 西樽屋町 源藏町
- 二 番 堀川町 伊勢町 堀川堤 附屬
- 三 番 南富田町 北富田町 南木幡町 北木幡町
- 附屬 榎村屋敷 同 五ヶ所請負地 砂原屋敷

ち 組 (番數二・五ヶ町・附屬地一)

- 一 番 天満十一丁目 同 下半町 天満船大工町 附屬
- 二 番 小島町 老松町 夕日神明社 附屬

り 組 (番數三・九ヶ町)

- 一 番 曾根崎新地一丁目 同 二丁目 同 三丁目
- 二 番 堂島船大工町 堂島裏一丁目 同 二丁目 堂島永來町
- 三 番 堂島新地北町 堂島彌左衛門町

ぬ 組 (番數三・十ヶ町・附屬地二)

- 一 番 堂島濱一丁目 同 二丁目 附屬 曾根崎川上の口
- 二 番 堂島新地中二丁目 同 二丁目 同 三丁目

三番 堂島濱三丁目 同四丁目 同五丁目 堂島新船町
堂島裏町

る 組 (番數三・十五ヶ町)

一番 上中の島町 肥後島町 築島町 久保島町
白子島町 宗是町

二番 西信町 本五分一町 常安町 小倉屋仁兵衛町
次郎兵衛町

三番 常安裏町 庄村新四郎町 鹽屋六左衛門町 湊橋町
を 組 (番數四・十三ヶ町・附屬地二)

一番 安治川上二丁目 同二丁目

二番 安治川北二丁目 同二丁目 同三丁目 附屬 安治川梓ヶ鼻

三番 安治川南二丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目

附屬 天保町

四番 富島一丁目 同二丁目 古川町二丁目 同二丁目

大阪府達

一、今般於東京被仰出候戸籍編成之御趣意に基き、四郷中街區改正致し、壹號毎にいろは付を以て組を分ち、組中又番號を以內割をなし、番内從前之町數壹貳町より五六町迄、人口戸數平均を取り編制いたし候事

但町割明細書並圖面等、昂寄於大會議所熟見可致候事

一、四郷中割付惣計五十四組・番數貳百拾四號と相成候處、從前之町年寄三分一に減少し、人罷之上一番に付少年寄一人宛差置、壹人に付一ヶ月給金拾兩宛差遣候事

一、改正之上町々何組何番と相唱混雜致間敷候事

一、右に付是迄町年寄へ差出來候給料之廉々は、以來毎二ヶ月末に取集、最寄大會議所へ可差出、且家屋數賣買に付分一金中分丈け市中へ差遣候分共、新撰少年寄給料に差加へ可遣候事

一、是迄一町毎に年寄役一人宛差置、其町内數十百軒を支配し、公事訴訟は不及申、何事に不依取計爲致候義に付不輕譯に候處、近來役儀名聞と成行、諸事疎略に相成、町人願伺等之筋者病氣故障申立附添不致、職掌總而相立不申候に付、今度人罷申付、増給料差遣候間、各其受持區内に心を盡し精勤可致候事

右之通四組町々へ無洩可相達、尤年寄共承知之段刻付印形可致もの也

辛未五月八日

大阪府

辛未五月八日大阪府達 四大組町年寄總代へ

今般改革を以町年寄廢止申付候事

右之通組々在來之町年寄え可相達候事

明治四年九月大阪府達十九日

第二篇 大阪府制度の變遷

第一章 大阪府

第二節

市中年寄共、今後借家人たりとも、當器のものは推舉候様申付候事

明治四年十月十二日大阪府達

市中書役今後廢止申付候事

但書役廢止申付候に付ては、差當り訴訟諸願等認方に泥候者可有之候得共、今後文體等取替候に不及、唯其意味聞え安

きを主として候得ば、代筆は不苦候得共、成丈け當人自筆に相認候様可致候事

元四ヶ所定抱今後廢止申付候事

但今般取締番卒百人増加相成候に付、右入費に宛行候條、四ヶ所集錢の儀は従前の通可相心得候事

右之趣相布令候事

第三節 大阪市街地の七十九區分畫

明治二年五月四日四大組の制を立て分畫を定め、同四年五月之をいろは組の制度に變更したるも、尙未だ其の宜きを得ざるものありけん、同五年三月十七日復た町名の分合改稱を爲して、更に東大組を二十三區、西大組を二十二區、南大組を十四區、北大組を二十區、合計七十九區に分ち、東大組は一百五十九ヶ町・附屬地三ヶ所、西大組は一百八十三ヶ町・附屬地一ヶ所、南大組は九十二ヶ町・附屬地四ヶ所、北大組は九十八ヶ町・附屬地十三ヶ所、合計五百三十二ヶ町・附屬地二十一ヶ所とせり。依て何大組第何區と區數を以て唱呼せしめられ、町組の改正に伴ひて其の職員をも改定せらる。

一、各大組に於ける大年寄及び助役は、從來の通りにして變更する所なし。

大年寄役心得 (明治五年三月定)

第一條 大年寄の儀は諸町役を管轄し、大切の職務なり、謹んで御仁政の御趣意を奉じ、可遂精勤事

第二條 區々諸町より申出る儀を是非をも分たす差押へ、情實を上達せず、或は公事訴訟に付賄賂を請け、依怙の取計致間敷、諸町役の者不心得無之様、常々心を付教導可致事

第三條 諸町人へ相達する趣、滞なく速に中年寄共へ傳達し、旨趣審に可申出事

第四條 役威に傲り、驕奢尊大の所行堅く禁之、常に華美の風を警め、無益の費を省き、正直篤實を旨とし、諸町役の模範と可相成様可致事

第五條 善み勸め惡を戒しめ、風儀を宜きに導き、市中永世繁榮を計り、窮民救助凶年手常等無怠可遂心配事

一、各區毎に中年寄及び添年寄一人宛を置き、區中傳達の事件を初め、戸籍取調其の他平生諸世話駈引等を總括し、時に依りては一區中の總代に立つものとせられ、任期は七月より翌年八月迄を一期とし、期限に至り後役の分は公選入札を以て之を定め、公選の上未役することを得。而して其の選舉は其の區中町々の少年寄町内の總代に立ち、公選入札封書を以て一區限り取扱ひ、府廳に差出し、府廳にて取調の上人望多き者へ跡役を命じ、中年寄へ役料諸雜費としては、一ヶ月毎に其の區中一役に付銅貨參錢七厘宛を差出さしむ。

中年寄役心得 (明治五年三月定)

第一條 中年寄役の儀は區内諸町少年寄共へ傳達の事件を始め、平生諸世話駈引等其役務たり、時により區内諸町の惣代にも可相立事に付、謹んで御仁政の御趣意を奉じ可遂勤事

第二條 區内より申出る儀を是非をも分たず差押へ、情實を上達せず、或は公事訴訟に付賄賂を請け、依怙の取計等致間敷、少年寄共へも此旨常々申聞せ、不正の取計不致様心を付可申、自然不心得の者有之ば速に可申出事

第三條 追々相違する趣屹度相守、諸布令其外傳達無沈滞速に取計、旨趣審に町々へ可申聞事

第四條 町々懇和互に扶助保護の手立をなし、常に華美の風を警め、無益の費を省き、職業を勤め、區内成立の心遣肝要たるべき事

第五條 隣區相親み、互に氣を付け可申談、聊隔絶する事不可有之事

第六條 善を勤め惡を戒しめ、風儀を宜きに導く事町役の勤方にあり、精々申談、心得方不宜者あらば懇懇に教諭を加へ行狀を改めしむべし、且又諸人に抽で心得宜き者あらば逐一可申出事

第七條 會所集議の節其外飲食に長じ、又は雑話に打過、費用を不省、職業を妨る事堅く禁之、心得違無之儀町々へも兼々可申聞事

第八條 常に戸籍の取調を不怠、區内に不審の者不可留置事

一、一町毎に少年寄一人宛を置き、町内傳達の事件を初め、戸籍取調其他平生諸世話駈引を總括し、時に依りては町内一統の總代に立つものとせられ、任期は四月より翌年三月迄とし、期限に至り後役の分は公選入札を以て之を定め、公選の上永役するを得、而して其の人選は其の町内一統の戸主

一人別に入札封書にし、伍人組頭を以て其の區中年寄に差出し、中年寄は之を取集めて府廳に差出し、府廳に於て取調の上人望多き者に跡役を命じ、其の選ばるゝ者は家格に拘るなし。役料諸雜費として、一ヶ月毎に其の町内一般に付銅貨八錢五厘を差出さしむ。

少年寄役心得 (明治五年三月定)

第一條 少年寄役の儀は其町内へ傳達の事件を始め、平生諸世話駈引等を致し、時により一町内の惣代に可相立事に付、謹んで御仁政の御趣意を奉じ可遂勤事

第二條 町内より申出る儀を是非をも分たず差押へ、情實を上達せず、或は公事訴訟に付賄賂を請け、依怙の取計等致間敷、方正廉直を旨とし、條理明かに可取計事

第三條 追々布令達する趣屹度相守、旨趣審に町内の者へ可申聞事

第四條 家々離散せざる様心掛、貧窮の者有之ば、難進行詰ざる内扶助の手立を盡すべし、自然下に於て心に不任程の事あらば速に可申出、常に華美の風を警め、無益の費を省き、職業を勤め、諸人成立の心得可爲肝要事

第五條 善を勤め惡を戒しめ、風儀を宜きに導く事町役の勤方にあり、心得方不宜者あらば精々教諭を加へ、行狀を改めしむべし、且又諸人に抽で心得宜き者あらば速に可申出事

第六條 常に戸籍の取調を怠らず、町内に不審なる者不可留置事

第七條 溝川筋不潔塵芥腐敗等、都て汚穢の物は人體の爲め宜からず、別て建家繁く空氣通はざる場所は猶更心を用ぬ、常々町内申合修補等不怠様可申付事

第八條 町並亂れざる様、町幅狭らざる様可心掛事

第九條 火の元別て入念相慎み候様可申付事

分書制定當時に於ける職員及び規定は前記の如くなりしが、明治五年五月甲第百六十九號を以て、大年寄を總區長、同助役を副總區長、中年寄を區長、添年寄(此の職名ありしも拜命せしものなかりしといふ)を副區長、少年寄を戶長と改稱し、越えて同七年三月二十日第八十五號達を以て區戶長の等級を定め、區長・副區長を一等二等、戶長・副戶長を一等乃至三等に分たるゝに及び、從來の總區長及び副總區長を廢して、大組には一等區長及び一等副區長を、各區には二等副區長及び三等戶長を配置せられ、一等區長は元の總區長、一等副區長は同副總區長、又二等副區長は同區長、三等戶長は同戶長に該當せり。同年七月九日戶長配置の標準を定めて、人口貳千人迄は戶長貳人、同參千人迄は參人・同四千五百人迄は四人・同六千人迄は五人・同八千人迄は六人・同壹萬人迄は七人・同壹萬人以上は八人と爲し、各區戶長の給料を定めて、一等區長貳拾圓・二等區長拾七圓・一等副區長拾五圓・二等副區長拾貳圓・一等乃至三等戶長八圓・一等乃至三等副戶長七圓とし、一等區長乃至一等副區長の月給は地券に賦課し、二等副區長乃至正副戶長の月給は軒坪に賦課せしめらる。是に於て從來官給なりし一等區長・一等副區長の給料は初めて民費即ち各區の負擔となりしが、間もなく同年十二月二十三日第三百七十九號を以て、副區長及び副戶長は廢せられて、區長を一等より四等迄、戶長を一等より六等迄と定め、大組には一等乃至

三等區長を、各區には四等區長乃至三等戶長を配置せらる。依て三等區長以上は四等區長以下を監督するの勢を爲せり。然るに明治八年三月五日地第二十三號を以て、市中に於ける五等六等戶長は廢止せられて、市中戶長の等級は一等より四等迄となる。

一、伍人組 伍人組は從來の組織を改め、町内家數五軒を家並最寄を以て組合せ、家數の多少に依り四軒又は七八軒を以て組合すも妨げなきものとし、組中に一人の組頭を置き、其の人選は其の組合一統にて入札封書とし、少年寄に差出し、少年寄開封して點數を取調べ姓名を付立て、中年寄に差出し、中年寄之を取集めて府廳に伺出づることとせり。

一、區會議所 明治五年四月七日從來の諸町會所を廢して、一區毎に中央の地に區會議所を設け、中年寄又は各町少年寄の事を議する所とし、當分寺院其他を以て假會議所とせり。此の區會議所は、知事・參事以下の時に依り出張し大中少年寄と萬事を議し、復た上意を演述し、下情を問ふ場合にも此の所に於てせらる。

一、物書 前記區會議所の設けられたる爲め物書を置き、明治七年に至り人口を標準として、人口千人に一人を置くこととし、月給六圓とせり。

一、大會議所 從來の儘存して大年寄の集會所たりしが、明治五年十一月十九日之を廢し、總區長は府廳の詰所に於て公務を取扱ふこととせり。

東大組 (二十三區一・百五十九ヶ町・附屬地三ヶ所)

第一區 (九ヶ町)

玉造大和橋町 玉造國分町 玉造八尾町 玉造西伊勢町 玉造半入町
玉造左官町 玉造越中町 玉造紀伊國町 玉造森町

第二區 (五ヶ町)

内久寶寺町二丁目 同 二丁目 上本町一丁目 龍造寺町 谷町五丁目

第三區 (五ヶ町)

内久寶寺町三丁目 同 四丁目 粉川町 神崎町 住吉町

第四區 (五ヶ町)

和泉町一丁目 南農人町二丁目 農人橋一丁目 兩替町一丁目 谷町四丁目

第五區 (六ヶ町)

和泉町二丁目 南農人町三丁目 農人橋二丁目 兩替町二丁目 農人橋詰町

材木町

第六區 (六ヶ町)

常盤町一丁目 鑓屋町一丁目 内本町一丁目 德井町一丁目 南新町一丁目

谷町三丁目

第七區 (六ヶ町・附屬地一ヶ所)

常盤町二丁目 鑓屋町二丁目 内本町二丁目 德井町二丁目 南新町二丁目
内本町橋詰町 西下宿詰所

第八區 (六ヶ町・附屬地一ヶ所)

北新町一丁目 糸屋町一丁目 大手通一丁目 内淡路町一丁目 内平野町一丁目
谷町二丁目 附屬 鐵砲同心屋敷跡

第九區 (六ヶ町)

北新町二丁目 糸屋町二丁目 大手通二丁目 内淡路町二丁目 内平野町二丁目

豊後町

第十區 (七ヶ町)

京橋一丁目 同 二丁目 谷町一丁目 石町一丁目 島町一丁目
釣鐘町一丁目 船越町一丁目

第十一區 (六ヶ町)

京橋三丁目 石町二丁目 島町二丁目 釣鐘町二丁目 船越町二丁目

高麗橋詰町

第十二區 (六ヶ町・附屬地一ヶ所)

北濱一丁目 同 二丁目 今橋一丁目 同 二丁目 高麗橋一丁目
 同 二丁目 附屬 東横堀新築地

第十三區 (十一ヶ町)

北濱三丁目 同 四丁目 同 五丁目 大川町 今橋三丁目
 同 四丁目 同 五丁目 高麗橋三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 横堀一丁目

第十四區 (六ヶ町)

伏見町一丁目 同 二丁目 道修町一丁目 同 二丁目 平野町二丁目
 同 二丁目

第十五區 (十ヶ町)

伏見町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 道修町三丁目 同 四丁目
 同 五丁目 平野町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 横堀二丁目

第十六區 (六ヶ町)

淡路町一丁目 同 二丁目 瓦町一丁目 同 二丁目 備後町一丁目
 同 二丁目

第十七區 (十ヶ町)

淡路町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 瓦町三丁目 同 四丁目
 同 五丁目 備後町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 横堀三丁目

第十八區 (六ヶ町)

安土町二丁目 同 二丁目 本町一丁目 同 二丁目 南本町一丁目
 同 二丁目

第十九區 (八ヶ町)

安土町三丁目 同 四丁目 本町三丁目 同 四丁目 南本町三丁目
 同 四丁目 北渡邊町 横堀四丁目

第二十區 (六ヶ町)

唐物町一丁目 同 二丁目 北久太郎町一丁目 同 二丁目 南久太郎町一丁目
 同 二丁目

第二十一區 (八ヶ町)

唐物町三丁目 同 四丁目 北久太郎町三丁目 同 四丁目 南久太郎町三丁目
同 四丁目 南渡邊町 横堀五丁目

第二十二區 (六ヶ町)

北久寶寺町二丁目 同 二丁目 南久寶寺町二丁目 同 二丁目 博勞町一丁目

同 二丁目

第二十三區 (九ヶ町)

北久寶寺町三丁目 同 四丁目 南久寶寺町三丁目 同 四丁目 博勞町三丁目

同 四丁目 上難波南の町 上難波北の町 横堀六丁目

西大組 (二十二區・一百八十三ヶ町・附屬地一ヶ所)

第一區 (七ヶ町)

土空堀通一丁目 同 二丁目 土佐堀裏町 江戸堀上通二丁目 同 二丁目

江戸堀北通一丁目 同 二丁目

第二區 (六ヶ町)

土佐堀通三丁目 同 四丁目 同 五丁目 江戸堀北通三丁目 同 四丁目

同 五丁目

第三區 (八ヶ町)

江戸堀南通二丁目 同 二丁目 江戸堀下通二丁目 同 二丁目 京町堀上通一丁目

同 二丁目 京町堀通二丁目 同 二丁目

第四區 (八ヶ町)

江戸堀南通三丁目 同 四丁目 江戸堀下通三丁目 同 四丁目 京町堀上通三丁目

同 四丁目 京町堀通三丁目 同 四丁目

第五區 (八ヶ町)

江戸堀南通五丁目 江戸堀下通五丁目 京町堀上通五丁目 京町堀通五丁目 江の子島上の町

同 東の町 同 西の町 梅本町

第六區 (十ヶ町)

靱北通一丁目 同 二丁目 靱上通一丁目 同 二丁目 靱中通一丁目

同 二丁目 靱下通一丁目 同 二丁目 靱南通一丁目 同 二丁目

第七區 (七ヶ町)

靱北通三丁目 同 四丁目 靱上通三丁目 靱中通三丁目 靱南通三丁目

同 四丁目 同 五丁目

第八區 (七ヶ町)

阿波堀通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 阿波堀通裏町 阿波座上通一丁目
同 二丁目 同 三丁目

第九區 (九ヶ町)

阿波座中通二丁目 同 二丁目 阿波座下通二丁目 同 二丁目 立賣堀北通二丁目
同 二丁目 同 三丁目 阿波座一番町 同 二番町

第十區 (十三ヶ町)

阿波堀通四丁目 同 五丁目 阿波座三番町 同 四番町 薩摩堀東の町
同 南の町 同 北の町 同 西の町 同 裏町 立賣堀北通四丁目
同 五丁目 同 六丁目 同 裏町

第十一區 (九ヶ町)

立賣堀南通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 新町北通一丁目
同 二丁目 新町通一丁目 同 二丁目 同 三丁目

第十二區 (七ヶ町)

新町南通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 裏新町 西長堀北通二丁目

同 二丁目 同 三丁目

第十三區 (八ヶ町)

立賣堀南通五丁目 同 六丁目 新町通四丁目 同 五丁目 新町南通四丁目

同 五丁目 西長堀北通四丁目 同 五丁目

第十四區 (八ヶ町)

西長堀南通二丁目 同 二丁目 北堀江上通一丁目 同 二丁目 北堀江下通一丁目

同 二丁目 北堀江通二丁目 同 二丁目

第十五區 (十ヶ町)

西長堀南通三丁目 同 四丁目 北堀江上通三丁目 北堀江下通三丁目 同 四丁目

同 五丁目 北堀江通三丁目 同 四丁目 同 五丁目 北堀江裏通一丁目

第十六區 (七ヶ町)

西長堀南通五丁目 北堀江裏通二丁目 北堀江下通六丁目 北堀江通六丁目 北堀江一番町

同 二番町 同 三番町

第十七區 (七ヶ町)

南堀江通二丁目 同 二丁目 南堀江上通二丁目 同 二丁目 南堀江下通一丁目

西道頓堀通二丁目 同 二丁目

第十八區 (八ヶ町)

南堀江通三丁目 同 四丁目 南堀江上通三丁目 同 四丁目 南堀江下通二丁目

同 三丁目 西道頓堀通三丁目 同 四丁目

第十九區 (九ヶ町)

南堀江通五丁目 同 六丁目 南堀江上通五丁目 南堀江下通四丁目 西道頓堀通五丁目

同 六丁目 南堀江一番町 同 二番町 同 三番町

第二十區 (六ヶ町)

幸町通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目

船津町

第二十一區 (十二ヶ町)

松島町二丁目 同 二丁目 松島上の町 仲の町二丁目 同 二丁目

高砂町二丁目 同 二丁目 緑町 十返町 花園町

月見町 雪見町

第二十二區 (九ヶ町・附屬地一ヶ所)

南大組 (十四區・九十二ヶ町・附屬地四ヶ所)

第一區 (七ヶ町)

東雲町通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 東阪町 禰宜町

岡山町 仁右衛門町

第二區 (五ヶ町)

上木町筋二丁目 同 三丁目 内安堂寺町通二丁目 同 二丁目 同 三丁目

第三區 (五ヶ町・附屬地一ヶ所)

谷町筋六丁目 同 七丁目 田島町 空堀町 松屋町

附屬 新瓦屋町

第四區 (五ヶ町)

瓦屋町一番町 同 二番町 同 三番町 同 四番町 同 五番町

第五區 (八ヶ町)

順慶町通二丁目 同 二丁目 安堂寺橋通二丁目 同 二丁目 鹽町通二丁目

同 二丁目 末吉橋通二丁目 同 二丁目

第六區 (九ヶ町)

順慶町通三丁目 同 四丁目 安堂寺橋通三丁目 同 四丁目 鹽町通三丁目

同 四丁目 末吉橋通三丁目 同 四丁目 横堀七丁目

第七區 (五ヶ町)

心齋橋筋一丁目 鱧谷西の町 大寶寺町西の町 西清水町 北炭屋町

第八區 (六ヶ町・附屬地一ヶ所)

周防町 八幡町 三津寺町 久左衛門町 南炭屋町

心齋橋筋二丁目 附屬 西横堀流末新築地

第九區 (六ヶ町)

壘屋町 笠屋町 玉屋町 千年町 宗右衛門町

長堀橋筋二丁目

第十區 (四ヶ町)

東清水町 大寶寺町中の町 鱧谷中の町 長堀橋筋一丁目

第十一區 (七ヶ町)

鱧谷東の町 大寶寺町東の町 鍛冶屋町 南綿屋町 竹屋町

問屋町 大和町

第十二區 (十一ヶ町・附屬地一ヶ所)

二つ井戸町 高津町一番町 同 二番町 同 三番町 同 四番町

同 五番町 同 六番町 同 七番町 同 八番町 同 九番町

同 十番町 附屬 生玉社地

第十三區 (五ヶ町)

日本橋筋一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目

第十四區 (九ヶ町・附屬地一ヶ所)

南阪町 南阪裏町 道頓堀橋町 九郎右衛門町 湊町

難波新地一番町 同 二番町 同 三番町 同 四番町 附屬 難波御藏跡

北大組 (二十區・九十八ヶ町・附屬地十三ヶ所)

第一區 (三ヶ町)

野田町 相生町 網島町

第二區 (五ヶ町)

川崎町 白屋町 今井町 天満橋筋二丁目 空心町一丁目

第三區 (四ヶ町) 天満橋筋二丁目 同三丁目 同四丁目 空心町二丁目

第四區 (八ヶ町) 金屋町一丁目 朝日町 信保町一丁目 岩井町一丁目 龍田町

壺屋町一丁目 河内町一丁目 瀧川町

第五區 (五ヶ町・附屬地一ヶ所) 金屋町二丁目 信保町二丁目 岩井町二丁目 壺屋町二丁目 河内町二丁目

附屬 鐵砲同心屋敷跡

第六區 (十ヶ町) 此花町一丁目 市の町 天神筋町 天神橋筋二丁目 菅原一番町

同二番町 同三番町 鳴尾町 樽屋町 地下町

第七區 (六ヶ町・附屬地二ヶ所) 此花町二丁目 大工町 天神橋筋三丁目 南森町 旅籠町

東堀川町 附屬 東寺町前 天神社地

第八區 (四ヶ町・附屬地二ヶ所)

天神橋筋三丁目 同四丁目 北森町 綿屋町 附屬 大鏡寺前

第九區 (五ヶ町・附屬地五ヶ所)

源藏町 西堀川町 伊勢町 富田町 木幡町

第十區 (八ヶ町)

附屬 五ヶ所請負地 堀川堤 同村屋敷 砂原屋敷 同 觀音寺屋敷

第十一區 (五ヶ町・附屬地一ヶ所)

老松町三丁目 真砂町 絹笠一番町 同二番町 同三番町

第十二區 (三ヶ町)

附屬 曾根崎川上の口 曾根崎新地二丁目 同二丁目 同三丁目

第十三區 (五ヶ町)

- 堂島濱通二丁目 堂島船大工町 堂島中一丁目 堂島裏一丁目 同 二丁目
- 第十四區 (四ヶ町)
 - 堂島濱通二丁目 堂島中二丁目 堂島北町 堂島裏三丁目
- 第十五區 (二ヶ町)
 - 堂島濱通三丁目 同 四丁目
- 第十六區 (二ヶ町)
 - 中の島二丁目 同 二丁目
- 第十七區 (四ヶ町)
 - 中の島三丁目 同 四丁目 宗 是 町 常 安 町
- 第十八區 (五ヶ町)
 - 中の島五丁目 同 六丁目 同 七丁目 玉江町二丁目 同 二丁目
- 第十九區 (五ヶ町・附屬地一ヶ所)
 - 安治川通上一丁目 同 二丁目 安治川通北二丁目 同 二丁目 同 三丁目
 - 附屬 安治川梓ヶ鼻
- 第二十區 (五ヶ町・附屬地一ヶ所)

古川町 富島町 安治川通南二丁目 同 二丁目 同 三丁目
 附屬 天保町

其の後異動せしものあり、即ち東大組に於ては同六年十一月十七日、其の第一區の内玉造大和橋町外七ヶ町を南大組第一區の七ヶ町と合せ、西玉造村と改めて東成郡第二區に編入し、同第一區の内森町を同郡同區森村に合併し、新に廣小路町・十二軒町を作り、廣小路町と第二區の内久寶寺町二丁目・上本町一丁目とを第一區とし、十二軒町を同第二區に加ふ。西大組に於ては同六年十月十八日、西成郡九條村の内を市中に編入し、本田町通一丁目・同二丁目・同三丁目と名づけて同大組の第二十二區と爲し、舊第二十二區を第二十三區に改む。同年十一月十七日第二十區の内なる船津町を西成郡第二區三軒家村に編入し、翌十二月十九日第五區の内なる梅本町を分ちて、其の一部を梅本町として存し、他の一部に附近の地を加へて梅本一番町・同二番町・同三番町を作りて、四ヶ町共に之を第二十二區に加ふ。南大組に於ては同六年十一月十七日、第一區の七ヶ町を東大組第一區の内なる玉造大和橋町外七ヶ町と合せ、西玉造村と改めて東成郡第二區に編入し、新に南桃谷町・北桃谷町を作り、之に第二區の五ヶ町を加へて第一區とし、第三區の附屬地たる新瓦屋町を東新瓦屋町・西新瓦屋町の二ヶ町に分ちて第二區と爲し、第十四區の附屬地たる難波御藏跡を御藏跡町と改めて第十二區に加へ、第十四區の内なる南阪町・南阪裏町を二分して東阪町・西阪町と改め、同道頓堀櫓町を二分して東櫓町・西櫓町と

改め、新に難波新地五番町・同六番町を作り、東阪町・東櫛町を第十二區の内なる高津町八番町・同九番町・同十番町と共に第十三區に加へ、西阪町・西櫛町・難波新地五番町・同六番町を第十四區に加ふ。北大組に於ては同六年十一月十七日、新に紅梅町・末廣町・松ヶ枝町を作りて、紅梅町・末廣町の兩町を第八區に、松ヶ枝町を第五區に加ふ。

申第八十七號

町組地區を編成し町役を設け置くは、専ら公私取締之爲にして、人民保全生業を安んじしむるの急務たり、當府下の如き萬民輻輳の地に別而其制精密にして取締之道不相立てば、汝等何んを以安穩に營生するを得んや、故に去る已年東西南北之大組を分ち、其後いろは組分けの制を立る。雖、未だ其制全く備はれりといふべからず、因て此度深く詮議之上從前四大組中のいろは分けの組合並に町名を廢し、更に町數を五百三十一丁、町組地區を七十九に區分し、町役五人組を設くる之制、別紙之通相定候事

但少町並に地區之分境に實地に標目を掲げ可相示候、尙急に承り度ものは中少年寄へ可承へ候事

右之趣市中無地相違するもの也

壬申三月 (十七日)

大阪府

別紙

- 一、府下を四大區に分ち、是を東西南北之大組とす
- 一、東大組を二十三區、西大組を二十二區、南大組を十四區、北大組を二十區に分ち、是を一小區とす、故に嗚呼は何大組第何區と區數を以て順次に是を唱ふべし

一、一區毎に中添年寄役一人宛を置、一區中傳達之事件を初め、戸籍取調其他平生諸世話駆引等を總括せしめ、品により一區中の總代にも可相立ものとす

一、一町毎に少年寄役一人を置、町内傳達之事件を初め、戸籍取調其他平生諸世話駆引を總括せしめ、品により町内一統の總代にも可相立ものとす

一、町内家數五軒家並最寄を以て組合せ、是を伍人組とす、内壹人伍人組頭を置

但家數の多少により、四軒又は七八軒を以て五人組とするも妨なし

一、中添年寄役所勤年限は七月より翌年八月迄を一期とし、少年寄所勤年限は四月より翌年三月迄を一期とす、右期限に至り跡役の分は、公撰入札の法を以て更に相定むる事とす

但公撰の上承役は不苦候

一、中添年寄人撰は、其區中町々少年寄町内總代に相立、公撰入札封書を以て一區限り取揃府廳へ差出すべし、取調の上人望多きものへ跡役申付べし、

一、少年寄人撰は、其の町内一統より入札封書にいたし、五人組頭を以て其區中年寄へ差出し、中添年寄是を収集め府廳へ出すべし、取調の上人望多きものへ跡役申付べし

一、伍人組頭人撰は、其組合一統にて入札封書にいたし少年寄へ差出し、少年寄開封點數取調姓名付立中平寄へ差出し、中年寄是を収集め府廳へ伺出べし、

伍人組頭伺書式、點數取調書式 (附丁)

申第五十九號

第二篇 大阪府制度の變遷 第一章 大阪府 第三節

先達而相違候連、町名改正地區編成に付、新に町役を置候條、新制諸町之少年寄に可任見込之人體、其の町内之戸主壹人別に入札封書にいたし、一町毎に取纏め中年寄を以來る二十二日限り當府へ可差出事

但人撰之儀は、當今在勤之有無に不拘、家格を不論、依怙偏頗なく、其町分中之者にて至當之人材可申出事

右之趣市中無洩相違するもの也

大 阪 府

壬申三月十九日

申 第 百 十 號

區々中年寄に可任見込之人體、町々少年寄町内總代に相立人撰入札封書を以、來る四月三日一區限り取纏め、當府へ可差出事
右之趣市中へ無洩相違するもの也

大 阪 府

壬申三月

申 第 百 七 號

今般地區を分ち町組を製し町内伍組を組む事、第一市街端々裏借屋に至る迄、無告之究民は勿論、不幸薄命等にて産業に差間候もの、類、無洩明細に相分り、救助撫育連に行はれんため、第二無賴之悪徒盜賊等之取締に便ならしめ、不慮之災害を蒙らしめず、各安穩に渡世せしめんため、第三比隣相親み隣町互に相助け、永く府下安靜繁榮なるべきを欲してなり、右之主意なれば向後知事・參事・大中年寄と時々親く相會合し、大に府下繁榮の方法其他萬端相共議して人民の幸福を計るべし、因て會議所を建る主意左の如し

一、一區毎に凡中央の地にて會議所を設け、中年寄以下事を議する所とす

但當分寺院其外を以假會議所とす

一、知事・參事以下時わつて出張、大中年寄と萬事を議し、亦上の意を演進し、下の情を問ふも此會議所に於てす
一、區中諸町の少年寄集合して事を議するも此會議所に於てす

但是迄諸町の會所は廢止し、一に合する事に心得べし、尤都合に依り是迄の會議所を用ゆるも妨ずなし

右之趣意厚く遵守可致事

右之趣市中無洩相違するもの也

大 阪 府

壬申四月 (七日)

申 第 百 三 十 號

今度入札公撰之法を以、人望歸向之面々年寄役申付候族は、町内一同小前末々に至る迄父兄同僚依頼いたし候心慮より入札いたし候事なれば、年寄之面々は町内九子弟同種相心得可申付勿論に候、然るに年寄給多分に相成候て、一同之出銀相嵩み、素より父兄之身を以て子弟を絞り己を潤すの理なし、然るに是迄 出來候年寄給料取締入費等間々有名無實之取立方も有之に付、此度別紙之通相改候、就而は小前末々に至る迄公平之道理を留意し、府下一家の思をなし、一切疑念なく一身保全之爲自ら出すの譯柄を悟り、若聊たりとも疑念之筋有之ば逐一可伺出事

右之趣市中無洩相違するもの也

大 阪 府

壬申四月 (九日)

(別紙)

是迄差出來候務摺科・四ヶ所へ用並に取締入費等當三月限總而廢止、改而當四月より中少年寄給料取締入費左之通可差出事
一、大年寄は官府より給料被立下候に付、別段町分より差出に不及候事

第 二 篇 大 阪 府 制 度 の 變 遷

第 一 章 大 阪 府

第 三 節

但大年寄所雇人給料其他諸雜費は畢竟市中一統のため受賄ひ候儀に付、現入用高市中一般役數に割付差出べし、尤右差出方は入費詳細精算明細書を以替く公布に可及事

- 一、中年寄へ役料諸雜費として、一ヶ月毎に其區中一役に付銅貨三錢七厘宛可差出候事
- 一、少年寄へ役料諸雜費として、一ヶ月毎に其町内一役に付銅貨八錢五厘宛可差出候事
- 一、取締諸入費として、一役に付一ヶ月銅貨四十九錢三厘宛可差出候事

右は月々一區限り取纏め、毎月廿日迄に大年寄所へ可差出候、尤右之外年寄に對し、餘計之出財一切不相成候事

- 一、町限り諸入費之儀不分明にして、其出す筋を不知、人々疑惑を生じ候様にては決して不相濟儀に付、其筋明かに一統へ申聞せ取集め可申候、爾後少年寄並に伍人組頭二人或は三人別定毎番相立、總而之入費は明細勘定帳を以、半季毎に町内一統へ替く相示し候様可致事

候事

右之通厚く可相心得もの也

壬申四月

大阪府

市中制法

- 一、御高札之旨謹而可相守事
- 一、追々布告する趣不可違背事
- 一、邪宗門並怪異之宗法堅く禁之、然る上は五人組互に穿鑿し、不審之者有之は速に可申出、若緩せにして他より於洩聞ば、五

人組之者も可爲越度事

- 一、五人組之義は家並最寄を以組合せ、親しく可相交事

付 組内喧嘩口論其他故障出來之節は五人組頭へ届、五人組頭取捌がたきときは少年寄を相届、可成だけは町内にて取治むべし、萬一心に不任ときは中年寄・大年寄と順序に届出、共に取纏之手段を盡すべし、自然其取捌にも不任ときは可申出事

付 他處人人別に加りたく願出るものあらば出處産業等聞糺し、是迄之在所役人より之送籍状を取り、人柄不審も無之請人等も有之ば、其書ものをも取置、願出聞届之上五人組へ加ふべし、其儀なく不審之もの留置においては、五人組之者可爲越度事

付 他處人店借り出稼等に來るものも同斷是迄之在所役人之送り状を取り、人柄不審も無之請人等も有之ば、其書ものをも取置、願出聞届之上滞留いたさせ、兼而仕法相達置候通り可取計、其儀なく不審之もの留置においては、家主五人組のもの迄も可爲越度事

付 他所より年限奉行人雇入るゝときは、駕と取糺し親元名前年齢等書記し少年寄へ可届出、不審之もの留置におゐては、主人之可爲越度事

付 他處へ轉居、地之人別を外れ度願出るものは、旨趣詳に組合町役聞糺し、道理至極の儀あらば其段願出聞届之上送籍状差出し、先方之人別に加へ當地之伍組を可除事

付 年限を以他所様に出るものも同斷、町役より添書差出べし、尤歸り期限を誤るべからず、無據滞留するにおいては其趣速に可申越事

付 組内死亡・縁組・改名・家宅賣買・抱地讓與・産業替へ其他出入有之は、其度々少年寄へ相届、少年寄より中年寄へ相届、戸籍へ可付記事

一、町内懇和し、区内相扶け、善を勧め、惡を戒め、共に渡世之安穩をはかるべき事

付 鎌寡孤獨廢疾無告之窮民、町内互に申合常々心なづけ、救助申出等遺漏沈滞すべからざる事

付 火災盜難或は病氣等にて産業を失ふものあらば、組合町内心遣ひ産業に基かむべし、不任心底事あらば速に可申出事

付 盜賊亂暴人防方・火之用心、其他都而非常警め之儀は、五人組町内其區までも兼て申合置急變補助べし、事柄により隣區よりも互に可相助事

付 高用其外にて他國へ出るものは、其趣町役へ申出、町役より往來手形を取可罷出、然る上は於他國病氣或は死去等之儀相聞は、親類組合之内又は町役之者罷越一件可取捌事

付 諸事心得不身持放埒なるものあらば、五人組町役之もの教訓を加へ善道へ導べし、自然徒らな構へ折檻を不用惡行相蒙において可申出事

付 善行奇特の者あらば可申出、善人の出るは兼而示し方よろしき故にて、其組合其町の美事たり、當人は勿論等により町役五人組の者迄も可遺褒美事

一、高利を食り不正之商賣堅く誠むる所なり、諸事正直を旨とし、家職精々可相勤事
付 貸家貸地等過當の代料取るまじく、諸職人作料手問賃申合せ高直にすべからず

付 諸商物繪買或は申合高價にすべからず、世上のために諸物を融通せしむる心得可爲肝要事

付 出處不知物品は買にとるまじく、出所知れたるものにても證人無之品は買取るべからず

付 盜物買取又、買取置らるる品物取あげ申付べし、盜物と乍知買請買取るものは咎方を可申付事
付 贋々金銀其外惡たくみを良人の眼を掠むるものあらば速に可訴出、假令一旦は其事に携るも其咎を免し遣すべし

付 人之賣買堅く停止之事
一、博奕其外賭の諸賭負堅く禁之、若窃に取扱ふ者あらば可訴出、隠し置他より於洩聞は町役五人組迄も可罷越度事

一、横死人・自害人・溺死人・倒れもの等有之は、番人付置可遂注進事
付 怪我人・飢人・病人等有之節見捨置事不人情之至也、假令素性不知者たりとも、醫師を付介抱を加へ置可届出事

一、棄子・墮胎制禁より、自然貧窮にて養育不能者は可申出、救助し可遺事
付 捨子有之節は町内申合致養育置可届出事

一、新規之社寺建立停止之事
付 猥りに僧尼とせる事禁之、自然理至極之儀於有之は願出可請免許事

付 佛名題目之石塔・供養塚・石地藏等建立之儀向後停止する所なり、理至極の儀あらば願出可請免許事
一、神事・佛事・祭禮等の節、山鉾其外所不相應之寄附假令舊例たりとも可減省事

付 神佛開帳可届出事
一、角力・芝居・狂言等私に興行いたす間編、願出可請免許事
一、兼而免許無之場所にて遊女藝妓等不可拘置事

付 町人之妻娘共三味線舞曲等之遊藝を専らとし、遊客酒宴之席に立交り、藝者遊女等の見習ひする事堅く可相戒事

一、身分に應じざる饗應事體上の所行等いたすまじき事

付 諸縁組或は家督・屋鋪買得、弘め、出産・年賀・葬祭等之儀、花美飾飾を省き實意を旨とすべき事

一、出處不知のへ宿食まじく、都而他所人止宿を乞ふときは在處其外聞糺し、往來券印改所役人へ届け其上にて止宿いたさすべし、一己の了簡み以宿食べからざる事

付 社寺堂宮に隠れ忍ぶ胡亂のものあらば、見當り次第最寄之取締所へ可達注進、其外他方より入込もの不審有之ば、落付處見届可申出事

一、帯刀人・僧尼の輩町人名前の地に住居するものは、軒役其介町入費町人同慶差出すべし、理不盡申立る者あらば可訴出事

付 商家住居之帯刀人・僧尼之輩取締入費其外町内一統之人役之儀は、代人雇立きり出させ、又は代料にても差出させ可

申事

一、役人の面々於市中權威を振ひ、或は私曲の取計無理を仕掛る等の事あらば不隠可訴出、末々家來下人等にても同斷たるべき

事

一、賄賂堅禁之、種々名目をつけ輕き品にても差贈るまじく、別て奉役の面々へは是迄如何程の因み有之とも、音信・禮物差

出事一切停止の事

一、諸事公論に決し、衆庶其處を得、各志を遂げしむる事

王政の御主意たり、其旨に背き諸人を妨るものあらば、町役或在官有司の面々たりとも、憚可訴出事

付 毎年町役公撰入札の儀、依怙偏頗なく家柄に拘らず、至當の人材可申出事

付 議事以下す事件私曲を構へず、忌諱を不憚、公正に可申出事

付 何事によらず世上の爲と相成事の付ば、何時にても可申出事

右條々堅可相守、是水世の制たり、聊不可違背もの也

壬申三月

大阪府

第四節 郡部七郡の地區を分ち組村を定む

明治五年五月第百七十五號を以て郡部七郡に於ける在來の地區を廢して、新に地區並に庄屋年寄一支配の定限を定め、住吉郡を二區・十九組、東成郡を三區・三十三組、西成郡を五區・四十五組、島上郡を三區・二十九組、島下郡を五區・五十一組、豊島郡を三區・三十三組、能勢郡を二區・十三組、合計二十三區・二百二十四組に分畫し、何郡何區何番組と唱呼せしむ。蓋し是れより先、大阪市街地は已に地區を定め制度も改善せられしも、郡部の地は未だ全部所管に歸せざるのみならず、其の漸次所管となりしものも、諸藩領等に交錯して何等施設するに由なかりしが、明治四年十一月二十日の大改革に依り、初めて攝津七郡の地は本府の統一管轄する所となる。しかも此の郡部の地は從來幕府・各藩・宮堂上家・麾下・社寺等の領地混合し、民治の制度亦其の趣を異にせしを以て、此の統一の際を機として此の地區分畫の舉に出でしものならん。かくて地區を分ち組村を定のたるを以て、區中には總代を置き、組村には庄屋・年寄共申合從來の通り事務を取扱はしむることとせり。然るに政府は同

年四月九日第百十七號布告を以て、庄屋・名主・年寄を廢して戸長・副戸長と改稱し、從來の事務は勿論土地人民に關係の事件は一切之に取扱はしめ、尙大庄屋と稱する類も廢すべき旨を命せらる(該布告の發布本府の地區を分ち組村を定むるの前月に於ても、思ふに本府の該布告に接せし其の之を、めたる後にありしものなるべし)。依て該布告に依り、更に同年五月二十二日申第百八十四號^ニ以て、先に定めたる地區は之を變更せず、從來の庄屋・年寄等の總てを廢して、新に區長・戸長・副戸長・伍人組等を置き、ついで同年十月申第三百七十三號を以て、其の給料及び諸經費等につき布合せり。

一、戸長・副戸長一支配十組内外を合せ、凡高壹萬石内外に滿つるを以て一區となし、一區に區長一人を置き、區中傳達の事件を初め、戸籍取調其他平生諸世話駈引等を總括し、品に依り一區の總代にも立つべきものとし、任期は豫め之を定のす臨時布令するものとし、交代の節後役は公選入札の法を以て定の、公選の上は永役するを許し、其の手續は其の區中の戸長・副戸長支配地一統の總代に立ち入札封書を以て一區限取扱府廳に差出さしめ、詮議の上之を命せらる。給料諸雜費として、郡中總戸別石高割を以て一ヶ月一戸に付銅貨二厘七毛・高壹石に付銅貨七毛一拂宛を差出さしむ。其の郡中に負擔せしむるは、區長は其の區の事務は勿論、自然郡中諸區内の事務にも關係せるものなるに依る。

一、凡高千石内外を以て戸長・副戸長支配の定限と爲し、千石以下の小村は一ヶ村或は三四ヶ村を組合せ凡高千石内外に滿へるを以て一支配とすれども、一支配組合の村數多き時は、當分一ヶ村に副戸長

一人を置くも妨げず。戸長・副戸長は一支配内村々に傳達の事件を初め、戸籍取調其他平生諸世話駈引を總括し、品に依り一支配内一統の總代にも立つべきものとし、任期は豫め之を定めずして臨時布令するものとし、交代の節後役は公選入札の法を以て定め、公選の上永役するを許し、其の手續は其の支配内一統より入札封書にして區長に差出し、區長之を取集めて府廳に差出し、詮議の上之を命せらる。但し戸長の入札は副戸長之を取扱ひ、副戸長の入札は戸長之を取扱ふものとす。給料諸雜費として、其の組合村より毎月以下記載の如き戸別割・石高割を以て支出せしむ。即ち戸長には一戸に付銅貨壹錢四厘・高壹石に付銅貨參厘七毛宛、副戸長には一戸に付銅貨貳錢九毛・高壹石に付五厘五毛宛を差出さしむ。但し石高・戸別の多寡に依り給料に不同あるべきも、戸長は拾貳圓・副戸長は八圓を限り、其の多きは石高・戸別に割減して差出さしむるも、其の寡きに割増することを得ざらしむ。

一、區戸長の給料は毎月二十日戸長・副戸長にて取纏め、同二十五日限り區長詰所に差出さしめ、區長詰所の諸雜費並に小使給料と共に、郡中一般に石高割・戸別割となし、又區長の五日詰日當は一日拾錢とし、區中會議所諸雜費と共に、區中一般の石高割・戸別割と爲し、又區戸長等の組合村一統の公用にて出府止宿のときは、一日拾錢の割を以て、組合村入用并に伍長等立合の時に要する諸入費及び人足賃小使給等と共に、組合村一統の石高割・戸別割と爲し、尙諸入費は毎年七月・十二月の兩

度に精算を爲し、取扱戸長より區長に差出し、區長檢印して府廳に差出し、府廳は之が検査を了へ、一區中のものは其區中、組合村限のものは其組村中、一村限のものは其の一村中の一般に公布すべきものとせり。

一、戸長・副戸長一支配内の家數五軒家並最寄を組合せて伍人組と爲し、家數の多少に依り四軒又は七八軒を以て組合すも妨げなく、組中に一人の組頭を置き、其の人選は組合中にて入札封書にして戸長・副戸長に差出し、區長點檢の上之を定め、給料及び任期等は定めなし。

一、各區には會議所を置かる。

改正當時に於ける職員は前記の如くなりしが、越えて明治七年三月二十日第八十五號を以て區戸長の等級を定むるに及び、別に副區長を設け、區長・副區長は各一等より二等迄、戸長・副戸長は各一等より三等迄とし、身分取扱は一等區長を十二等・二等區長を十三等・一等副區長を十四等・二等副區長を十五等・一等戸長を等外一等・二等戸長を同二等・三等戸長を同三等・一等副戸長を同四等・二等副戸長を同五等・三等副戸長を同六等に準せられて、同年七月九日戸長配置の標準を定め、人口貳千人迄は戸長貳人・參千人迄は同參人・四千五百人迄は同四人・六千人迄は同五人・八千人迄は同六人・壹萬人迄は同七人・壹萬人以上は同八人と爲し、區戸長の給料を定めて、一等區長は貳拾圓・二等區長は拾七圓・一等副區長は拾五圓・二等副區長は拾貳圓・一等乃至三等戸長は八圓・二等乃至

三等副戸長は七圓とし、一等區長より一等副區長迄の月給は地券に賦課し、二等副戸長乃至正副戸長の月給は軒坪に賦課せしむ。然るに間もなく同年十二月二十三日第三百七十九號を以て副區長及び副戸長は廢止せられて、區長は一等より四等迄・戸長は一等より六等迄と定めらる。

住吉郡 (二區・十九組・五十一ヶ村)

第一區 (十組・二十ヶ村・高壹萬壹千貳百八拾八石參斗七升八合)

- 一 番組 桑津村 北田邊村
- 二 番組 南田邊村 松原新田
- 三 番組 鷹合村
- 四 番組 湯谷島村 富田新田 砂子村 中野村
- 五 番組 喜連村
- 六 番組 平野郷 野堂町
- 七 番組 平野郷 流町
- 八 番組 平野郷 馬場町 同 市町 同 泥堂町
- 九 番組 平野郷 西脇町 同 背戸口町
- 十 番組 今在家村 今林村 新在家村

第二區 (九組・三十一ヶ村・高九千四百四十五斗七升八合二勺)

- 一 番組 猿山新田 寺岡村
- 二 番組 堀村 前堀村
- 三 番組 荻田村 庭井村 我孫子村
- 四 番組 住吉村
- 五 番組 住吉村
- 六 番組 杉本村 山の内村
- 七 番組 遠里小野村 七道 領濱口村 南濱口村
- 八 番組 澤の口村 青蓮寺村 安立町 殿辻村
- 坂の井村 新町村 鳥居村 千体村
- 大領村 島村
- 九 番組 北島新田 村上新田 駒井新田 嬰木新田
- 加賀屋新田 柴谷新田 川上新田

東成郡 (三區・三十三組・六十一ヶ村)

第一區 (十組・十ヶ村・高壹萬貳百九拾五石八斗六升)

- 一 番組 東高津村 北平野町 南平野町
 - 二 番組 天王寺村 但總高七ツ割
 - 三 番組 天王寺村
 - 四 番組 天王寺村
 - 五 番組 天王寺村
 - 六 番組 天王寺村 阿部野村
 - 七 番組 天王寺村
 - 八 番組 天王寺村
 - 九 番組 國分村 舍利寺村
 - 十 番組 林寺村 林寺新家村 田島村
- 第二區 (十組・二十五ヶ村・高壹萬壹千八百五拾五石四斗六升七合)
- 一 番組 岡村 猪飼野村
 - 二 番組 小橋村 木野村 玉造村
 - 三 番組 鴨野村 天王田村
 - 四 番組 新喜多新田 布屋新田 放出村

- 五番組 森村 古屋敷地 中道村
 - 六番組 本庄村 西今里村
 - 七番組 大友村 腹見村 中川村
 - 八番組 深江村 東今里村
 - 九番組 片江村 大今里村
 - 十番組 永田村 中濱村 左專道村
- 第三區 (十三組・二十六ヶ村・高壹萬四千七百八拾貳石六斗貳升七合)
- 一番組 中野村 野田村 木屋新田
 - 二番組 澤上江村 善源寺村
 - 三番組 友淵村 毛馬村
 - 四番組 赤川村 中村
 - 五番組 荒生村 南島村
 - 六番組 江野村 森小路村
 - 七番組 今市村 貝脇村
 - 八番組 千林村

- 九番組 上の辻村 馬場村
 - 十番組 般若寺村 別所村
 - 十一番組 下の辻村
 - 十二番組 蒲生村 關目村 野江村 内代村
 - 十三番組 今福村
- 西成郡 (五區・四十五組・一百二十九ヶ村)

第一區 (九組・十三ヶ村・高九千八百四拾五石參斗貳升七合五勺)

- 一番組 吉右衛門肝煎地 西高津村
- 二番組 今宮村 西組
- 三番組 今宮村 東組
- 四番組 難波村 南組
- 五番組 難波村 北組
- 六番組 西側町 材木置場 津守新田 中在家村
- 七番組 今在家村 櫻井新田 庄左衛門新田
- 木津村

第二區

(六組・三十五ヶ村・高七千六百九石參斗參升四合)

- 八番組 木津村
- 九番組 勝間村
- 第一番組 九條村 西野新田
- 第二番組 難波島地子 炭屋新田 三軒家村 平尾新田
- 今木新田 中口新田 上田新田 三軒家町地子
- 千島新田 南恩加島新田
- 第三番組 市岡新田 池山新田 前田屋新田
- 第四番組 泉尾新田 小林新田 岩崎新田 千歳新田
- 岡田新田 北恩加島新田
- 第五番組 春日出新田 島屋新田 四貫島村 恩貴島新田
- 六軒屋新田 南新田
- 第六番組 木屋新田 北福崎新田 南福崎新田 湊屋新田
- 池田新田 石田新田 八幡屋新田 田中新田

第三區

(十組・二十一ヶ村・高壹萬壹千壹百五拾貳石八斗六升五合)

- 第一番組 國分寺村 川崎村 南長柄村 北長柄村
 - 第二番組 本庄村 南濱村
 - 第三番組 下三番村 北野村
 - 第四番組 光立寺村 小島新田村 小島古堤新田
 - 第五番組 成小路村 塚本村
 - 第六番組 浦江村
 - 第七番組 大仁村 曾根崎村
 - 第八番組 海老江付
 - 第九番組 野田村
 - 第十番組 上福島村 下福島村 安井九兵衛請所
- 第四區 (十一組・三十一ヶ村・高壹萬參千六百拾石七斗九升參合)
- 第一番組 藥師堂村 南方村 川口村 濱村
 - 第二番組 柴島村 南方新家村 淡路村
 - 第三番組 木寺村 堀村 小島村 今里村
 - 川口新家村

- 四番組 西 山口村
 - 五番組 南宮原村 北宮原村 宮原新家村
 - 六番組 十八條村 浦田村
 - 七番組 新家村 三番村
 - 八番組 天王寺庄
 - 九番組 橋寺村 西大道村 南大道村 北大道村
 - 十番組 江口村 小松村
 - 十一番組 上新庄村 下新庄村 東組 同 村 西組
- 第五區 (九組・二十九ヶ村・高壹萬五百六拾九石壹斗八升四合)
- 一番組 三津屋村
 - 二番組 加島村
 - 三番組 野中村 堀上村 新在家村
 - 四番組 御幣島村 野里村
 - 五番組 稗島村
 - 六番組 佃村 蒲島新田

- 七番組 南傳法村 北傳法村 申 村 北西島新田
 - 八番組 大和田村 助太夫開 福 村 百島新田
 - 九番組 西島新田 矢倉新田 出來島新田 西洲新田
 - 布屋新田 中島新田
 - 大野村
- 島上郡 (三區・二十九組・五十九ヶ村)

- 第一區 (十一組・二十九ヶ村・高壹萬貳百貳拾六石參斗八升四合六勺)
- 一番組 川久保村 大澤村 尺代村
 - 二番組 東大寺村 廣瀬村
 - 三番組 高濱村 櫻井村 神内村
 - 四番組 上牧村 井尻村
 - 五番組 鶺殿村 萩庄村 梶原村
 - 六番組 前島村 野田村
 - 七番組 塚原村 宿名村 土室村 氷室村

奈佐原村

- 八番組 郡家村 岡本村
- 九番組 成合村 別所村 眞上村
- 十番組 服部村
- 十一番組 靈仙寺村 萩谷村 原村

第二區 (八組・十八ヶ村・高九千八百六拾壹石參斗參升五合)

- 一番組 安滿村 下村
- 二番組 西天川村 東天川村
- 三番組 野中村 同 中小路村
- 四番組 辻子村 同 土橋村 同 冠村
- 五番組 大塚村 磯島村 大塚町 番田村
- 六番組 高槻村
- 七番組 下田部村 庄所村
- 八番組 上田部村 古曾部村

第三區 (十組・十二ヶ村・高壹萬九百八拾貳石四斗五升參合六勺)

- 一番組 芥川村
- 二番組 富田村 東組
- 三番組 富田村 西組
- 四番組 富田村 南組
- 五番組 赤大路町 宮田村
- 六番組 西五百住村 東五百住村
- 七番組 津の江村 芝生村
- 八番組 唐崎村 三島江村
- 九番組 柱本村
- 十番組 西面村

島下郡 (五區・五十二組・二百二ヶ村)

第一區 (十一組・二十五ヶ村・高壹萬壹千七百貳拾六石五斗貳升九合八勺)

- 一番組 清坂村 錢原村 長谷村 下音羽村
- 二番組 忍頂寺村 上音羽村
- 三番組 大門寺村 大岩村 生保村 車作村

- 四番組 高山村 佐保村
 - 五番組 安元村 千提寺村 泉原村
 - 六番組 福井村
 - 七番組 粟生村
 - 八番組 宿久庄村
 - 九番組 安威村 桑原村
 - 十番組 耳原村 十日市村
 - 十一番組 小野原村 清水村 道祖本村
- 第二區 (十組・二十六ヶ村・高壹萬壹千參百七拾五石六斗九升壹合五勺)
- 一番組 郡山村 中河原村 郡村 上野村
 - 二番組 倍賀村 畑田村 上穂積村
 - 三番組 中穂積村 下穂積村
 - 四番組 西河原村 五日市村
 - 五番組 田中村 上中條村 下中條村
 - 六番組 茨木村

- 七番組 宇の邊村 奈良村
 - 八番組 太田村
 - 九番組 總持寺村 中城村 庄村 戸伏村
 - 十番組 牟禮村 馬場村 橋内村 中村
- 第三區 (十組・二十ヶ村・高九千九百參拾五石壹斗壹升五合六勺)
- 一番組 鮎川村 二階堂村
 - 二番組 目垣村 平田村
 - 三番組 十一村 野々宮村
 - 四番組 島村 中組
 - 五番組 島村 東組 西組
 - 六番組 小坪井村 太中村
 - 七番組 澤良宜東村 澤良宜西村
 - 八番組 眞砂村 鶴野新田 澤良宜濱村
 - 九番組 東藏垣内村 西藏垣内村 丑寅村 乙辻村
 - 十番組 水尾村 内瀬村

第四區 (九組・十八ヶ村・高壹萬四百九拾壹石參斗五合五勺)

- 一番組 鳥飼中村 鳥飼八町村
 - 二番組 鳥飼上村
 - 三番組 鳥飼西村 鳥飼八坊村
 - 四番組 鳥飼下村 鳥飼野々村
 - 五番組 一津屋村
 - 六番組 別府村 新在家村
 - 七番組 味舌下村
 - 八番組 坪井村 庄屋村 味舌上村
 - 九番組 正音寺村 吉志部村 味舌村 南村
- 第五區 (十二組・十三ヶ村・高壹萬四千七百貳拾石六升壹合九勺八才)
- 一番組 小路村
 - 二番組 東村 七つ尾村
 - 三番組 山田下村 東組
 - 四番組 山田下村 西組

豊島郡 (三區・三十三組・九十二ヶ村)

第一區 (十二組・三十七ヶ村・高壹萬貳拾石參斗九合七勺)

- 一番組 上止々呂美村 下止々呂美村
- 二番組 伏尾村 東山村 吉田村
- 三番組 木部村 中河原村 古江村
- 四番組 才田村 尊鉢村
- 五番組 上池田村 西池田村(合併)

- 六番組 西池田村 下池田村 中池田村 池田村
 - 七番組 東畑村 西畑村 上澁谷村 下澁谷村
 - 八番組 新稻村 西小路村 平尾村
 - 九番組 如意谷村 東坊島村 西坊島村 石丸村
 - 外院村 白の島村
 - 十番組 瀬川村 半町村
 - 十一番組 今宮村 東稻村 西稻村 西宿村
 - 芝村
 - 十二番組 牧落村 櫻村
- 第二區 (十二組・三十六ヶ村・高壹萬貳千五拾六石壹斗五升參合貳勺)
- 一番組 神田村
 - 二番組 井口堂村 野村 西市場村 東市場村
 - 石橋村 玉坂村 中の島村 産所村
 - 三番組 宮の前村 今在家村
 - 轟木村

- 四番組 野畑村 柴原村 小路村 南刀根山村
 - 北刀根山村 内田村
 - 五番組 麻田村
 - 六番組 勝部村 走井村 東箕輪村 西箕輪村
 - 七番組 山の上村 新免村 轟木村
 - 八番組 長興寺村 櫻塚村 岡町
 - 九番組 熊野田村
 - 十番組 岡山村 曾根村 福井村 服部村
 - 原田村
 - 十一番組 利倉村
 - 十二番組
- 第三區 (九組・十九ヶ村・高九千六百五拾六石六斗九升貳勺)
- 一番組 穂積村
 - 二番組 上津島村 今在家村 島田村
 - 三番組 島江村 洲到止村 菰江村
 - 四番組 庄本村

- 五番組 野田村 牛立村 三屋村
- 六番組 小曾根村
- 七番組 長島村 寺内村 濱村 北條村
- 石蓮寺村
- 八番組 垂水村
- 九番組 榎坂村

能勢郡 (二區・十三組・三十六ヶ村)

第一區 (六組・二十ヶ村・高六千壹百拾七石壹斗八升五合)

- 一番組 上杉村 森上村 平野村 今西村
- 稻地村
- 二番組 神山村 山田村 長谷村 垂水村
- 三番組 山邊村 天王村
- 四番組 大里村 宿野村
- 五番組 片山村 平通村 栗栖村 下田村
- 柏原村

六番組 上田尻村 下田尻村

第二區 (七組・十六ヶ村・高六千五百八拾四石貳斗七升參合)

- 一番組 吉野村 山内村
- 二番組 倉垣村
- 三番組 野間村
- 四番組 地黄村 杉原村
- 五番組 木代村 川尻村
- 六番組 吉川村 上余野村 下余野村 野間口村
- 七番組 大圓村 西野村 中野東村 中野西村

備考 大阪府邊には各區各番組毎に石高を記すれども、今各區の石高のみを存して各番組の分を省く。
又西成郡第五區九番組は大阪府の邊に見えざるを以て、西成郡史に依りて記入す、故に同區の石高は同番組所屬新田の石高を含まざるものと知るべし。

其の後分畫に異動せしものあり、即ち同年九月西成郡第一區五番組の内なる櫻井新田及び庄左衛門新田は住吉郡の第二區九番組に組替へられ、同六年十月五日京都府より山崎村は島上郡第一區二番組に入り、同年十一月十七日大阪市街地の東大組第一區玉造西伊勢町・同紀伊國町・同左官町・同國分

町・同八尾町・同半入町・同大和橋町・同越中町の八ヶ町、及び同南大組第一區一番組の東雲町一丁目・同二丁目・同三丁目・仁右衛門町・岡山町・禰宜町・東阪町の七ヶ町、計十五ヶ町を合せ西玉造村と名づけて、東成郡第二區二番組に編入、大阪市街地東大組第一區の玉造森町を同郡第二區二番組の森村に合併せられ、同七年八月四日島上郡第一區五番組の内なる磯島村は、國界改定の爲め河内國交野郡に編入せられて同國第三大區四小區一番組に入る。

申第百七十五號

従前之地區錯雜有之に付、都而被廢止、一般別紙之通更に地區並庄屋年寄一支配之定限相定候、猶追而相違候、第も可有之候條、當分之中區中、惣代を置、組村は庄屋年寄共申合従前之通可相勤事
右之趣郡中無洩相違するもの也

壬申五月

大阪府

別紙 (本文の通に付寄)

第百十七號布告

莊屋名主年寄等部て相廢止、戶長副戶長と改稱し、是迄取扱候事務は勿論、土地人民に關係の事件は一切爲取扱候様可致事
一、大莊屋と稱候類も相廢止可申事
一、戶長副戶長給料並諸入用は、従前莊屋名主年寄等の振合に相心得、官員神官華士族僧尼等は毎戶か或は小間割等に割合可申事

但戶籍法施行候に付ては、事務繁劇にも可有之に付、従前の給料區々の場所も可有之間、篇と調査の上不相當にも無之候は、三割迄増させ候儀は地方の見込に任せ不苦候事

一、村町の外城郭内外又は陣屋地等にて華士族多分住居の地は、右の内にて戶長副戶長を申付、土地の廣狭人家の多寡組比較すべし村町戶長副戶長の給料を支給可致、尤右給料は其區内官員神官華士族僧尼農工商の無差別、毎戶か或は小間割等に割合可申事

但諸入用の義も本文に準じ可申事

右之通候條、改正可致候事

壬申四月 (九日)

太政官

申第百八十四號

此度別紙之通御沙汰に付、從來之庄屋年寄部而相廢止、先達而相違候地區並庄屋年寄一支配之定限に因り、別紙規則書之通更に區長・戶長・副戶長を置候に付、規則之通來る六月十日限り公撰入札可差出事
右之通管内無洩相違するもの也

壬申五月 (二十二日)

大阪府

(別紙)

地區を編成し村役を設け置くは専ら公私取締の爲にして、人民保全永世生業を安んぜしむるの急務たり、然るに管下七郡村々之内、從來宮並元堂上諸藩旗下社寺等之領地混合して村役之制置相異にし、或は一村を裂て東西中の三村とし、或は別に村名を立る等區々錯雜の制あり、隨而村々民治の制度亦趣を異にし、今や七郡舉て當府管轄に被仰付候上は、如斯區々之制度不可有之、

第二篇 大阪府制度の變遷

第一章 大阪府 第四節

因而深詮議之上先達而區々村組之改革致し、猶又此度從來之庄屋年寄都而相廢止、更に區長・戸長・副戸長・伍人組を設くるの
方法左之通相定候事

一、凡高千石内外を以戸長・副戸長一支配之定限とす、千石以下の小村は一村或は二三四村を組合せ、凡高千石内外に満るを待
て一支配とす

但戸長・副戸長一支配組合の村數多きは、當分一村に副戸長一員を置くも妨げなし

一、戸長・副戸長一支配十組内外を合し、凡高一萬石内外に満るを以て一區とす

一、唱呼は何郡第何區と區數を以順次に是を唱ふべし

一、一區に區長一員を置、區中傳達之事件を初め、戸籍取調其他平生諸世話駆引等を總括せしめ、等により一區中之總代にも可
相立ものとす

一、戸長・副戸長は一支配内村々へ傳達之事件を初め、戸籍取調其他平生諸世話駆引等を總括せしめ、等により一支配内一統の
總代にも可相立ものとす

一、戸長・副戸長一支配内家數五軒家地權寄を以組合せ、是を伍人組とす、内一人伍人組頭を置く

但家數の多少により、四軒又は七八軒を以伍人組とするも妨げなし

一、區長・戸長・副戸長所勤年限あるべし、然れども今豫め期を定めず、時として之を布告すべし、交代之節跡役之儀は公撰入札
之法を以更に相定むべし

但公撰之上永役は不苦

一、區長人撰は、其區中戸長・副戸長支配内一統の總代に相立、入札封書を以一區限り取揃府廳へ差出すべし、詮議の上跡役申

付べし

一、戸長・副戸長の人撰は、其支配内一統より入札封書にいたし區長に差出し、區長之を取集め府廳に差出すべし、詮議の上跡
役申付べし

但戸長の入札は副戸長取扱、副戸長の入札は戸長是れ取扱ふべし

一、伍人組頭人撰は、其組合中にて入札封書にいたし戸長・副戸長へ差出、區長・點檢の上是を定むべし

壬申五月

別紙 (前附第十七號布告)

申第三百七十三號

先般從來之庄屋年寄を廢し、更に入札公撰を以人望歸向の者へ區戸長申付候、就而は右兩役之儀は、郡民一統之爲設くる者にし
て、平常諸世話駆引を初め、事柄により一區内一組内の總代にも可相立役務に付、給料も亦一統より可差出、其他村方諸入費從
來取立方一定不相成不都合に付、此度別紙之通相定候條、小前末々に至迄一切疑念なく、一身保全之爲自ら出すの譯柄を悟り、
來る十一月より定之通出金可致候、若し聊たりとも疑數儀有之は逐一可伺出事
右之趣郡中無洩相達するもの也

壬申十月

大阪府權知事 渡邊 昇

(別紙)

一、區長へ給料諸雜費として、郡中總戸別石高割を以、一ヶ月一戸に付銅貨二圓七毛・高一石に付銅貨七毛一拂宛可差出事

但區長、其區内之事務は勿論、自然郡中諸區内之事務にも關係之事に付、給料は郡民一統より可差出儀と可相心得事

第二篇 大阪府制度の變遷

第一章 大阪府 第四節

一、戸長へ右同断、其組合村戸別石高割を以、一ヶ月一戸に付銅貨一錢四厘、高一石に付銅貨三厘七毛宛可差出事

但石高戸別之多寡に因り、給料之不同々之共、其多きは拾貳圓を限、石高戸別に割減し、差出、尤其寡きは本文割方之

外割増不相成事

一、副戸長へ右同断、一ヶ月一戸に付銅貨二錢九毛、高一石に付五厘五毛宛可差出事

但右同断八圓を限、戸別石高に割減し可差出、尤其寡きは本文割方之外割増不相成事

一、給料差出方之儀は、毎月二十日戸長・副戸長に而取纏め、同二十五日限に區長詰所へ可差出事

一、區戸長等組合村一統之公用に付而出府止宿之由は、一日十錢之割を以、組合村一般に石高割戸別割可差出事

一、區長五日詰日當は、一日十錢の割を以、其區内一般に石高割戸別割可差出事

一、區長詰所之諸雜費並小使給料、郡中一般に石高割戸別割可差出事

一、區中會議所諸雜費等は、區中一般に石高割戸別割可差出事

一、組合村入用並に伍長等立合之節諸入費は、組合村一般に石高割戸別割可差出事

一、買米上納濱出之船賃其他諸入費は、上納米石高に割可差出事

一、井路敷用悪水樋普請・樋守給料等は、村高に割可差出事

一、村定人足者、組合村高に割可差出事

一、小使給料等之儀も右同断之事

一、道橋普請並村方借財其外臨時入費等田畑に關はり候儀は高割、地方一般人民に關はり候儀は區中或は組合村一般に割可差出事

差出事

一、一區或は組合村取立入費其他臨時入費共、總而其人用筋不明にして人に疑惑を生じ候様に而は不相濟儀に付、其筋明らか
かに相示し取集可申事

一、右諸入費は毎年七月・十二月兩度に遺拂精算之上、夫に證書突合せもの等取揃、戸長・區長へ差出、區長檢印府廳へ差出
し、府廳檢査濟の上一般へ一區長之儀は區中、組合村之儀は區中、其組合村中一村限り之儀は其一村中公布可致事

一、會議所集會等の節、無謂飲食料を割付、或は田畑山林買得家替振舞之祝儀等種々之名目を以取立候儀之儀一切不相成候事
右之條々堅く可相守事

郡中制法

一、御高札之旨謹而可相守事

一、追々布告する趣不可違背事

一、邪宗門並怪異之宗法堅く禁之、然る上は五人組互に穿鑿し、不審の者有之ば速に可申出、若緩せにして他より於洩聞は、五
人組之者も可爲越度事

一、五人組之儀は、家並最寄を以組合せ、親しく可相交事

付 組内暗喙口論其他故障出來の節は五人組頭へ届、組頭取揃がなきときは庄屋へ相届、可成だけは村内にて取治むべし、
萬一心に不任ときは、大庄屋へ届出共に取鎖之手段を盡すべし、自然其取揃にも不任時は可申出事

付 他處人人別に加り度願出るものあらば、出所産業等聞糺し、是迄之在處役人より之送籍状を取り、人柄不審も無之請
人等も有之ば、其番ものをも取置、願出聞届之上五人組へ加ふべし、甘儀なく不審之者留置において、五人組のもの
可爲越度事

付 他處人出稼に来るものも同斷、是迄之在所役人之添書を取り、人柄不審も無之請人等も有之ば、其書ものを取置、願出開届之上滞留いたさせ、兼而仕法相違置く通取計べし、其儀なく不審之者留置においては、家主五人組ども迄も可爲越度事

付 他處より年限奉行入雇入るときは駕と取組し、親元名前年齢等書記し、庄屋へ可届出、其儀なく不審のもの留置においてば、主人の可爲越度事

付 他所へ轉居此地の人別を外れ度願出るものは、組合庄屋ども旨趣詳に聞糺し、道理至極之儀あらば其段願出開届の上送籍状差出し、先方之人別に加へ此地之五人組を除くべき事

付 年限を以他處稼に出るものも同斷、村役より添書差出すべし、尤歸り期限を誤るべからず、無據に留致すにおいては其趣速に可申越事

付 組合死生・縁組・改名・田畠山林買買・讓與其外廉立出入有之ば、其度々庄屋へ相届、庄屋より大庄屋へ相届戸籍へ可書記事

一、村内懇和し、吉凶相助、善ん勸め惡を戒め、共に渡世之安穩をはかるべき事

付 賑軍・孤獨・廢疾・無告之窮民は、村内互に申合常々心を附け、救助申出等滯漏沈滞不可有之事

付 火災・盜難或は病氣等にて産業を失ふものあらば、組合村内心遣ひ産業に基かしむべし、不任心事あらば速に可申出事

付 盜難・亂禁人・水難・火災等都而非常警め之儀は、五人組村内にも兼而申合置急度相救ふべし、事柄により隣村よりも互に可相救事

付 盜賊惡黨擄捕申出るものは褒美を與ふべき事

付 用事に付他國へ出るものは其趣を庄屋へ相届、庄屋より往來券を取り可無出、然る上は於他に病氣或は死去等の儀相聞ば親類組合之内又は村役人之者罷越一件可取罰事

付 諸事心得不宜身持放埒なるものあらば、五人組村役人教諭を加へ善道に導べし、自然徒らを構へ折檻を不用惡行相募るにおいては可訴出事

付 善行奇特之ものあらば申出べし、善人の出るは兼而示し方よろしき故にて其組合其村之美事たり、當人は勿論品こり庄屋五人組のもの迄も可與褒美事

一、農業を不動不正之商賣を事とし高利を貪る事堅く誡むる所なり、諸事農家之風を不失耕作精々可相勵事

付 有徳之百姓米銀を貸といへども過當の高利貪るべからず、貸家かし地等も同様たるべし、諸職人作料手問賃申合せ高直にすべからざる事

付 米穀諸商物締買或は申合せ高價にすべからざる事

付 出所不知物品に質に取るまじく、出所知れたるものにても請人無之品は質に取るべからざる事

付 盜物買取又は質に取置ものは品物取上申付べし、盜物と乍知買請け又は質に取るものは告方をも可申付事

付 贋せ金銀其外惡たくみを以て之眼を掠むるものあらば速に可訴出、假令一旦其事に携るといへ共其咎免遣すべし、之賣買堅 禁止之事

一、博奕其外賭勝負堅 禁之、若竊に取扱ふものあらば可訴出、隠し置他より於洩聞ば、村役人五人組迄も可爲越度事

一、横死人・自害人・溺死人・倒れもの等有之ば番人附置可途注進事

一、往來之もの怪我・病氣・飢渴等にて相煩はゞ、醫師へ見せ能々介抱いたし遣すべし、若歩行も不相叶時は、其者の在處承り

村送りにして送り届る歟、又は迎を呼寄るか無疎略可取扱、致病死ときは其者の道具等不紛失やう封印縛りして在所へ可掛合事

一、捨子・隨胎制禁なり、自然貧窮に 養育不能のものは可申出、救助し可遣事

付 捨子有之節は、村内中合致養育置可届出事

一、出處不隨者へ宿貸・間舖、都て旅人止宿へ乞ふ時は在處其外間糺し往來券相改所役人へ相届、其上にて止宿いたさすべし

一己の了簡にて宿貸すべからざる事

付 遊女野郎之類一切不可留置、一夜の宿もかすまじき事

付 社寺堂宮に隠れ忍ぶ胡亂之者あらば、近邊のもの申合致吟味擲捕可遂注進事

付 他所より不審のもの入込ば、五人組所役人等致吟味、品によりては擲捕可遂注進事

一、新規之社寺建立停止之事

付 猥りに僧尼と成る事禁之、自然理至之儀於有之は願出可請免許事

付 佛名題目之石塔・供養塚・石地藏等建立之儀向後停止する所なり、理至極之儀あらば願出可請免許事

一、神事・佛事・祭禮等之節、山鉾其外處不相應之寄附たとへ舊例たりとも可致減省事

付 神佛開帳可届出事

一、角力・芝居・狂言等私に興行すべからず、願出可請免許事

一、兼而免許無之場所にて遊女藝妓等不可抱置事

付 百姓之妻娘共三味線舞曲等の遊藝を専らとし、遊客酒宴之席に立交り藝者遊女等之見習ひする事堅く可相誦事

一、身分に應ぜざる嬰應事借し聽審之風儀相誦る所なり、雙取・嫁取・養子取組・出産・年賀・葬祭等之儀化粧虚飾を省き實意

を旨とすべき事

一、田島不荒陸心を用ゆべし、若水損等にて荒地となり、起し返し一家之力に不及處は村中互に助勢すべし、村中之力にも不及程の事は可申出事

付 永荒地起し返し又は新田島開立は可届出事

一、田島を開き可然地は、村々申合せ所役人立合、秣場作道等の妨にも不相成ば可申出、新開可申付事

付 堀を埋、溝筋道筋を付替又は新堀堤等築ときは、村役人立會吟味之工可請差圖事

付 用水堤・田島之境界等常々申合せ置不可諍論事

一、溝川道橋堤防等大破に至らざる内可加修覆、尤下においての普請に難成程の儀は可申出、洪水等之節は村々立會可守護、其儀も無之且常々修覆に怠り及大破事其村々役共之可爲無念事

付 川中寄洲等へ私に田島を開き、又は樹木を植付家屋を構る事停止之事

付 堤防川岸等へは柳吳竹等を植、出水之節之圍に可相成機常々可遂心配事

一、御林御立山之竹木、枝葉たりとも御用之外採用停止之事

一、耕作秣場等之支りに不相成土地見立樹木可植置事

一、出役之面々權威を振ひ或は私曲を構へ無理を仕掛る等之事あらば不隱可訴出、末々家來下人等にてても可爲同断事

付 廻郡之節嬰應之儀一切停止之事

一、賄賂堅く禁之、種々名目を付け輕き品にても差贈るまじく、別て出役之面々へは是迄如何程之因み有之とも、音信・禮物等差出事一切停止之事

一、諸事公論に決し、衆庶其處を得、各志を遂げしむる事

王政之御趣意たり、其旨に背き諸人を妨るものあらば、村役は素より假令在官有司之面々たりとも無憚可訴出事

付 村役公撰へ札の儀、依怙偏頗なく家格に拘らず至當の人材可申出事

付 議事に下す事件私曲を構へず忌諱を不憚公正に可申出事

付 何事によらず世上之爲と相成事心付ば何時にても可申出事

右條を堅く可相守、是永世之制法たり、聊不可違背もの也

壬申三月

大阪府

第五節 市郡を通じて大小區制定

大阪市街地を七十九に分畫し、郡部七郡の地區を分ち組村を定められ、大阪市街地と郡部と多少制度の赴を異にせるは前記の如くなりしが、明治八年四月三十日第四百四十七號を以て之を廢し、管内市郡を通じて大小區の制を設け、東大組を第一大區として二十三小區に、南大組を第二大區として十四小區に、西大組を第三大區として二十三小區に、北大組を第四大區として二十小區に、東成郡を第五大區として三小區に、西成郡を第六大區として五小區に、住吉郡を第七大區として二小區に、島下郡を第八大區として五小區に、島上郡を第九大區として三小區に、豊島郡を第十大區として三小區に、能勢郡を第十一大區として二小區に分畫し、合計十一大區・一百三小區と爲し、第何大區第何小區と

唱呼せしめらる。小區は舊區の區域に依りしものなり。此の改正に伴ひて職員等に異動せしもの左の如し。

一、區長は之を置くこと従前の通りにして、市中は一等乃至三等區長を各大區に置き、特に四等區長のみを各小區に置かれしが、明治九年五月二十六日大區には一二等區長のみを配置し、各小區の四等區長を廢止せられ、市中區長の等級は一等より三等までとなる。同年九月二十七日第二百五十五號を以て市中區長の給料を一等區長貳拾五圓・二等區長貳拾圓・三等區長拾七圓と定めらる。郡部區長は何等の變更なく、明治九年七月地第百八號を以て其の府廳詰人員順序を改め、三人宛十五日間府廳に出務し、六日毎に一人宛交代せしめ、翌八月二十四日地第百四十四號達を以て區戸長の旅費日當を定め、旅費日當を各貳拾五錢・辨當料を五錢とし、里數等に依りて給與せり。

一、戸長は之を置くこと従前の通りにして、市中は小區に三等戸長の外四等區長を置かれしが、明治九年五月二十六日之を廢し、其の事務は戸長に引渡さしめられ、爾後小區には戸長のみを配置となる。同日第百五十九號を以て市中戸長の給料を一等戸長拾圓・二等戸長九圓・三等戸長八圓・四等戸長七圓と改め、ついで同年九月二十七日第二百五十五號を以て、更に一等戸長を拾五圓・二等戸長を拾貳圓・三等戸長を拾圓・四等戸長を八圓と改めらる。又郡部は従前の通り各番組に戸長を置き、何等變更せしものなし。戸長旅費日當の定められしは、區長の下に記せしが如し。

一、各區戸長の下に書記を置かる、區戸長の選定なり。

一、總代人は舊時之を存せしも、大阪市街地は明治二年六月十九日・郡部町村は同三年正月十八日を以て廢せられしが、明治九年十一月三十日總代人撰擧法並投票規則を制定して復た總代人を置き、同年十二月十五日迄に各町村に於て取究め、府廳に届出せしめらる。該總代人は一定の資格を有する選舉人をして、一定の資格を有する被選舉人中より一町村毎に三名を選舉して、之を該町村の總代人とし、又一小區毎に町村總代人中より三名乃至五名を互選せしめて、之を該小區總代とせり。任期は毎年五月を以て定期改選せるものにて、改選期に其の半數舊員を存置し、每期半數交代せしむ。總代人は町村への義務として別に俸給を與へず、又其の選に當りたる者は之を辭することを得ざるものとせり。

一、伍人組は従前の通り。

一、各大區に會議所を置き、大會議所と呼ぶ。

一、區會議所は従前の儘存續して小區會議所となる。

第一大區 (東大組・二十三小區・一百五十二ヶ町)

一小區 (三ヶ町)

内久寶寺町一丁目 上本町一丁目 廣小路町

二小區 (四ヶ町)

内久寶寺町二丁目 龍造寺町 谷町五丁目 十二軒町

三小區 (五ヶ町)

内久寶寺町三丁目 同四丁目 粉川町 神崎町 住吉町

四小區 (五ヶ町)

和泉町一丁目 南農人町二丁目 農人橋一丁目 兩替町一丁目 谷町四丁目

五小區 (六ヶ町)

和泉町二丁目 南農人町三丁目 農人橋二丁目 兩替町二丁目 農人橋詰町

材木町

六小區 (六ヶ町)

常盤町一丁目 鍵屋町一丁目 内本町一丁目 德井町一丁目 南新町一丁目

谷町三丁目

七小區 (六ヶ町)

常盤町二丁目 鍵屋町二丁目 内本町二丁目 德井町二丁目 南新町二丁目

内本町橋詰町

八 小區 (六ヶ町)

北新町一丁目 糸屋町一丁目 大手通一丁目 内淡路町一丁目 内平野町一丁目
谷町二丁目

九 小區 (六ヶ町)

北新町二丁目 糸屋町二丁目 大手通二丁目 内淡路町二丁目 内平野町二丁目
豊後町

十 小區 (七ヶ町)

京橋一丁目 同二丁目 谷町一丁目 石町一丁目 島町一丁目
釣鐘町一丁目 船越町一丁目

十一 小區 (六ヶ町)

京橋三丁目 石町二丁目 島町二丁目 釣鐘町二丁目 船越町二丁目
高麗橋詰町

十二 小區 (六ヶ町)

北濱一丁目 同二丁目 今橋一丁目 同二丁目 高麗橋一丁目
同二丁目

十三 小區 (十一ヶ町)

北濱三丁目 同四丁目 同五丁目 大川町 今橋三丁目
同四丁目 同五丁目 高麗橋三丁目 同四丁目 同五丁目
横堀一丁目

十四 小區 (六ヶ町)

伏見町一丁目 同二丁目 道修町一丁目 同二丁目 平野町一丁目
同二丁目

十五 小區 (十ヶ町)

伏見町三丁目 同四丁目 同五丁目 道修町三丁目 同四丁目
同五丁目 平野町三丁目 同四丁目 同五丁目 横堀二丁目
十六小區 (六ヶ町)

淡路町一丁目 同二丁目 瓦町一丁目 同二丁目 備後町一丁目
同二丁目

十七 小區 (十ヶ町)

淡路町三丁目 同四丁目 同五丁目 瓦町三丁目 同四丁目

同 五丁目 備後町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 横堀三丁目
 十八小區 (六ヶ町)
 安土町一丁目 同 二丁目 本町一丁目 同 二丁目 南本町一丁目
 同 二丁目
 十九小區 (八ヶ町)
 安土町三丁目 同 四丁目 本町三丁目 同 四丁目 南本町三丁目
 同 四丁目 北渡邊町 横堀四丁目
 二十小區 (六ヶ町)
 唐物町一丁目 同 二丁目 北久太郎町一丁目 同 二丁目 南久太郎町一丁目
 同 二丁目
 二十一小區 (八ヶ町)
 唐物町三丁目 同 四丁目 北久太郎町三丁目 同 四丁目 南久太郎町三丁目
 同 四丁目 南渡邊町 横堀五丁目
 二十二小區 (六ヶ町)
 北久寶寺町一丁目 同 二丁目 南久寶寺町一丁目 同 二丁目 博勞町一丁目

同 二丁目
 二十三小區 (九ヶ町)
 北久寶寺町三丁目 同 四丁目 南久寶寺町三丁目 同 四丁目 博勞町三丁目
 同 四丁目 上難波南の町 上難波北の町 横堀六丁目
 第二大區 (南大組・十四小區・九十三ヶ町)
 一 小區 (七ヶ町)
 上本町筋二丁目 同 三丁目 内安堂寺町通一丁目 同 二丁目 同 三丁目
 北桃谷町 南桃谷町
 二 小區 (二ヶ町)
 東新瓦屋町 西新瓦屋町
 三 小區 (五ヶ町)
 谷町六丁目 同 七丁目 田島町 空堀町 松屋町
 四 小區 (五ヶ町)
 瓦屋町一番町 同 二番町 同 三番町 同 四番町 同 五番町
 五 小區 (八ヶ町)

- 順慶町通二丁目 同 二丁目 安堂寺橋通二丁目 同 二丁目 鹽町通二丁目
- 同 二丁目 末吉橋通二丁目 同 二丁目
- 六 小 區 (九ヶ町)
 - 順慶町通三丁目 同 四丁目 安堂寺橋通三丁目 同 四丁目 鹽町通三丁目
 - 同 四丁目 末吉橋通三丁目 同 四丁目 横堀七丁目
- 七 小 區 (五ヶ町)
 - 心齋橋筋一丁目 鱧谷西之町 大寶寺町西の町 西清水町 北炭屋町
- 八 小 區 (六ヶ町)
 - 周 防 町 南炭屋町 八 幡 町 三津寺町 久左衛門町
 - 心齋橋筋二丁目
- 九 小 區 (六ヶ町)
 - 壘 屋 町 宗右衛門町 玉 屋 町 千 年 町 長堀橋筋二丁目
 - 笠 屋 町
- 十 小 區 (四ヶ町)
 - 東清水町 大寶寺町中の町 鱧谷中の町 長堀橋筋一丁目

- 十一 小 區 (七ヶ町)
 - 鱧谷東の町 大寶寺町東の町 鍛冶屋町 南綿屋町 竹 屋 町
 - 問 屋 町 大 和 町
- 十二 小 區 (九ヶ町)
 - 二つ井戸町 高津町一番町 同 二番町 同 三番町 同 四番町
 - 同 五番町 同 六番町 同 七番町 御藏跡町
- 十三 小 區 (十ヶ町)
 - 日本橋筋一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 - 高津町 番町 同 九番町 同 十番町 東 櫓 町 東 阪 町
- 十四 小 區 (十ヶ町)
 - 九郎右衛門町 難波新地一番町 同 二番町 同 三番町 同 四番町
 - 同 五番町 同 六番町 西 櫓 町 西 阪 町 湊 町
- 第三大區 (西大組・二十三小區・二百八十九ヶ町)
 - 一 小 區 (七ヶ町)
 - 土佐堀通一丁目 同 二丁目 土佐堀裏町 江戸堀上通一丁目 同 二丁目

立賣堀南通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 新町北通一丁目
 同 二丁目 新町通二丁目 同 二丁目 同 三丁目
 十二小區 (七ヶ町)
 新町南通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 裏新町 西長堀北通一丁目
 同 二丁目 同 三丁目
 十三小區 (八ヶ町)
 立賣堀南通五丁目 同 六丁目 新町通四丁目 同 五丁目 新町南通四丁目
 同 五丁目 西長堀北通四丁目 同 五丁目
 十四小區 (八ヶ町)
 西長堀南通一丁目 同 二丁目 北堀江上通二丁目 同 二丁目 北堀江下通二丁目
 同 二丁目 北堀江通一丁目 同 二丁目
 十五小區 (十ヶ町)
 西長堀南通三丁目 同 四丁目 北堀江上通三丁目 北堀江下通三丁目 同 四丁目
 同 五丁目 北堀江通三丁目 同 四丁目 同 五丁目 北堀江裏通一丁目
 十六小區 (七ヶ町)

西長堀南通五丁目 北堀江裏通二丁目 北堀江下通六丁目 北堀江通六丁目 北堀江一番町
 同 二番町 同 三番町
 十七小區 (七ヶ町)
 南堀江通一丁目 同 二丁目 南堀江上通一丁目 同 二丁目 南堀江下通一丁目
 西道頓堀通一丁目 同 二丁目
 十八小區 (八ヶ町)
 南堀江通三丁目 同 四丁目 南堀江通上三丁目 同 四丁目 南堀江下通三丁目
 同 三丁目 西道頓堀通三丁目 同 四丁目
 十九小區 (九ヶ町)
 南堀江通五丁目 同 六丁目 南堀江上通五丁目 南堀江下通四丁目 西道頓堀通五丁目
 同 六丁目 南堀江一番町 同 二番町 同 三番町
 二十小區 (五ヶ町)
 幸町通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 二十一小區 (十二ヶ町)
 松島町一丁目 同 二丁目 松島上の町 仲の町二丁目 同 二丁目

高砂町一丁目 同二丁目 十返町 花園町 緑町
月見町 雪見町

二十二小區 (七ヶ町)

本田町通一丁目 同二丁目 同三丁目 梅本町 本田一番町
同二番町 同三番町

二十三小區 (十ヶ町)

榮町 洲先町 穂波町 入江町 千里町
榮摘町 霧島町 野上町 藻刈町 七瀬町

第四大區 (北大組・二十小區・九十三ヶ町)

一小區 (三ヶ町)

相生町 野田町 網島町

二小區 (五ヶ町)

川崎町 白屋町 今井町 天満橋筋一丁目 空心町一丁目

三小區 (四ヶ町)

天満橋筋二丁目 同三丁目 同四丁目 空心町二丁目

四小區 (八ヶ町)

金屋町一丁目 朝日町 信保町一丁目 岩井町一丁目 龍田町

壺屋町一丁目 河内町一丁目 瀧川町

五小區 (六ヶ町)

金屋町二丁目 信保町二丁目 岩井町二丁目 壺屋町二丁目 河内町二丁目

松ヶ枝町

六小區 (八ヶ町)

此花町一丁目 市の町 天神筋町 天神橋一丁目筋 菅原町

鳴尾町 樽屋町 地下町

七小區 (六ヶ町)

此花町二丁目 大工町 天神橋筋二丁目 南森町 旅籠町

東堀川町

八小區 (六ヶ町)

天神橋筋三丁目 同四丁目 北森町 綿屋町 紅梅町

末廣町

九小區 (五ヶ町)

源藏町 西堀川町 伊勢町 富田町 木幡町

十小區 (四ヶ町)

樋の上町 老松町一丁目 同二丁目 若松町

十一小區 (三ヶ町)

老松町三丁目 眞砂町 絹笠町

十二小區 (三ヶ町)

曾根崎新地二丁目 同二丁目 同三丁目

十三小區 (五ヶ町)

堂島濱通二丁目 堂島船大工町 堂島中一丁目 堂島裏一丁目 同二丁目

十四小區 (四ヶ町)

堂島濱通二丁目 堂島中二丁目 堂島北町 堂島裏三丁目

十五小區 (二ヶ町)

堂島濱通三丁目 同四丁目

十六小區 (二ヶ町)

中の島一丁目 同二丁目

十七小區 (四ヶ町)

中の島三丁目 同四丁目 宗是町 常安町

十八小區 (五ヶ町)

中の島五丁目 同六丁目 同七丁目 玉江町二丁目 同二丁目

十九小區 (五ヶ町)

安治川上通一丁目 同二丁目 安治川通北二丁目 同二丁目 同三丁目

二十小區 (五ヶ町・附屬地一)

古川町 富島町 安治川通二丁目 同二丁目 同三丁目
附屬 天保町

第五大區 (東成郡・三小區・三十三組・六十二ヶ村)

一小區 (十組・十ヶ村)

一番組 東高津村 北平野町 南平野町

二番組 天王寺村

三番組 天王寺村

- 四番組 天王寺村
 - 五番組 天王寺村
 - 六番組 天王寺村 阿部野村
 - 七番組 天王寺村
 - 八番組 天王寺村
 - 九番組 國分村 舍利寺村
 - 十番組 林寺村 林寺新家村 田島村
- 二 小區 (十組・二十六ヶ村)
- 一番組 岡村 猪飼野村
 - 二番組 小橋村 木野村 西玉造村 玉造村
 - 三番組 鴨野村 天王田村
 - 四番組 新喜多新田 布屋新田 放出村
 - 五番組 森村 古屋敷地 中道村
 - 六番組 本庄村 西今里村
 - 七番組 大友村 中川村 腹見村

- 八番組 深江村 東今里村
 - 九番組 片江村 大今里村
 - 十番組 永田村 中濱村 左專道村
- 三 小區 (十三組・二十六ヶ村)
- 一番組 中野村 野田村 木野新田
 - 二番組 澤上江村 善源寺村
 - 三番組 友淵村 毛馬村
 - 四番組 赤川村
 - 五番組 荒生村 中村
 - 六番組 江野村 南島村
 - 七番組 今市村 森小路村
 - 八番組 千林村 貝脇村
 - 九番組 上の辻村 馬場村
 - 十番組 般若寺村 別所村
 - 十一番組 下の辻村

十二番組 蒲生村 野江村 關目村 内代村
 十三番組 今福村

第六大區 (西成郡・五小區・四十五組・一百二十五ヶ村)

一小區 (九組・十一ヶ村)

一番組 吉右衛門肝煎地 西高津村
 二番組 今宮村 西組
 三番組 今宮村 東組
 四番組 難波村 南組
 五番組 難波村 北組
 六番組 西側町 津守新田 中在家村 今在家村 材木置場
 七番組 木津村
 八番組 木津村
 九番組 勝間村
 二小區 (六組・三十五ヶ村)
 一番組 九條村 西野新田

二番組

難波村、地子 炭屋新田 千島新田 三軒家村 三軒家町地子

三番組

平尾新田 今木新田 中口新田 上田新田 南恩加島新田

四番組

市岡新田 池山新田 前田屋新田
 泉尾新田 小林新田 岩崎新田 千歳新田 北恩加島新田

五番組

岡田新田
 春日出新田 島屋新田 四貫島村 恩貴島新田 六軒家新田

六番組

南新田
 木屋新田 北福崎新田 南福崎新田 湊屋新田 池田新田
 田中新田 石田新田 八幡屋新田

三小區 (十組・二十一ヶ村)

一番組

國分寺村 川崎村 南長柄村 北長柄村

二番組

本庄村 南濱村

三番組

下三番村 北野村

四番組

光立寺村 小島新田村 小島古堤新田

五番組

成小路村 塚本村

- 六番組 浦江村
- 七番組 大仁村
- 八番組 海老江村
- 九番組 野田村
- 十番組 下福島村
- 四 小區 (十一組・二十九ヶ村)
 - 一番組 藥師堂村
 - 二番組 柴島村
 - 三番組 木寺村
 - 四番組 西村
 - 五番組 南宮原村
 - 六番組 蒲田村
 - 七番組 新家村
 - 八番組 天王寺庄
 - 九番組 橋寺村
- 會根崎村
- 安井九衛受所
- 上福島村
- 川口村
- 南方新家村
- 小島村
- 山口村
- 北宮原村
- 十八條村
- 三番村
- 西大道村
- 南大道村
- 北大道村
- 濱村
- 淡路村
- 川口新家村
- 堀村
- 宮原新家村
- 今里村
- 南方村

- 十番組 江口村
- 十一番組 新庄村
- 五 小區 (九組・二十九ヶ村)
 - 一番組 三津屋村
 - 二番組 加島村
 - 三番組 野中村
 - 四番組 御幣島村
 - 五番組 葎島村
 - 六番組 佃村
 - 七番組 南傳法村
 - 八番組 大和田村
 - 九番組 西島新田
- 小松村

- 三番組 堀上村
- 四番組 野里村
- 五番組 蒲島新田
- 六番組 北傳法村
- 七番組 申村
- 八番組 秀野新田
- 九番組 本西島新田
- 常吉新田
- 新在家村
- 助太夫開
- 百島新田
- 福村
- 大野村
- 矢倉新田
- 出來島新田
- 西洲新田
- 布屋新田
- 中島新田

第七火區 (住吉郡・二小區・十九組・五十三ヶ村)

一 小區 (十組・二十ヶ村)

- 一 番組 桑津村 北田邊村
 - 二 番組 南田邊村 松原新田
 - 三 番組 鷹合村
 - 四 番組 湯谷島村 富田新田 砂子村 中野村
 - 五 番組 喜連村
 - 六 番組 平野々堂町
 - 七 番組 平野流町
 - 八 番組 平野馬場町 平野市町 平野泥堂町
 - 九 番組 平野西脇町 平野背戸口町
 - 十 番組 今在家村 新在家村 今林村
- 二 小區 (九組・三十三ヶ村)
- 一 番組 猿山新田 寺岡村
 - 二 番組 堀村 前堀村
 - 三 番組 苺田村 我孫子村 庭井村

第八大區 (島下郡・五小區・五十二組・一百二ヶ村)

一 小區 (十一組・二十五ヶ村)

- 四 番組 住吉村
 - 五 番組 住吉村
 - 六 番組 杉本村 山の内村
 - 七 番組 遠里小野村 七道領 濱口村 南濱口村
 - 八 番組 澤の口村 殿辻村 青蓮寺村 坂の井村 新町村
 - 九 番組 大領村 鳥居村 安立町 千体村 島村
 - 加賀屋新田 駒井新田 北島新田 村上新田 柴谷新田
 - 嬰木新田 櫻井新田 庄左衛門新田 川上新田
- 一 番組 清坂村 長谷村 下音羽村 錢原村
- 二 番組 忍頂寺村 上音羽村
- 三 番組 大門寺村 生保村 車作村 犬岩村
- 四 番組 高山村 佐保村
- 五 番組 安元村 千提寺村 泉原村

- 六番組 福井村
- 七番組 粟生村
- 八番組 宿久庄村
- 九番組 安威村
- 十番組 耳原村
- 十一番組 小野原村
- 二 小區 (十組・二十六ヶ村)
- 一番組 郡山村
- 二番組 倍賀村
- 三番組 中穂積村
- 四番組 西河原村
- 五番組 田中村
- 六番組 茨木村
- 七番組 宇の邊村
- 八番組 太田村
- 桑原村
- 十日市村
- 清水村
- 道祖本村
- 郡村
- 畑田村
- 下穂積村
- 五日市村
- 上中條村
- 奈良村
- 上野村
- 上穂積村
- 中河原村
- 下中條村

三 小區 (十組・二十ヶ村)

- 九番組 總持寺村
- 十番組 牟禮村
- 一番組 鮎川村
- 二番組 目垣村
- 三番組 十一村
- 四番組 島村
- 五番組 島村
- 六番組 小坪井村
- 七番組 澤良宜東村
- 八番組 澤良宜濱村
- 九番組 東藏垣内村
- 十番組 水尾村
- 中城村
- 橋内村
- 二階堂村
- 平田村
- 野々宮村
- 島村東組
- 島村西組
- 太中村
- 澤良宜西村
- 真砂村
- 西藏垣内村
- 内瀬村
- 庄村
- 馬場村
- 戸伏村
- 中村
- 鶴野村
- 丑寅村
- 乙辻村

四 小區 (九組・十八ヶ村)

- 一番組 鳥飼中村
- 鳥飼八町村

- 二番組 鳥飼上村
 - 三番組 鳥飼西村 鳥飼八坊村
 - 四番組 鳥飼下村 鳥飼野々村
 - 五番組 一津屋村
 - 六番組 別府村 新在家村
 - 七番組 味舌下村
 - 八番組 味舌上村 坪井村 庄屋村
 - 九番組 味舌村 正音寺村 南村 吉志部村
- 五 小區 (十二組・十三ヶ村)
- 一番組 小路村
 - 二番組 東村 七つ尾村
 - 三番組 山田下村東組
 - 四番組 山田下村西組
 - 五番組 山田別所村 山田小川村 山田中村
 - 六番組 上新田村 下新田村

- 七番組 山田上村
- 八番組 佐井寺村
- 九番組 片山村
- 十番組 吹田村東組
- 十一番組 吹田村西組
- 十二番組 吹田村南組

第九大區 (島上郡・三小區・二十九組・五十九ヶ村)

一 小區 (十二組・三十ヶ村)

- 一番組 川久保村 大澤村 尺代村
- 二番組 東大寺村 廣瀬村 山崎村
- 三番組 高濱村 櫻井村 神内村
- 四番組 上牧村 井尻村
- 五番組 鶴殿村 梶原村 萩庄村
- 六番組 前島村 野田村
- 七番組 塚原村 土室村 奈佐原村 宿名村 氷室村

- 八番組 郡家村 岡本村
- 九番組 成合村 別所村 眞上村
- 十番組 服部村
- 十一番組 靈仙寺村 萩谷村 原村

二 小區 (八組・十七ヶ村)

- 一番組 安満村 下村
- 二番組 西天川村 東天川村
- 三番組 野中村 同 中小路村
- 四番組 辻子村 同 土橋村 同 西冠村
- 五番組 大塚村 大塚町 番田村
- 六番組 高槻村
- 七番組 下田部村 庄所村
- 八番組 上田部村 古曾部村

三 小區 (十組・十二ヶ村)

- 一番組 芥川村

第十大區 (豊島郡・三小區・三十三組・八十六ヶ村)

一 小區 (十二組・三十三ヶ村)

- 一番組 上止々呂美村 下止々呂美村
- 二番組 伏尾村 東山村 吉田村
- 三番組 木部村 中河原村 古江村
- 四番組 才田村 尊鉢村

- 五番組 池田村(西上池田)
- 六番組 池田村(西池田・西下池田)
- 七番組 東畑村 西畑村 上澁谷村 下澁谷村
- 八番組 新稻村 西小路村 平尾村
- 九番組 如意谷村 東坊島村 西坊島村 白の島村 石丸村
- 十番組 外院村
- 十一番組 瀬川村 半町村 芝村 東稻村 西稻村
- 十二番組 今宮村 西宿村
- 二小區(十二組・三十四ヶ村)
 - 一 番組 神田村
 - 二 番組 井口堂村 西市場村 東市場村 玉坂村 野村
 - 三 番組 石橋村
 - 四 番組 宮の前村 中の島村 轟木村 今在家村 産所村
 - 五 番組 野畑村 小路村 内田村 柴原村 南刀根山村

- 北刀根山村
- 五番組 麻田村
- 六番組 勝部村 走井村 箕輪村
- 七番組 山の上村 新免村 轟木村
- 八番組 長興寺村 櫻塚村
- 九番組 熊野田村
- 十番組 岡山村 曾根村 福井村 服部村
- 十一番組 原田村
- 十二番組 利倉村
- 三小區(九組・十九ヶ村)
 - 一 番組 穂積村
 - 二 番組 上津島村 今在家村 島田村
 - 三 番組 島江村 洲到止村 菰江村
 - 四 番組 庄本村
 - 五 番組 野田村 牛立村 三屋村

- 六番組 小曾根村
- 七番組 長島村 濱 村 石蓮寺村 寺内村 北條村
- 八番組 垂水村
- 九番組 榎坂村

第十一大區 (能勢郡・二小區・十三組・三十六ヶ村)

一小區 (六組・二十ヶ村)

- 一番組 上杉村 平野村 稻池村 森上村 今西村
 - 二番組 神山村 長谷村 垂水村 山田村
 - 三番組 山邊村 天王村
 - 四番組 大里村 宿野村
 - 五番組 片山村 栗栖村 柏原村 平通村 下田村
 - 六番組 上田尻村 下田尻村
- 二小區 (七組・十六ヶ村)
- 一番組 吉野村 山内村
 - 二番組 倉垣村

- 三番組 野間村
- 四番組 地黄村 杉原村
- 五番組 木代村 川尻村
- 六番組 吉川村 上余野村 下余野村 野間口村
- 七番組 大圓村 中野東村 中野西村 西野村

其の後區畫に異動せしものあり、即ち同年九月第七大區二小區七番組の内なる七道領を同八番組に組替へ、同年十二月二十六日新川崎町を第四大區三小區に組入れ、且同十年八月十三日第十大區三小區の内なる六番組と七番組を合併して六番組と改稱せらる。

第四百十七號

今般別紙之通市郡へ大小區の名稱を置候條、此旨管内無誤相渡候事

明治八年四月三十日

大阪府權知事 渡邊昇

(別紙)

第一大區	自二十一	至二十三	小區	從前	東大組
第二大區	自十一	至十四	小區	同	南大組
第三大區	自二十一	至二十三	小區	同	西大組
第四大區	自二十一	至二十三	小區	同	北大組

第二篇 大阪府制度の變遷 第一章 大阪府 第五節 七一九

第五大區	至自	三一	小小	區區	同	東成郡
第六大區	至自	五一	小小	區區	同	四成郡
第七大區	至自	二一	小小	區區	同	住吉郡
第八大區	至自	五一	小小	區區	同	島下郡
第九大區	至自	三一	小小	區區	同	島上郡
第十大區	至自	三一	小小	區區	同	豐島郡
第十一大區	至自	二一	小小	區區	同	能勢郡

但小區之儀は従前區畫之通

明治九年六月七日地第九十一號達 郡區戶長へ

區戶長假職制並取扱心得

- 第一條 官省の命令を遵奉し、府廳の達旨を體認し、上意を下達し、下情を上達せしむるを旨とす
- 第二條 大小區内の安寧保護に著目し、孝養好悪を察知し、其他收税・勸業・教育等を調理す
- 第三條 區戶長は公撰を以て定むと雖も、之を決するは府廳の權に任かす
- 第四條 區長は戶長の功過を呈陳することを得へし
- 第五條 戶長は區長を補助して其部内の事務を管理し、章程を照して奉行する者とす
- 第六條 書記は區戶長之れを撰定するものとす
- 第七條 伍長は伍内人民の公撰を以て之れを定むる者とす

第八號 伍長は戶長を補助して、伍内に關する事務を奉行す

第九條 伍長は伍内人民の長にして、互に懇議を盡し、伍内人民諸呼出し等の差添人となり、或は死傷等檢視の類に立會すへし

但此の場合に於ては上陳申告の文書に連署するものとす

區長取扱心得

區戶長の取扱心得を分つと雖も、所轄の區分に依て少し異同ある而已にして、職掌上に於て大異あることなし、故に區戶長取扱心得を一貫して奉行す可し

- 第一條 布令下達公文を各小區へ普及し、旨趣貫徹洩漏なきを要すへき事
- 第二條 官省の命令府廳の達旨に依り、進達の文書を調製し、及び成規ある正租雜税を收入して上納期を怠るへからざる事
- 第三條 一區内一村一町驛の事に總關する條件、及び成規あつて區長の保證を要すへきものは必ず連署する事
- 第四條 區長以下月給・旅費・日當、其他堤防・道詰・橋梁・街燈・會議所等修繕の經費は勿論、民費課出の成規を正しくし、其分類を詳悉し、成規に照して検査理察毎月月表を製して上申する事
- 第五條 學區取締の成規を照し、學童をして就學せしむる事
- 第六條 餘寡孤獨其他窮民救恤等の事を差配する事
- 第七條 水火震災等非常の變ある時は、該場へ出張して臨機防禦に注意する事
- 第八條 區内人民の戶籍職分を明かにして、徴兵年齢等を査定する事
- 第九條 衛生の事務に注意し、人身健康害豫豫防の事

第十條 會議所破損並道路修覆管繕等、臨時一ヶ所金高拾圓内外に及ぶものは、其區戸長伍長ノ協議の上、目論見帳を以て府廳へ可届出事

戸長取扱心得

- 第一條 布令下達の公文を部内へ普及し、遺漏なく明瞭すへき事
- 第二條 部内人民の戸籍職分を明かにし、上申下達の文書を修正する事
- 第三條 成規ある正租雜稅を收入して、期限を怠らず上納する事
- 第四條 部内の經費を明かにし、成規を照して金錢の出納を明密にする事
- 第五條 人民の諸願伺届等部内に關する文書へ連署する事
- 第六條 民費課出の金員は明細簿を以て之れを區長に差出し、區長檢印調査済の上提出すへき事
但該區餘金を生ずる時は、之れを該大區會議所へ差出し、同所に於て積置へし
- 第七條 部内人民の田畑山林建家等、買入書入及び賣買等の所田を明かにし、證印檢査を密にし、後日の故障及び目今の停滞なきを期すへき事
但地所の異動は其都度々々區長を経由して上申する事
- 第八條 水火震災等非常の節は、該場へ出張して臨機防禦に注意する事
- 第九條 人民送入籍・出生・死亡及び寄留・止宿人、並徵兵年齢等を調査する事
- 第十條 堤防道路下水等の不潔之なき様注意する事
- 第十一條 種痘衛生の事務を奉行する事

第三百十號

各町村總代人推舉ニ並投票規則相定候條、來る十二月十五日限り各町村に於て取究め、區長を経由して可届出、此旨管内無洩相達候事

但し向來改撰其の他交代之節等、都て此規則に準奉候義と可相心得候事

明治九年十一月三十日

大阪府權知事 渡邊昇

- 第一條 被推舉人は該區在籍年齢二十一歳以上、並該區に在住一年以上にして價格百圓以上の不動産所有の者に限るへし
- 第二條 撰舉人は該區内在籍の者にして、價格百圓以上の不動産所有の者に限候事
- 第三條 懲役一年以上實決の刑、並身代限の處分を受し者、其他著しく品行不正の者は、被撰舉人及び撰舉人となるへからざる事
- 第四條 投票は封印にして、上封へ撰舉人の居所族籍姓名を記し、該區會議所へ差出すへき事
- 第五條 投票は該區會議所に於て、區戸長立會開封の上多數の者に取究め、該姓名並に票數共本廳へ上申するものとす
- 第六條 總代人は一町村毎に一町中にして支村あるも合して一町となす支村毎の知事は本村へ合して一村となす、二名を撰舉して、之を該町村の總代人となす
- 第七條 一小區毎に該區内町村總代人の中より交互投票せしめ、其多數に依りて小區總代人を定む
- 第八條 小區總代人は三人より少からず、五人より多からざるを定員とす
- 第九條 總代人は毎年五月を定期となし、改撰すへし
但改撰の期、其の半數舊員を存置し、毎期半數宛交代するものとす、尤も半數を存置するを投票の多數に依て決す

第十條 惣代人は該町村の義務なるを以て俸を與へずと雖も、其の職に當る者は私に之を辭するを得ざるへし

第六節 大阪市街の小區更正

大小區の制を定められたるも、大阪市街地に於ける其の小區の定め方に就ては、未だ其の宜きを得ざるものありけん、明治九年九月三十日第二百五十九號を以て、小區の合併更正を行ひ、従前の八十八小區を三十五小區とせられ、第一大區の二十三小區は九小區・第二大區の十四小區は九小區・第三大區の二十三小區は十一小區・第四大區の二十小區は六小區となる。而して區戸長は從來區内人民一統より選舉せしめ、選舉人・被選舉人の資格等に就ては別に規定する所なかりしが、明治十一年三月八日天第四十二號を以て、明治九年十一月三十日の第三百十號總代人撰擧法に照準して取扱はしむることとなる。其の他には變更せるものなし。

第一大區 (東大組・九小區・一百五十二ヶ町)

第一小區 (舊第一二三四五小區合併・二十三ヶ町)

- 廣小路町 龍造寺町 十二軒町 粉川町 神崎町
- 住吉町 材木町 農人橋詰町 上本町二丁目 谷町四丁目
- 同五丁目 内久寶寺町二丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目

- 南農人町二丁目 同二丁目 農人橋二丁目 同二丁目 和泉町二丁目
- 同二丁目 兩替町一丁目 同二丁目

第二小區 (舊第六七八九小區合併・二十四ヶ町)

- 常盤町一丁目 同二丁目 鑓屋町二丁目 同二丁目 内本町二丁目
- 同二丁目 内本町橋詰町 豊後町 谷町二丁目 同三丁目
- 南新町一丁目 同二丁目 北新町一丁目 同二丁目 徳井町一丁目
- 同二丁目 糸屋町一丁目 同二丁目 大手通二丁目 同二丁目
- 内淡路町二丁目 同二丁目 内平野町二丁目 同二丁目

第三小區 (舊第十十一小區合併・十三ヶ町)

- 船越町一丁目 同二丁目 高麗橋詰町 釣鐘町一丁目 同二丁目
- 谷町一丁目 島町一丁目 同二丁目 石町一丁目 同二丁目
- 京橋一丁目 同二丁目 同三丁目

第四小區 (舊第十二十四小區合併・十二ヶ町)

- 北濱一丁目 同二丁目 今橋一丁目 同二丁目 高麗橋二丁目
- 同二丁目 伏見町一丁目 同二丁目 道修町二丁目 同二丁目

平野町一丁目 同 二丁目

第五小區 (舊第十六十八小區合併・十二ヶ町)

淡路町一丁目 同 二丁目 瓦町一丁目 同 二丁目 備後町一丁目
同 二丁目 安土町二丁目 同 二丁目 本町一丁目 同 二丁目
南本町一丁目 同 二丁目

第六小區 (舊第二十二二十三小區合併・十二ヶ町)

唐物町一丁目 同 二丁目 北久太郎町一丁目 同 二丁目 南久太郎町二丁目
同 二丁目 北久寶寺町二丁目 同 二丁目 南久寶寺町一丁目 同 二丁目
博勞町一丁目 同 二丁目

第七小區 (舊第二十二二十三小區合併・十七ヶ町)

唐物町三丁目 同 四丁目 北久太郎町三丁目 同 四丁目 南久太郎町三丁目
同 四丁目 北久寶寺町三丁目 同 四丁目 南久寶寺町三丁目 同 四丁目
博勞町三丁目 同 四丁目 上難波南の町 同 北の町 南渡邊町
横堀五丁目 同 六丁目

第八小區 (舊第十七十九小區合併・十八ヶ町)

淡路町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 瓦町三丁目 同 四丁目
同 五丁目 備後町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 安土町三丁目
同 四丁目 北渡邊町 本町三丁目 同 四丁目 南本町三丁目
同 四丁目 横堀三丁目 同 四丁目

第九小區 (舊第三十五小區合併・二十一ヶ町)

北濱三丁目 同 四丁目 同 五丁目 今橋三丁目 同 四丁目
同 五丁目 高麗橋三丁目 同 四丁目 同 五丁目 伏見町三丁目
同 四丁目 同 五丁目 道修町三丁目 同 四丁目 同 五丁目
平野町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 大川町 横堀一丁目
同 二丁目

第二大區 (南大組・九小區・九十三ヶ町)

第一小區 (舊第一二小區并第三小區の内三ヶ町合併・十二ヶ町)

上本町筋三丁目 同 三丁目 内安堂寺町通一丁目 同 二丁目 同 三丁目
北桃谷町 南桃谷町 東新瓦屋町 西新瓦屋町 谷町六丁目
空堀町 松屋町

第二小區 (舊第三小區の内二ヶ町并第四小區合併・七ヶ町)

瓦屋町一番町 同 二番町 同 三番町 同 四番町 同 五番町
谷町七丁目 田 島 町

第三小區 (舊第五小區の内四ヶ町并第十一小區合併・十一ヶ町)

順慶町通一丁目 安堂寺橋通一丁目 鹽町通一丁目 末吉橋通一丁目 鱧谷東の町
大寶寺町東の町 鍛冶屋町 南綿屋町 竹屋町 問屋町
大 和 町

第四小區 (舊第五小區の内四ヶ町并第六小區合併・十三ヶ町)

順慶町通二丁目 同 三丁目 同 四丁目 安堂寺橋通二丁目 同 三丁目
同 四丁目 鹽町通二丁目 同 三丁目 同 四丁目 末吉橋通二丁目
同 三丁目 同 四丁目 横堀七丁目

第五小區 (舊第九小區合併・十ヶ町)

疊屋町 宗右衛門町 玉屋町 千年町 笠屋町
長堀橋筋一丁目 同 二丁目 東清水町 大寶寺町中の町 鱧谷中の町

第六小區 (舊第七八小區合併・十一ヶ町)

心齋橋筋一丁目 同 二丁目 鱧谷西の町 大寶寺町西の町 西清水町
北炭屋町 南炭屋町 周防町 八幡町 三津寺町
久左衛門町

第七小區 (舊第十二小區・九ヶ町)

二つ井戸町 高津町一番町 同 二番町 同 三番町 同 四番町
同 五番町 同 六番町 同 七番町 御藏跡町

第八小區 (舊第十三小區・十ヶ町)

日本橋筋二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
高津町八番町 同 九番町 同 十番町 東櫓町 東阪町

第九小區 (舊第十四小區・十ヶ町)

九郎右衛門町 難波新地一番町 同 二番町 同 三番町 同 四番町
同 五番町 同 六番町 西櫓町 西阪町 湊町

第三大區 (西大組・十一小區・一百八十九ヶ町)

第一小區 (舊第一三小區合併・十五ヶ町)

土佐堀通一丁目 同 二丁目 土佐堀裏町 江戸堀上通一丁目 同 二丁目